

23253

東邦朝鮮彙報出版ノ理由



世界列國ノ優勝劣敗ハ、百餘年來駁々トシテ其歩ヲ進メ、而  
カモ汽機電機ノ勢力ハ、五洲ノ天地ヲ縮メ、六合ノ風雲ヲ捲  
向テ、其旋轉震動ヲ逞シフシ來ル、誰レカ能  
以テ禍ヲ轉シテ福ト爲ス者ソ、



印度ハ先ツ  
日朝鮮ト云ヒ、暹羅ト云ヒ、亦皆危亡ニ瀕ヒサルハ莫シ、此時  
當リテ屹然トシテ、頽瀾ノ砥柱ト爲リ、儼乎トシテ、獨立固  
有、國性ヲ尊ミ、國力ヲ厚フシ、銳ヲ蓄ヒ、機ヲ審ラカニシテ、  
以テ克ク、東方民族ノ尊榮ヲ恢復興隆スル者ハ、我カ  
皇國及ヒ西鄰漢族ヲ舍テ、復タ之レ有ル無キ也、是レ我カ

出版ノ理由

一

東邦協會ノ會テ興レル所以、而カモ、其報告ノ發行アル所以ナリキ、

然ルニ、其報告書中ノ紀事、若クハ論說、其宜ク之ヲ世上ニ弘メ、以テ有志者參稽ノ一端ニ資スヘキ者、亦鮮シト爲サス、故ニ、今其類ヲ分テ、之ヲ撮録シテ、以テ別ニ冊子ト爲シ、世上有志者ト共ニ、弘ク之ヲ頒テテ研究ノ資料ニ供セムトス、此冊即テ其第一集也、題シテ、東邦叢書朝鮮彙報ト曰フ、之ヲ要スルニ、東邦問題研究ノ端緒ニ外ナラス、

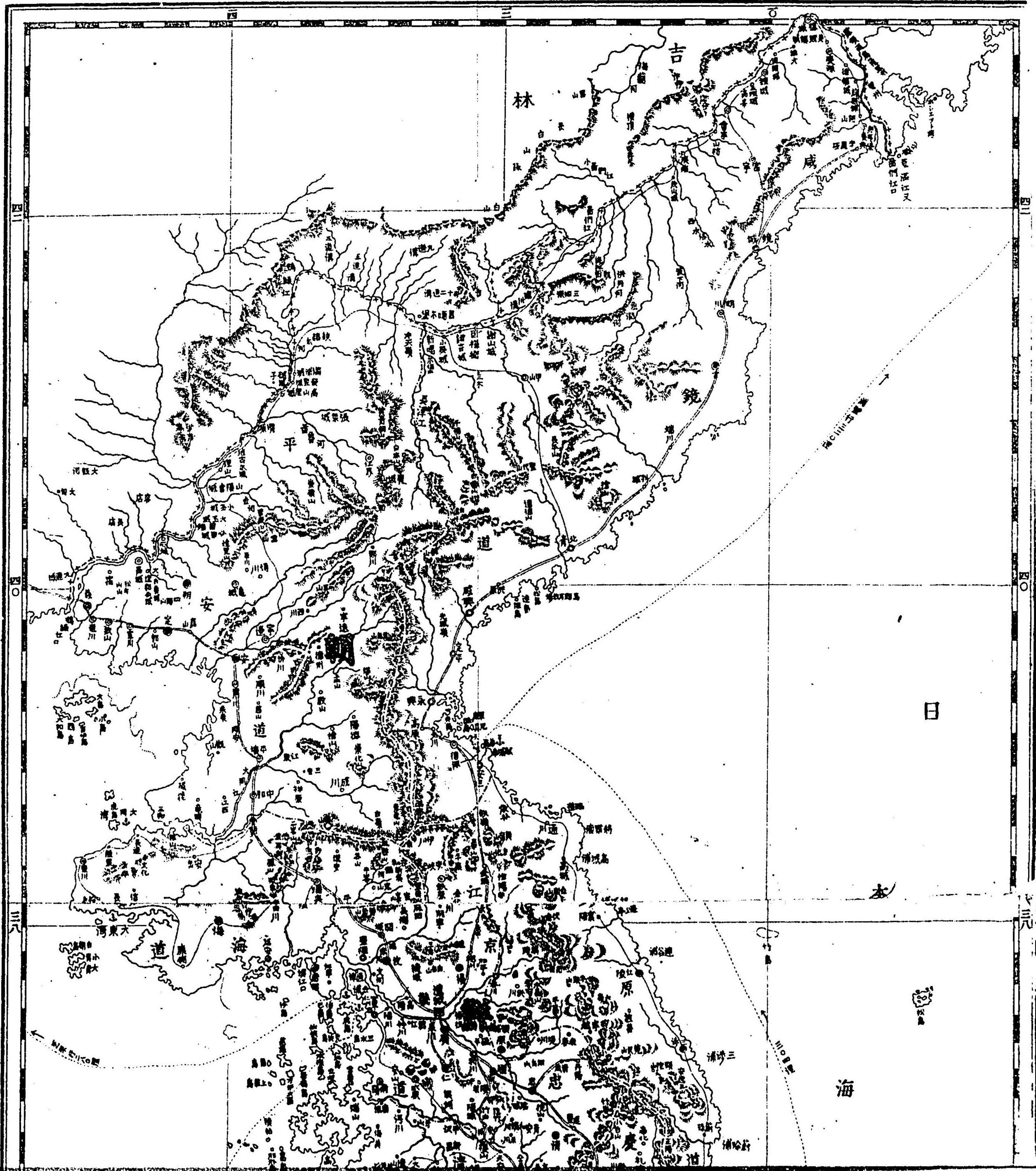
明治二十六年夏七月一日皇軍大ニ元寇ヲ殲クセシ日

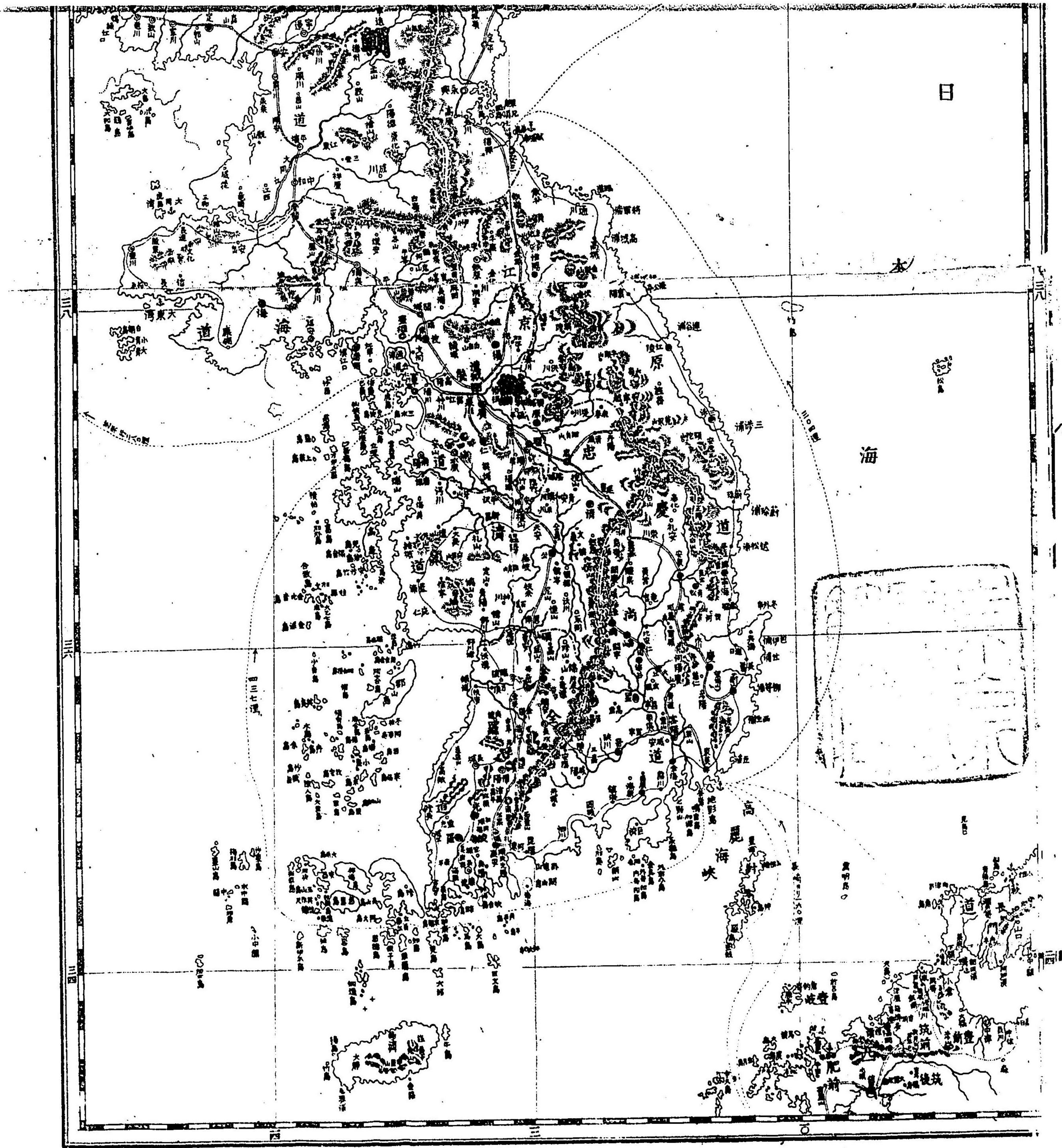
編者謹識

東邦朝鮮彙報目次

(一)	露韓ノ關係并ニ朝鮮國地圖	一
(二)	朝鮮論	六三
(三)	朝鮮西岸ノ水路	七五
(四)	朝鮮探檢ノ結果 (金田樞太郎)	九八
(五)	朝鮮ノ現制并日本トノ關係 (末永純一郎)	一二〇
(六)	朝鮮紀行	一七八
(七)	朝鮮北部紀行 (海津大尉)	二一七
	一 義州紀行	
	一 慶興紀行	
(八)	朝鮮ノ外國貿易附漁業ノ景況 (中川恒次郎)	二七四
(九)	朝鮮大院君李是應ノ事ヲ記ス	三二二

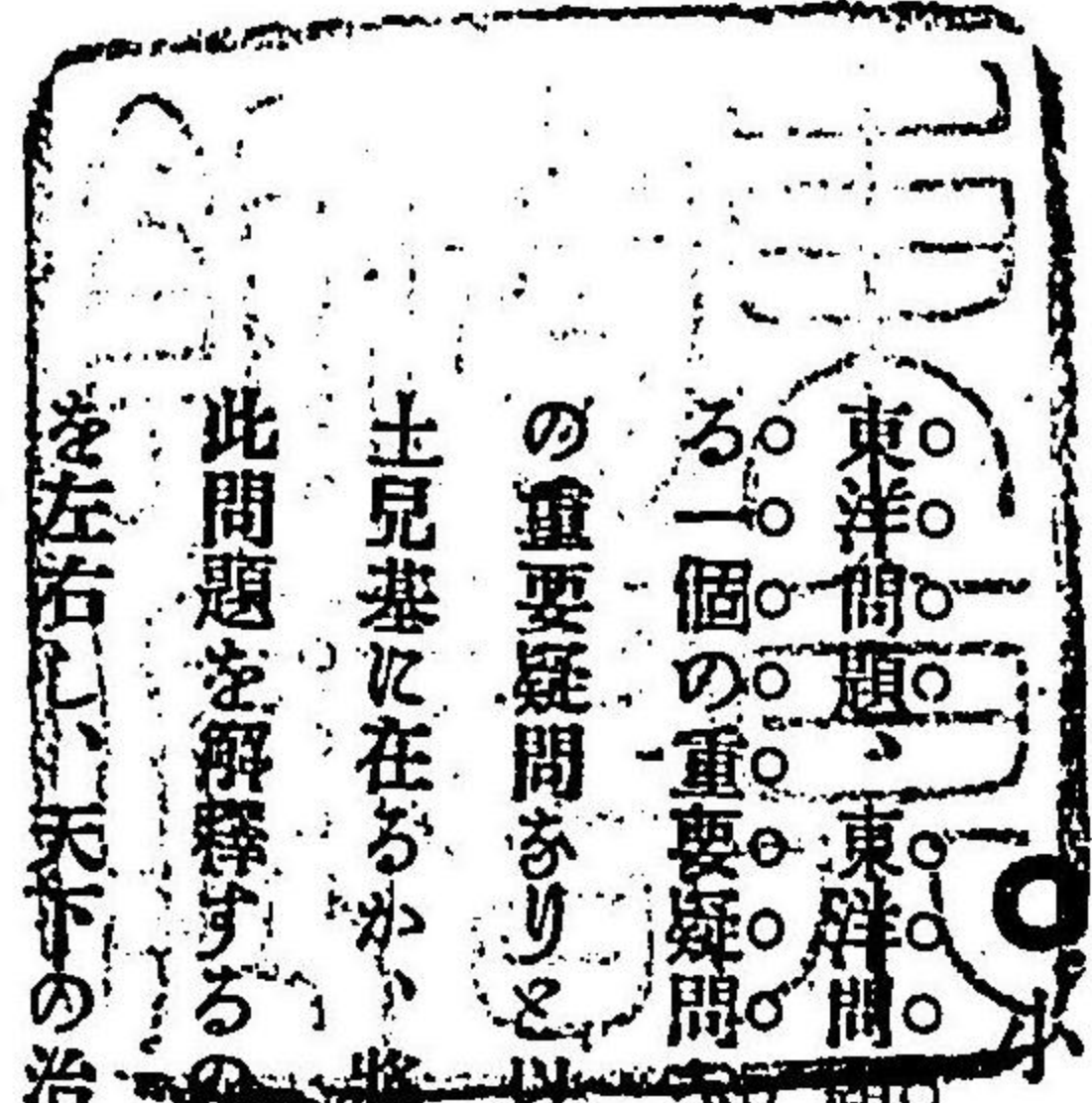
# 朝鮮全國圖





東邦叢報

# 露韓の關係



東洋問題、東洋問題、東洋問題、東洋問題。東洋問題は現時及び將來に亘り世界に於ける一個の重要疑問ありと、吾人之を耳よするや久し、余も亦然りと以爲ふ、同じく一個の重要疑問ありと以爲ふ、但た其疑問の中心とあり、講究の燒點となる所の地は果して土兒基に在るか、將た朝鮮に在るか、論者の所見自ら異なるあり、蓋し土兒基の一國は此問題を解釋するの一大燒點たるや疑なし、然りと雖も亞細亞の東方に於て諸邦の安危を左右し、天下の治亂を支配し、其勢の我に痛切逼迫せるものは朝鮮の獨立如何に關するの疑問より急まるは無し、抑も朝鮮の獨立は吾人の固より冀望する所あり、然れども朝鮮自國の力は果して能く獨立を維持すると思惟せらるる歟、若し又彼れ自國の力其獨立の維持に疑あらば、何れの保護者か其獨立を最も確實に擔保すると思惟せらるる歟、之に反し彼の國到底獨立に望みなしとせば、新に之を統治す可き者は果して誰歟、朝鮮を露韓の關係

操縦して立てる所のもの三國、我國も亦其一とあせば、吾人は日本を提げて何よりも先きに此疑問を解釋決定し置かざる可からず。

強露南下、強露南下、強露南下、強露南下、強露の南下、時々刻々にして來ると、吾人亦之を耳にするや久し、余之を觀る其ダニユー河を壓するものも南下あり、其高加索山を超えしものも南下あり、其バグダットに據れるものも南下なり、其亞非汗斯丹に干渉するものも南下あり、其ツンガリアを争ふものも南下なり、然れども其南下の勢我に最も緊急の關係を有するものは其韓境の出境、韓國との交なり、余此二大點の講究觀察に資せんか爲め近八年間に於ける露國の韓國に對する施設の一斑を記す、余や足未だ嘗て韓境を踏まず、固より知る記する所、粗漏鹵莽の嘲を讀者に免かれざるを、然れども大方の君子之を覽て而して高教を賜ひ、啓沃する所あらば、豈に獨り余の幸のみあらんや、日南生誌す。

### ○露韓國交の起端

露國の拓地政略は萬延元年（西曆一千八百六十年）英佛聯合軍北京に迫るの機を以て滿州

地方に奇功を奏し一兵に奪らすして黒龍江の下流を超え、一朝にして境界線を南方數百里（史に云ふ二千七百里と其何國の里あるを知らず。）の地に擴ひろげ、終に豆滿江を畫して朝鮮と國境を接するに至れり、爾來露國は歐領及び亞領の中部に多事にして東顧の暇なく、爲めに其對韓政略も未だ大に觀る可きものあらざりしか、其後三十餘年にして日清の兩國力を朝鮮の國交に用ゆるに及ひて、露國の西端も會々無事を示す、是れに於てか露國の對韓政略將に其機を見はさんとするの運に向へり、會々獨逸人にモルレルドルフある者あり、清の直隸總督李鴻章に聘せられ久しく其幕中に在り、李鴻章頗る之を器重せり、朝鮮、日本の誘勸に由り其の海港を開くに及ひ、李鴻章潜かに策る所あり、朝鮮政府に勸めてモルレルドルフを任用し、以て、韓廷の顧問に擧げしむ、是れ韓廷の爲めにするものといふと雖も、實は自ら爲めにせんと欲してなり、モルレルドルフ人となり狡慧驕詰、常々異圖を抱く、朝鮮の積弱にして國是定まらず、搖々蕩々、動もすれば風聲鶴唳に驚くの状態を見て、深く乗す可きの機なりとあし、其身は韓人の後裔ありと宣言し、其名に當つるに穆麟德の漢字を以てし、頗る韓人の輿望を求め、韓廷か外交の事情に通せざるに乘し、嚇するに日清兩國の朝鮮の獨立に不利なるを以てして、露國を引きて後援とするの至計なる

を説く、其實は此一大強國の力を借りて己か異圖を達せんか爲めなり、韓廷昏々曾て之を悟らず、一に穆麟徳の言に聽く、是に於て穆密かに露廷に倚頼する所あり、露韓の國交其端を發す、當時穆の意を察するに云く、予や元來韓人に非ず、韓の八道固より予か有に非ず、予の之を奪攘するに當り、力を予に假す者あらは、土を分ち地を割くに於て何かあらん、何となれば分つ所の土は元と予の有に非ずして、得る所の地は全く予の得に歸すればなりと、其露廷に倚頼せし所の條件は他人の知る能はざる所ありと雖も、穆の心術舉動と露の國交に周旋せしとは炳々乎として見る可きの事跡あり、是を明治十七年の事とす、

### ○通商條約の締結

露韓國交の機動くや、露廷は乃ち在清國公使ウーベルの深く東邦の事情に通するを以て、舉げて特命全權委員となし、明治十七年朝鮮又遣はし通商條約を商議せしむ、ウーベル乃ち北京を發して韓の京城に入る、韓廷は外務衙門總理大臣金炳始を以て全權委員と爲し、商議往復、其間穆麟徳の内に居て力を盡すあり、其年六月二十五日(露日)露韓通商條約及ひ附録并に特別約條書を議了して調印を経露廷に復命す、明治十八年四月十四日(露日)

國皇帝之れを批准し、再たひ前のウーベルを以て公使とし京城に送る、其年十月仁川に達し、京城に入りて韓王に謁見し、進みて批准交換の式を了へ、身は露國代理公使兼總領事として朝鮮政府の下に駐劄す可きの命を受けたることを奏し、且つ言を進めて云く貴國政府の顧問官穆麟徳は此の條約の締結に軌掌して勞あり、露國皇帝之に酬ゆるに神聖安那第二等勳章を以てすと、是に由りて之れを見るも穆の如何に露韓條約を扶持せしかを知るに足らん、爾來ウーベルは代理公使兼總領事として京城に駐劄せり、是れ恰も伊藤伯か全權大使として支那に入り天津條約を締結せし秋なりき、今露廷か公にせし該條約の全文は左の如し。

#### 露韓通商條約

天佑を保する全露西亞皇帝波蘭國王芬蘭大公其の他に君たる朕アレキサンドル第三世爰に汝有衆に宣布す朕及朝鮮國王陛下の承諾に由り兩國の委員は千八百八十四年七月七日京城に於て左の通商條約を締結し各之に記名調印せり

全露西亞國皇帝及朝鮮國王兩陛下は兩國の間に永久の平和親睦を保持し貿易條約を締結せんことを欲す露國皇帝陛下は露國五等官神聖スマニヌラス第二等勳章のウーベルを

朝鮮國王陛下は朝鮮國外務衙門總理大臣金炳始を全權委員に任じ雙方の委員互に委任状を示し其狀實適良あるを認め左の條款を合議決定せり

### 第一條

第一款 全露西亞國皇帝及朝鮮國王并に兩國人民の間に今より永久の平和懇親あるへし且兩國の人民は各彼此の領内に於て其の生命及財産の保護を受くるの權利あるものとす

第二款 締盟國の一方に於て他國との間に紛議争論を生したるときは其辯明に由り他の一方に於て之を紛議を平和に完了するとに盡力すべきものとす

### 第二條

第一款 締盟國雙方は其の一方の國都に自國の外交理事官を任置し又爾他諸國領事官の駐在せる開港場に總領事、領事、副領事を任置することを得但し右諸員には爾他諸國の外交理事官及領事官等に許與せるものと同一の權利及特典を互に許與するものとす

第二款 締盟國雙方の外交理事官及領事官并に附屬員等は互に駐在國の領内を旅行する

とを得但し朝鮮國の内地に旅行する露國人に對し朝鮮國官吏より旅券其他必要の場合には護衛者を附從せしむるものとす

第三款 締盟國雙方の領事官は各本國政府の委任状を駐在國の政府に呈示し之を承諾を経たる後其の職務を執行する權利を得但し貿易を營むとは一切之を禁す

### 第三條

第一款 朝鮮國に在る露國人の身上若くは其所有物に關する裁判は露國官吏の裁斷に附するものとす又朝鮮國に在る露國人の間若くは露國人他國人の間に起りたる争議には朝鮮國政府一切關係せず

第二款 朝鮮國の官吏及人民より露國人に對する訴訟は露國官吏に於て審按し朝鮮國の法律に據り裁斷するものとす

第三款 若し露國の官吏及人民より朝鮮國人に對する訴訟は朝鮮國官吏に於て審按し朝鮮國の法律に據り裁斷するものとす

第四款 朝鮮國人に對し罪を犯したる露國人は露國官吏に於て之を審按し露國の法律に據り處罰するものとす



第五款 朝鮮國に在る露國人に對し犯したる朝鮮國人は朝鮮官吏に於て之を審按し朝鮮國の法律に據り處罰するものとす。

第六款 朝鮮國に在る露國人が本條約及附録に定むる規則を犯せるに由りて罰金を課し又は其の所有物を沒收する事は露國領事の裁斷に據るものとす但し其課收せし罰金及沒收品は朝鮮國政府に交附す。

第七款 朝鮮國の官吏が朝鮮國の海上に於て露國人の荷物類を取押へたるときは之よ付き露國領事の裁斷を了る迄該荷物に封印を施し預り置き其露國領事に於て右荷主の方に理ありと裁斷するときは速に之を領事に引渡すものとす但し荷主に於て領事の裁斷を了らざる前に該荷物の相當の價額を朝鮮國官吏に預置すれば之を引取るとを得。

第八款 朝鮮國に於て双方人民の間に關する民事及刑事の訟庭を開くときは彼我の差別なく其の原告たる一方のものより陪審員を列席せしむるとを得此場合に於て該陪審員は證人を訟庭に召喚して立會はさしめ又は訟庭の裁判を抗拒する權利あるものとす。

第九款 朝鮮國民中本國の法律を犯し訟庭に告訴されたるものか居留露國人の家宅倉庫若しくは船内に潜匿したるときは露國領事に於て朝鮮國地方官の請求に由り此者を引渡す。

すへき方法を施すものとす但し朝鮮官吏は領事の許諾を経るに非れば直に露國人の家宅船舶其他構内等よ入るとを得す。

第十款 朝鮮國官吏は其國內に潜匿する露國の刑事犯罪人及軍艦若しくは商船より脱走せる者等を露國官吏の請求に由り逮捕の上引渡すへきものとす。

#### 第四條

第一款 朝鮮國は本條約實行の日より露國貿易のため左記の場所を開くものとす。

濟物浦、元山津、釜山（若し不便あるときは近傍の一箇所）京城、楊花鎮、（或は近傍便宜の地）。

第二款 露國人は前上の場所に於て土地及家屋を賃借し或は購求し又は家宅、倉庫、製造場、及寺院等を建築するとを得但し居留地の區劃及土地購求等に關する件は朝鮮國官吏及關係ある諸外國官吏の協議に由り決定するものとす。

第三款 居留地の地所は朝鮮國政府に於て該地主より買上げ且外國人の居住に便宜あらしむる工事等を施し之か爲めに支出せる費額は其賣渡すへき價中に加入すへきものとす又此地所より生ずる地租額は朝鮮國官吏及關係ある諸外國官吏の協議に由り一定し。

且此拂渡したる地代の幾千分は朝鮮國政府に於て收納し其餘分并に居留地の收入額は追て朝鮮國官吏と關係ある諸外國官吏との協議に由り創設すべき居留地議會の使用に委ねて該區に充つるものとす

第四款 露國人民ハ朝鮮國居留地の區劃外十里（朝鮮里數以下倣之）以内の場所に於て土地及家屋を賃借し又は購求するを得と雖も地方の法制に悖るとなく且朝鮮國官吏の定むる所に據りて其地租を拂ふを要す

第五款 朝鮮國政府は各開港場の埠頭に於て倉庫の建築に適當ある地所を無代價にて附與し其借地料地租其他の諸税を徴收せずして居留地議會の管轄に歸せしむべき者とす

第六款 露國人民は旅券を携帯せずして朝鮮國の開港場より百里以内若くは今後朝鮮國官吏と關係ある諸外國官吏の協議に由り特定する區域内に於て自由に旅行するを得又露國人民ハ朝鮮國內の諸部に旅行し地方の物産を購買し又ハ貨物を輸送して販賣するを得と雖も朝鮮國政府の允許を経ざる書籍及印刷物は此の限りに非ず但し露國の商人及旅行人は自國領事を経て朝鮮國官吏の署名したる旅券を携帯するを要す此旅券を携帯せずして一定の區域外に旅行したる者あるときは朝鮮國官吏に於て之を逮捕し

最寄露國領事官に交附すへし又旅券を携帯せずして一定の區域外に旅行するものは墨西其弗百枚以下の罰金に處し併せて一箇月以下の禁錮に處するとあるへし

第七款 朝鮮國に在る露國人は居留地議會及警察其他渾て地方の靜謐を維持するため朝鮮國官吏と關係ある諸外國官吏の協議に由りて定めたる諸規則を遵奉するを要す

#### 第五條

第一款 朝鮮國の開港場に於て露國人民は禁制品を除くの外本條約の附録に定むる所の税率を納めて本國若くは他國の港より種々の物品を輸入し之を朝鮮及他國人に販賣し又は朝鮮國甲の開港場に於て種々の物品を購買し更に之を朝鮮國乙の開港場若くは他國に輸出するとあるも朝鮮政府より之に干渉せざるものとす

第二款 外國の諸港より輸入せし荷物の關税を納めたる後其持主若くは受取人に於て更に該荷物を他國に輸出せんとするとき該荷物到着の月より十三箇月を過ぎざる間は其裝包等を變せざるもの限り一旦納めたる輸入税額の代金證券を領受するを得但し右代金證券は朝鮮國政府に於て開港場の關税納金に收納し又は現貨と引換を請ふ者は之を引換ふものとす

第三款 朝鮮の物産を同國の甲開港場より乙の開港場に輸送したるときは乙港の税關に於て認めたる該荷物の到着證に據りて甲港の税關より當初收納せし税金を返附す若し航路上破船したる場合には其の確固たる證據物件に據り之を返附すへきものとす

第四款 露國人民に於て朝鮮國の開港場へ輸入せし貨物は一定の關税を納めたる後之を該國自餘の開港場若くは内地に輸送するも更に税金若くは運送税等を拂ふとを要せず

第五款 朝鮮政府は人員及荷物を同國の開港場に搭送するため露國の商船を賃借するを得又朝鮮の人民に於ても同國政府の許可を得て之を賃借するを得

第六款 朝鮮政府は自國麥類の缺乏の恐ある場合に際し一時其の輸出を禁ずるを得此の場合に於ては該國地方官より此旨を最寄露國領事官に通知せし時より一箇月の後露國人民に於て之を嚴守せしむるものとす

第七款 露國商船は登簿噸數一噸に付き墨西其銀貨三十仙の入港税を拂ふものとす其入港税を拂ひたる者は四箇月間朝鮮の開港場を巡航するを得此税額は總て朝鮮國開港場修理并に燈臺及淺瀬標等の建設費に供するものとす但し荷物の積卸等に供する端船

には一切賦税を課せざるものとす

第八款 本條約に添ふる貿易規則及税率表は此條約實施の日より同時に効力あるものとす又向後貿易規則に付き兩國政府に於て必要と認むる場合に於ては之を再議し其協議に由りて増補改正するとを得

第六條

露國人民にして朝鮮國の開港場若くは他の場所に密賣品を輸入し或は輸入せんと謀る者あるとき朝鮮國政府は該品を沒收し且其價額二倍の罰金を課するものとす又朝鮮國官吏に於て密商若くは密商を謀る露國人を認めたるときは之を取押へ最寄開港場の露國領事館に引渡し其の裁判に附すへし此場合に於て密商品は該領事の裁斷を了る迄朝鮮國官吏の許に取押へ置くものとす

第七條

第一款 露國の船舶朝鮮國の海岸に於て破船し又は坐礁膠沙したるときは最寄地方官に於て該難破船及積荷等の掠奪に遭はざる様手當を施し其の乗組員に救護を與へ速に此旨を最寄開港場の露國領事に報告し要用なる場合には遭難人を最寄開港場に赴かしむ

へき方法を與ふるを要す

第二款 朝鮮政府に於て露國難破船人のため支給したる衣服及食料費并に旅費又は溺死  
人及溺死人の搜索費或は病患者負傷者の治療費若しくは溺死人の埋葬等に係る諸入費は  
露國政府より償還すへきものとす

第三款 朝鮮政府に於て露國難破船の救援若しくは其の積荷の保護等に費したる金額は露  
國政府之を償還せしめて救援若しくは保護を受けたる船主若しくは荷主等之を償還すへき  
ものとす

第四款 朝鮮政府に於て露國難破船の場所官吏若しくは警察員を派遣せし費用并に難船  
人を護送せる官吏の旅費又は其の公信往復費等は渾て露國政府より償還せざるものとす  
第五款 露國船舶航海中難風又は薪水等の缺乏に遭遇するときは朝鮮國の不開港場に寄  
航して船体を修葺し又は必需品を購入するを得但し此の費用は渾て該船長より支辨  
するものとす

#### 第八條

第一款 締盟國雙方の軍艦は彼我の港灣に寄航するを得其の必需品の購求若しくは船体

の修葺等を要するときは可成的の便宜を與へ貿易規則及港則等に檢束せらるゝとあく  
且何等の課税を納むるに及はざるものとす

第二款 露國の軍艦朝鮮國の開港場に寄航したるときは其の乗組員等自由に上陸すると  
を得と雖旅券を携帯するに非れば内地に旅行するを得ず

第三款 露國海軍用の備品は之を朝鮮國の開港場に陸揚し且露國官吏をして之か管守を  
爲し且之を倉庫に貯置するを得但し該備品は税金を納むるに及はずと雖若し之を賣  
却するときは其購買人より相當の税金を朝鮮國政府に納むへきものとす

第四款 朝鮮國政府は朝鮮海に於て海圖の調製又は測量等に從事する露國軍艦に對し可  
成的協助を與ふへきものとす

#### 第九條

第一款 朝鮮國政府は朝鮮國に在る露國人に於て朝鮮國人を教師通譯使僕其他正當の職  
務に雇使することを妨げざるものとす又露國政府は朝鮮國人に於て露國人を正當の職務  
に雇使するを妨げざるものとす

第二款 締盟國雙方の人民彼我の言語、文學、法律及工業を學習し又は學術研究の目的

を以て内地に旅行するときは雙方の政府に於て可成的の協助を與ふべきものとす

#### 第十條

本條約實施の日より露國政府、官吏、及人民は現に朝鮮國王より他國政府、官吏及人民に現在許與し又は今後許與する權利及特典を同時に許與せらるべきものとす

#### 第十一條

本條約實施の日より十年の後兩國の一方に於て本條約及貿易規則並に稅率表を改正せんと欲するときは其の旨を一年前に豫告し双方協議の上増補改正するを得

#### 第十二條

第一款 本條約は露語及支那語を以て記し兩語とも同意同義ありと雖各條の意義に付き異議を生じたるときは露語を以て記したるものを正文と看做すべきものとす

第二款 露國官吏より朝鮮官吏に送致する公文の露語を以て記すべしと雖當分の内は支那語の譯文を添ふるものとす

#### 第十三條

本條約は露國皇帝及朝鮮國王兩陛下互に名を署し鈐を璽し今より一年の後或は都合に由

り尙早く京城に於て批准を交換し即其の日より實施の効力あるものとす

右を確證するため雙方全權委員爰に記名調印す

耶蘇紀元千八百八十四年六月二十五日

朝鮮開國四百九十三年五月十五日

清曆光緒十年

ウエーメル 印

金 炳 始 印

#### 朝鮮國に於ける露國人民の貿易規則

#### 第一條 出入船舶の事

第一款 露國商船朝鮮國の開港場に入津したるときは四十八時間内（日曜日祭日等を除く以下之に準ず）に其の船長より船書類即船免狀荷物送狀等を露國領事に差出し其預り證書を受取り之を朝鮮國稅關長に差出すべきものとす又之と同時に入港届書積荷目録等即入港届書には船名船長姓名出發港名、乗客員數乗組人員等を詳記し積荷目録には箇數、番號、品名、荷主及受取人の姓名等を詳記し其の正確あるとを證するため船

長之に記名調印の上差出すへし然るときは税關より速に陸揚免狀を交附すへきものとす即此の免狀を本船に派出せる税關官吏に呈示し以て其の封鎖せし船口等の開封を乞ふものとす此の手續を経すして擅に船口を破開したるときは墨西其弗百枚以下の罰金を船長に課すへし

第二款 入港手續を畢るの後四十八時間に於て積荷目録中に遺漏誤脱あることを覺知したるときは更に手数料を拂はすして替入又は書換を爲すとを得と雖該時限を過くるときは墨西其弗五枚を納むるに非れば書入れ又は書換を爲すとを得す

第三款 航着後四十八時間に入港手續をなさざるるときは該時限より二十四時間を経過する毎に墨西其弗五十枚以下の罰金を船長に課するものとす

第四款 露國船舶其の必需品を求むるため若くは難風を避くるため寄航し船積及船卸等をあすとをくして四十八時間内に出港するときは入港手数料又は噸税を納むるに及ばざるものとす

第五款 出港せんと欲する船舶の船長の輸入積荷目録と一様の書式を以て輸出積荷目録を認め税關に差出すへし然るときは税關より出港免狀及露國領事の認めたる船書類預

り證書を返付すへし但し船書類は右預り證書を領事に返納したる後船長に返付するものとす

第六款 前上の手續をなさずして出港したる船舶には墨西其弗二百枚以下の罰金を其の船長に課するものとす

第七款 露國汽船は一日の内に入港手數と出港手數をあすことを得此の場合に於ては其港に於て陸揚し又は他船に移し他の港場に轉送する荷物の外積荷目録中に掲記することを要せず

## 第二條 荷積卸及税金の事

第一款 輸入荷物引取人に於て荷物を陸揚せんと欲するときは其姓名、船名、荷物の箇數品名及實價を詳記して陸揚願書を税關に差出すへし此場合に於ては税關は積荷目録を呈出せしむる權利を有す然るに之れを所持せずして其理由を明辯すると能はざるときは二倍の税額を納むるに非れば陸揚を許さず但し其の過納額は積荷目録を呈出するに非れば返付せざるものとす

第二款 前款に基き陸揚したる荷物は特定の場所に於て税關官吏之を検査すへし但し檢

査官吏は荷物を破壊せざる様取扱ひ且検査のため故らに時間を費すことなく又検査を畢れば成るべく元形の通に包装すべきものとす

第三款 若し税關に於て輸出入の申立たる荷物の價格不充分なりと認むるときは税關監定吏の監定せし價格に従ひ納税せしむるを得然れども輸出入に於て此監定價格に服せざるときは二十四時間内に其の旨を税關に申出て同時に評價人を選定して其の價格を監定せしむ此の場合に於て税關長は此の再定價格に従ひ納税せしむるも又は其の價格に百分の五を加へて該品を買上るとも其の自由に任す但し之を買上るときは該監定の日より五日間に其の代價を拂渡すべきものとす

第四款 航路中に於て損傷せし貨物は該損傷の度に應じて納税額を低減すへし右に付き異論を生じたるときは前上の順序方法より決定すべきものとす

第五款 輸出せんと欲する貨物は必ず其の船積前に税關に届出るを要す但し届出方は書面を以てし且其の搭載すべき船名及貨物の品名、箇數、價額等を詳記し其確實を證するため差出人は之に記名すべきものとす

第六款 荷物は税關の許可を得るに非れば船積又は船卸を爲すを得ず又日没より日出

迄并に日曜日又は祭日に於ては税關の特許を得るに非れば船積及船卸をすることを得ず但し此の特許を得る場合には別に手数料を納むるを要す

第七款 税金の過納税は納税の日より三十日を過ぎざる間は輸出入に於て過納額の返還を請求するを得又税關に於て納税の不足額を追徴するを得べき時限も亦之に準す

第八款 船舶の乗組員及乗客の用品等は積荷目録中に掲記するを要せず但し乗客の手荷物には税關の検査を経て何時にても自由に陸揚又は船積するを得

第九款 修覆のため入港したる露國船舶は關税を納めずして其積荷を陸揚し之を朝鮮國官吏の監守する倉庫に入置くとを得此の場合に於ては藏敷其の他の雜費は船長より支辨し若し該荷物を賣拂ふとあるときは其賣拂ひたる荷物の高に應じて相當の關税を納むるものとす

第十款 甲船より乙船へ荷物を轉載するとは税關長の特許あるに非れば之を爲すを得

### 第三條 税關監査の事

第一款 税關長は入港せし露國船舶に其の官吏を派遣する權利を有す此の官吏は船内其の他荷物ある場所に近付くことを得而して之を接待するに敬禮を以てし且適宜の房室を給するを要す

第二款 日没より日出迄并に日曜日若くは祭日には前上の官吏に於て船口其の他渾て荷物ある場所の入口を封鎖すへきものとす若し該官吏の許可を経ずして封鎖を破開するとあらば其船長に墨西其弗百枚以下の罰金を課すへきものとす

第三款 若し露國人に於て積荷目録に記載なき物品を陸揚若くは船積し又は陸揚若くは船積せんと謀りたるるとき又は埠頭に於て禁制品及積荷目録中に記載なき物品を發見したるときは其の所有人より該品の價格に二倍の罰金を課し現品は之を沒收するものとす

第四款 關稅を減少せんとするの目的を以て積荷目録等の偽書に關印せしものには墨西其弗二百枚以下の罰金を課すへきものとす

第五款 以上の規則を犯したる者にして其罰則を特定せざるものは總て墨西其弗百枚以下の罰金を課すへきものとす

ウエーベル 印  
金 炳 始 印

從價稅目表

輸入の部		ウエーベル 印	
旅荷物	無稅	硬性の木板	一割
竹類	五分	貴重品及其の模造品	二割
舶來素麵	七分五厘	眞珠	二割
葡萄酒及葡萄製の酒類	一割	農具器械	無稅
毛類	七分五厘	金銀	無稅
木蠟及蜜蠟	七分五厘	金、銀細工品	二割
金銀及絹の縫箔	二割	編蝠傘(絹)	一割
秤量器具	五分	針及留針	七分五厘
鳥糞及肥料	五分	學術用器械	無稅
香水	二割	樟腦	五分
		網及繩類	七分五厘
		カルミン(染料)	一割

關稅の關係



護謨及其の製品	一割	人參	二割
石油及鑛性油	五分	穀物	五分
菓實の製品及罐詰類	七分五厘	金銀貨幣	無稅
絹天鵝絨	二割	蝙蝠傘(木綿)	五分
開擴用爆發物及特許輸入物	一割	齒磨粉	一割
毛氈	七分五厘	石灰	五分
人毛	一割	石及石盤	七分五厘
蠟布	七分五厘	龍腦	一割
團扇及扇子	七分五厘	傘骨	七分五厘
陶器類	七分五厘	石版畫及寫真	一割
藤黃(顏料)	七分五厘	明礬	五分
軟性の木板	七分五厘	朱	一割
寶石	二割	煉化石及瓦	五分
香水	二割	魚膠	七分五厘

敷物(麻製及粗毛製)	一割	未製金銀)	七分五厘
皮類	七分五厘	家具類	一割
皮類の製作品	一割	昆布	五分
菓子及菓子の原料	一割	樂器及音樂器械	一割
木皮類(染料)製皮用の品	五分	石鹼(上等品)	一割
コセニール(染料)	五分	麝香	二割
燈石	五分	乾肉及鹽肉類	七分五厘
漆器	一割	火酒(瓶入)	七分五厘
洋燈	七分五厘	綿絲	
藥品(別項ニ記載なき分)	五分	蔬菜類	
活字(新古の別なく)	無稅	武器(但し特許品)	二割
建築用硬性木材	一割	膠類	五分
植物油	七分五厘	書籍及地圖	無稅
鑛物(管、線并ニ水銀、白金、)		敷物(天鵝絨製)	二割

露碑の關係

皮類(着色)	一割	發明雛形	無稅
繭	七分五厘	海產品(特記なきもの)	七分五厘
珊瑚及其の細工品	二割	麥粉類	五分
骨類	五分	石鹼	五分
染料及ペンキ類	七分五厘	牛肉	五分
漆	七分五厘	檸檬水、生姜水、曹達水、其他	七分五厘
漆器(上等)	二割	各種の飲料	七分五厘
冰糖精製糖	一割	火酒、リキウル(玻璃瓶及樽入)	二割
麻及苧麻	五分	見本類(小形のもの)	無稅
建築用軟製の木材	七分五厘	夜着蒲團	七分五厘
種油	五分	眼鏡	七分五厘
鑛物(塊、棒、片、板、粉等)	五分	帆木綿	七分五厘
鑛物の製作品(釘、捻針、器械及鐵道用品)	一割	胡椒	五分
		麥酒ポルテ酒	二割

書翰用紙及尋常の紙類	五分	角及蹄類(特記なきもの)	五分
色紙及包紙等	一割	臘虎、獺、紫猫等の毛皮	二割
文書用品	七分五厘	生魚	五分
衣服及履物	七分五厘	乾魚及鹹魚	七分五厘
蚊張(木綿)	七分五厘	砂糖及蜜類	七分五厘
絹服	一割	獸脂	七分五厘
蚊張(絹)	一割	蠟燭	七分五厘
銀被及鍍銀の器具	一割	線香	二割
麻絲及毛絲	五分	象牙	二割
香料	二割	樹脂	七分五厘
燕窩	二割	爺兒	五分
卸鈕、扣子類	七分五厘	鹽	七分五厘
羽毛類	七分五厘	醬油(日本及支那産)	五分
犀角	二割	摺附木	五分

露露の關係

玻璃	七分五厘	包装用品(袋、筵等)	無税
鏡	一割	磁器	七分五厘
玻璃製の器具	一割	磁器(上等品)	一割
菽豆類	五分	金銀箔	一割
馬具	一割	鉛葉及銅葉等	七分五厘
種子物	五分	提燈	五分
硫黃	七分五厘	寫真器械	一割
烟草(各種とも)	二割	菓物	五分
麻布	七分五厘	乾果物及雜詰	七分五厘
雙眼鏡及望遠鏡	一割	化學用品	七分五厘
消防唧筒	無税	綿	五分
石炭及コークス	五分	綿布及綿毛交織布	七分五厘
木炭	七分五厘	美術品	二割
金銀の着飾物	二割	剪採花	二割

二八

セメント	七分五厘	羊毛	五分
薦及筵	五分	毛布類	七分五厘
疊	七分五厘	絹毛交織布	七分五厘
茶	七分五厘	皮革(未製品)	五分
懷中時計(銀及銅)其部分品	一割	皮革精製品	七分五厘
懷中時計(金製)及其部分品	二割	印章及印材	一割
掛時計	一割	馬車	二割
旅櫃、提囊、革袋、	一割	七寶	二割
鎧甲及其の細工品	二割	礎及鎖	五分
生絲、屑絲	七分五厘	琥珀	二割
絹絲	一割	一切の未製品(特記なきもの)	五分
絹物類(特記なきもの)	七分五厘	一切の粗製品(特記なきもの)	七分五厘
絹布(縮緬、羽二重、縹子等)	一割	一切の製作品(特記なきもの)	一割

朝鮮國に外國の船舶を賣附するときは帆船は其の噸數に應じ一噸に付き墨西其銀二十

露韓の關係

二九

五仙漁船は同一噸に付同五十仙つゝ納税するものとす

輸入禁制品

擬造貨幣類 鴉片(薬用品を除く) 武器(但し防身用又は獵用の銃器及装薬等は領事よりの證明に由り朝鮮國官吏より特別に輸入を許すことあるへし) 偽製藥

輸出の部

第一 無税輸出品、旅荷物、金銀塊、金銀貨幣、小形の見本類、花卉草木

第二 前上に示す輸出品の外は渾て五分つゝの從價税を課收す

第三 紅蔘は一切輸出を禁す

税率に關する件

第一 輸入品の價格は製産地に於ける實價及運送費并に保險料等を併算して一定し輸出

品の價格は朝鮮國の市場に於ける相場に由り一定す

第二 税金の渾て墨西哥銀貨及日本銀貨を以て納附すへきものとす

第三 本則に示す税目中從價税は兩國政府の望みに由り雙方の委員商議の上定法と爲す  
とを得

ウエーメル 印

金炳始 印

特別約定書

本條約記名調印の際兩國の委員は更に左の條々を合議決定せり

本條約第三條に關する件

朝鮮國に在る露國人民に許されたる治外法權は向後朝鮮國の法律裁判法等著しく改良し且其の裁判官には露國裁判官の權利に於けるか如く獨立の權利を與へ露國の人民をして其の裁判に服従せしむるに充分なりと認定する迄に進歩したるときは露國政府は全く治外法權を廢止すへし

本條約第六條に關する件

朝鮮國の締盟諸國若くは今後條約を締結する諸國に於て京城内に自國の商館を設置する權利を廢止したるときは露國も亦此の權利を廢止すへきものとす  
本書は本條約の批准を了るの後同時に實施の効力を有するものとす  
右確定のため兩國の委員爰に記名調印す

耶蘇紀元千八百八十四年六月二十五日

朝鮮開國四百九十三年五月十五日

清曆光緒十年

ウエーベル 印

金 炳 始 印

朕本條約を熟覽し悉く其の適良あるを認め爰に之を批准す依りて朕の後嗣者をして永く之を遵守せしむることを朕爰に宣約す右確定のため朕親ら名を署し命して國璽を鈐せしむ  
千八百八十五年四月十四日ガツチナに於て

アレキサンドル

奉勅

外 務 大 臣   ギ   ル   ス

抑も韓廷何を知らん、只た時勢の逼迫と穆麟徳の勦勝とに由り國交を約せしといふに止まるのみ、假令此條約のもの直ちに朝鮮を危するものに非すとすも、偏斷の約、偏益の章、余れ我嘉永安政の金創に鑑み、又嘉安の遺毒今に至りて未だ抜く能はざるに願み、朝鮮の前程に向ひて一掬の涕を澀かざるを得んや。

當時露廷が制定したる朝鮮副駐在露國外交官及び領事官任置規則は左の如し。

京城駐在代理公使兼總領事   四等官相當   年給一萬五千ルーブル(一萬千二百五十圓)

同   書記官兼一等譯官   七等官相當   年給三千五百ルーブル(二千六百十圓)

同   應費   年給三千五百ルーブル(二千六百十圓)

濟物浦駐在副領事   七等官相當   年給四千ルーブル(三千圓)

同   譯官見習   九等官相當   年給千八百ルーブル(千三百五十圓)

同   應費   年給千二百ルーブル(九百圓)

是れに由れば在韓露員の地位を見るに足る、爾後露廷の孜孜として露韓貿易の關係を擴張し、又兩國接壤の地に本國人殖民の事業を奨励せり、當時露の一新聞ノウオスケは記載して云く、露政府は東洋諸國に於ける殖民政略及び貿易の關係を暢發せんか爲め明年より其諸國に於ける領事を増加することを決議せり、蓋し該職務に最も適當の人物を撰擇し、殊に海軍士官の中より主として之に任用す云々と露國志望の在るところ歴々として察す可きあり。

## ○陸路通商條約の締結

穆麟徳の冀圖、露廷の政策は余敢て之を明言せざるも、其幾微は早く已に通商條約締結の際に萌芽せるものあり、此結約裁判の將に結了せんとするに當り、露公使ウエーベルは追加條約を設けて露韓疆界線に接近したる朝鮮の領内に於て特に露國人のみの爲めに内地貿易を開かんとを要求し、穆麟徳亦内に在りて百方之か成立に盡力したり、然れども其事重大、海港通商と同一視す可きに非ず、加之李鴻章の如き書を韓王に上りて切々忠告する所あり、韓廷迂と雖も頗る之を躊躇し、直ちに果決に至らず、是に於て穆麟徳は妄斷敢て朝鮮政府の名義を用ひ、遠からざる中、時を期し、此條約を締結す可しとの約を立てたり、穆の意蓋し韓廷の位置をして已むを得ざるの深壑に陥ぬれ、終に以て其目的を達せんと欲せしや疑をなし。

當時李鴻章が韓王に上りたる書の要領は左の如し録して以て参考に資す。

韓露の國境より生ずる利害に就き問答の体にあらひ謹んで數言を殿下に獻す。

第一問 韓露の國境に相接するや、且つ如何なる距離を以て之を分割するや。

答 豆滿江口より二十里迄は左岸を露國の國境とし、右岸を朝鮮の國境とす、又同地以外は同江を以て大清吉林省の境界と爲せり

第二問 韓露の境界は滿江口より二十里に渉る其境上に貿易の關係を立つる必要ありや。

答 若し境界千里に涉れば以て民富を増進するの源流とし、之れに貿易を開く必ず利益あるへし然れども僅々二十里間の境界線は沿岸貿易を以て足れりとす、故に境上の貿易を要せざるなり。

第三問 若し露國が此境上に於て兵力を以ても強て其目的を貫かんと務むるに際しては殿下如何に之れに處せんとするや。

答 近來朝鮮と他の各國との間に締結したる條約は單に通商條約あるを以て、若し露國が兵力に依り其條約を無理押せんと務めばは曲露國にあり、他の條約各國は其是非を決するの權を有す。

第四問 露人は其境上に貿易の關係を立てんと務むるに當り何等か他の目的を有するや否や

答 露國の貿易は極めて微々たるを以て之れを見れば露國は必ず他の目的を其間に有する者とす、且つ露人の提出に従ふの不利なることは容易に見るを得へし、又租税を境上に於て徴收するは海關に於て徴收するか如く輕便あること能はず、船舶にて豆滿江を溯り商品を齎らし來る商人之れを海陸何れの商人と見做すへきや、其境上の堡砦は唯一ヶ所に止まるを以て密賣を止むること甚た困難なるへし。

第五問 露人が有する主要の目的は那邊にあるや。

答 露人は至微の葛藤に就きても朝鮮を蠶食せんと謀る者あり、而して陸地貿易は多くの葛藤を生ずるの恐れあり、故に朝鮮の爲めに謀るに毫も陸地貿易を有せざるの勝れるに如かず。

第六問 露韓兩國間の葛藤を避くるの良手段は如何。

答 境上の葛藤を生ずる重要なる原因は三種あり、

(第一)境上に堡砦を建設し兵士を屯營せしむること、

(第二)脱走人を庇護して内國に隠匿すること、

(第三)隣國より來りたる脱走人を庇護して之を歸化せしむること、

抑々境上に堡砦を建設するは國際法に於て禁する處なり、又た各國の間には罪人引渡條約ありて謀反煽動の罪ある極惡の罪人は必ず之れを其政府に引渡すの例規なりとす、故に朝鮮は露國と罪人引渡の條約を締結するにあらざれば必ず屢々葛藤を生ずるの原因起るへし、又假令ひ朝鮮にして露國と此條約を締結すればとて、同條約は朝鮮政府が遵奉すると同一の方法にて露國の遵奉することを期すへからず何と云はれば目下朝鮮に於ては守舊改進の兩黨あればあり、蓋し此等の黨員は頻りに境界を越へて露國の邦土に移り、同國に於て安全を得て好機會の到來するを俟受くへし、故に朝鮮が爲さるへからざる第一事は同國に移住せんと欲する人物を總て審査すへき關門を境上に設立するにあり而して國際法は以て其國籍を變ずることを人に許せり露國は懸然なる朝鮮人の國境を越えて來るに遭へし、是れ我邦に善をなす者ありと揚言し之れを以て其無人境ある千里の沃野に殖せんことを熱望して止まざるへし。

第七問 露韓の間に愈々陸路貿易を開くの一事は大清の爲めに如何なる要用を生ずるや。

答 露韓に接したる大清の國境は豆滿江口より唯た二十里に過ぎざるを以て直ちに適當

の委員を派遣して同地に居住せしめ、境界を理定し且つ之を防衛せざるべからざるの必要あり、若し此一事を怠ることあらば苟も露人が一度其蠶食を始むる時に於ては如何なる境界と雖も到底全きを得ざるべし。

抑々境上貿易問題は最大要件あるを以て若し殿下にして余か列記したる條件に注意を置かるべしとあらば余の幸亦之れに如かさるなり。

露國若し朝鮮と此條約を締結することを主張して止まされば、朝鮮は聰明の人物を選抜して全權委員と爲し、露國公使に説明するに朝鮮は必ずしも境上貿易を許さざるにあらざると雖も、其細目は後日を期して決する所あるべしと言はしむべし、又同條約にて定むる場所は清國に最も接近し居るを以て同國にも協議を遂げざるべからざるの意を表し、且つ此機會を以て國際法に依り、脱走人の問題を決すべき要點を一定し置くべし而して若し其談判を口頭にて行ふ場合には宜しく之れか筆記を爲すべし、然れども尙ほ朝鮮が満足の結果を得ることは甚だ疑はし何とされは強國の弱國に對して不正を働くこと古今の歴史に徴して明あればなり、且つ假令ひ朝鮮人が此境上貿易より大利益を導き得べしとするも之れに因りて生ずる葛藤の害を償ふべき道を發見すること能はず、況んや朝鮮にし

て之れか爲め若し一利益たに導くことを得ざりし曉には果して如何そや、然れども若し露國公使が條約を締結するに至らずして歐洲に歸り行きたらんには未だ幾何くあらざりて必ず自ら大難に遭遇せざるを得ず、左れば條約は必ず締結する所なかるべからず、然れども之れに就きては大注意を爲すの必要ありとす、若し朝鮮政府にして此忠告を容れされば、其自ら悔ゆるの日は必ず遠きにあらざるべし、是れ余か殿下に向ひて敢て言を獻せんと欲する所以なり、其是非得失は殿下其れ唯た之れを斷せよ云々。

其後ち一年を経、明治十九年に至り露國公使ウエーベルは公然朝鮮政府に對し、前約を踐行せんことを要求し、其所謂追加條約草案あるものを提出し、陸地貿易場を定むるの談判を開けり、是に於てか露國の眞意其爪牙雲間に露はせり、其草案の要領に云く。

第一 本條約第一條は豆滿江より起算し、同江の兩岸に於て露韓兩國の間に朝鮮里程百里(凡る三十五英里)に渉る一帶の土地を作るの一事を約定し、此地方の貿易は露國人及び朝鮮人の爲め全く自由たる可し、又其貿易を監理す可き官吏は兩國より任命するものとす

第二 朝鮮は現行開港場の外、特に露國人の貿易及び居住に供するべからざるを爲め、豆滿江より



朝鮮里數二百里（凡う七十五英里）の地に位せる富寧と稱する場所を他の諸開港場と同  
一の方法にて特に露國人のみに開く可し。

第三 此貿易場即ち富寧に於て露國の領事館を設立す可し、尤も成規に依り任命せられ  
たる領事の同地に到着するまでは、西比利亞の浦鹽斯德州知事、若しくは他の露國地方  
官吏を以て代理領事たらしむ可し。

第四 朝鮮は馬を以て郵便事務を創設す可し、露國郵便用の馬匹其他のものは貿易區域  
内百里の地を往復す可し。

第五 他の朝鮮開港場にて一度課税せられたる物品は富寧にて課税を免す可し。

第六 十三箇月に降らざる間富寧に在りたる露國品は無税にて他の朝鮮開港場に送附す  
ることを得可し。

第七 一千八百八十四年（露韓本條約締結の年）前よ於て西比利亞に移住したる朝鮮人  
民は露國人と見做す可し。

第八 貿易區域百里の土地江外に送致する物品に相互に課税す可き税額は雙方とも普通  
の税額を超過す可からず。

此他の條項は官吏通信等に係る細事に止まれり、而して此草案も亦通商條約の如く偏益偏  
權の目的より出たれば、露國內地に逃れたる朝鮮の罪人引渡の款項もあらざれば露國內  
地に朝鮮の領事若しくは他の官吏駐在の箇條も見ゆる無し、此草案にして萬一韓廷の同意を  
得ば韓程一百里の江山は見る／＼露國の掌中に歸せんとせり。

是れより先き穆麟徳の言行に關し韓廷頗る悟る所あり、始めて疑訝を生ず、而して李鴻章  
は第一に穆の欺瞞に罹りしことを悔恨し、韓廷に譲りて之を清國に召還せんとす、露公使  
は穆の對韓政略を助けて功あり、且つ常に有力ある内應者たるを以て、韓の爲めといはん  
より寧ろ露國の爲めに、韓廷に對して大に其不可を執争したり、是に於て韓廷は益々追加  
草案の危禍を包藏することを覺知し深く願慮する所あり、會は此事京城駐劄各國公使の耳  
にする所とあり、交も韓廷に向ひて忠告する所あり、其中穆麟徳京城を去り、談判も亦一  
時中止せられたりしは實に朝鮮の大幸なりき。

李鴻章は穆麟徳を召還したる後ち更に幕中の顧問米國人デンニーを韓王に薦め、穆に代り  
て王の顧問官たらしむ、其意亦穆を遣はせし時の如し、然るは田も亦穆の亞流、其京城に  
到るや第一に清韓の關係を絶ち、清國製肘の眞を排して然る後ち大に其私を爲さんと欲す

達韓の初め首として清韓論を著はし、清廷の施設と袁世凱の行爲を痛斥し、堂々數千言韓の清屬に非ざること、獨立の實を表す可き所以を切論す、而して是も亦穆の如く露國に倚りて以て志を成さんことを求め、忽ち露國の一味方となり、深く露公使と結託する所あり、露公使の敏達ある機を失せず、復たひ夫の追加條約草案を提出せり是に於てか此案は亦有力ある談判の一とあれり、是れを明治二十年の事とす、當時各國公使は依然之を以て深く韓國の不利とす、韓廷も頗る其利害に鑑るあり、然れども穆の前約、政府の粗漏、之に加ふるに露國の強大、交も與ふるに辭するを得ざるの事情を以てし、已むを得ずして韓廷は趙秉式を以て全權委員とし、ウエーメルと會同して商量討議を、翌明治二十一年八月八日（露日）終に陸路通商條約の締結を了し又其翌年明治二十二年十月に至り慶興を開きて之か實施を見るに至れり、其條約文は左の如し。

#### 露韓陸路通商條約

茲に兩國の和好を敦くし并に永く兩國邊疆に於ける通商の利益を謀らんかために此條約を會議商定す

#### 第一條

第一節 露國人民は朝鮮國の濟物浦、元山、釜山、各海口并に漢陽京城（倘し他の各國商人に於て商店倉庫を撤去するときハ露國商人も同時に此地の貿易を停止するものとす）楊花津（或は附近に於ける一港）五箇所に於て通商するの外に咸鏡道慶興府一ヶ所を開き其貿易を准すへし

第二節 露國政府は慶興に領事官或は副領事官を派遣すへし該領事官或は副領事官は朝鮮國の勅准又は朝鮮政府の認可書を齎して至るときは躬ら事務を執ることを得へし其到任以前に於て東海沿岸省境界事務長官或は他の官吏にして此職任を帯ひし者は朝鮮政府の認可を経て其任務を代理することを得へし

第三節 露國政府より派遣せられたる慶興駐紮領事等の官吏は朝鮮國地方官と會晤の際及往復の公式文書は必ず他の朝鮮通商港場に於ける領事取扱の禮式及諸種の權利を享受するものとす

第四節 露國より派遣する所の公使及隨行員并に各處に駐紮する領事、副領事官、境上事務官等は隨意に朝鮮の各地に旅行遊歴することを得へし而して朝鮮國地方官ハ沿途相當の保護を與ふるために旅行免狀を發給し并に適宜に人を派し一行を護送すへし遊歴者

より發送する信書は其地方官衙に附し遞送を依頼すへし若し重大緊要なる事件に關する文書は特に露國官吏の適當なる人員或は他國人に附して專送することを得へし此際沿途地方に於て毫も欄阻を加ふへからず

### 第二條

第一節 露國人民は慶興に於て無期限或は有期限の借地を爲さんと欲するか又は房屋を借用購買及建築せんと欲するか又は倉庫等を築造する工事を起すは均しく其便宜に任すへし又其場所に於て露國官吏及人民は其所奉の宗教の儀式を亦自ら施行するに任すへし總て地所を撰擇確定して露國人の居留地を作り並に無期限借地を爲すへき地面の租稅數目等を約定するに際しては朝鮮官吏露國官吏と立會の上商議するものとす將來露國居留地事務局商法會議所等を設立する事及別に適當の地所を擇ひ露國人埋葬の區を造る事は均しく朝鮮各通商港場に於ける諸外國人の居留地規則に照し辨理すへし此外に朝鮮官吏は慶興附近五里以内に於て空地一段長さ朝鮮里一里(我四町に當る)を超ゆる地所を以て露國人民の駄牲(荷物運搬に用ゆる畜類)宰牲(食用畜類)の牧場を設くへし該地所撰定及看守等と關する條約は朝鮮兩國地方官に於て妥議商定するものとす該牧場に於て糞糞せ

し畜類を貿易品として該所より輸出する場合に於ては相當の稅銀を完納せしむるものとす露國人の自用に係るもの并に荷物運搬に使用するものに限り免稅すへし若し此外露國人は慶興居留地を距る朝鮮里十里以内にありて無期限或は有期限を以て地所を借用し又は房屋を借用購買するは其便宜に任すへし其の完納すへき地租等の諸項は朝鮮國自ら定むる所の稅則を遵奉すへきものとす

### 第三條

第一節 露國人民は慶興に於て此條約の明文を以て禁止したる貨物の外は隨意に貿易し得るは勿論露西亞朝鮮及他國の諸物を慶興に輸入し或は慶興より輸出するを准す此際貨幣を用ひて賣買し又は貨物を以て互換販賣購買するは均しく其便に任せ朝鮮官吏は毫も阻撓を加ふへからず又朝鮮は露國人民に該處に在りて諸般の製造所を建設するを准し後來其營業を阻滯することを不得す

第二節 貨物の境界地稅關に到るときは露國商人は稅關官吏に届出て貨物目録を呈すへし該目録内には該商人の姓名貨物種類數目記號及件數價格を明記するを要す

第三節 前節の規則に照し届出てたる貨物は稅關委員に於て之を檢査すへし但し檢査を

行ふに際して其貨物を損傷し又は停滞せしむることを得ず検査終るとき該委員は勉めて原裝を變更せざる様荷造するを要す

第四節 凡て貨物の税關に到るときは五日以内に於て税則に照して納税し該關より證券を受領し然る後其輸出入を准す

第五節 露國人民の朝鮮に輸入する各種貨物は既に税則に照して納税したるときは内地何れの場所に運輸するも随意にして一切内地各處に於て徵收する税金及手数料を免除するものとす又内地の貨物を輸出せんと欲するときは其産出地或は沿途に於て輸出税を完納する上は其他の税金及手数料を徵課せざるものとす

第六節 凡て露國よりするもの及他國より販賣して慶興に輸入する貨物は既に貨主又は依頼人より税銀を完納せし後再び積戻しをせんと欲する者は其輸入の日より起算し十箇月内に原貨原裝の儘あるときは曩に納めたる税額に對する代金證券を受領することを得此證券は境上税關に向つて現銀と引換を請ひ或は他の朝鮮國港場に輸出する貨物の税金應用するを得るものとす

第七節 朝鮮國通商港場及内地に於て購買したる朝鮮物産を陸路露境に向ひて輸出せん

と欲し既に開税を完納せし後更に朝鮮へ還賣せんと欲し其貨物は仍は朝鮮の地より運轉せざる場合に於てハ境上税關は曩に收納したる税金全額を還付するものとす尙し該貨物は中途に於て失却したるときは右の確證を認めたる上税金を返付すへし

第四條

第一節 脱税私販者防遏法は朝鮮官吏に於て時宜に隨ひ制定舉行するものとす

第二節 露國人民にして其貨物を他徑より私運し境上税關を經由せざるものは既遂未遂に論なく其貨物を沒收し犯則者は沒收したる貨物の價格に二倍せる罰金を課すへし又沒收したる私貨は朝鮮官吏の手に留置き其脱税を希圖したる露國人は脱税の成否を問はず均しく之を逮捕し直に附近の露國裁判所に送付すへし留置きたる貨物は裁判官渡ありたる上處分するものとす

第三節 露國人民は朝鮮人民の貨物を私庇し共謀して各通商港場に輸入することを准さず犯す者は本條約の脱税者と其罰則を同じくす

第四節 露國商は其本國又は他國より運輸したる貨物の積戻を届出て本條約第三條に記載せる代金證券を受領したる後潜に其貨物の全部或は一部を朝鮮の地に售賣したるとき

は其售賣したる貨物の數目に照し私販の罰則に依りて處分すへし

第五節 税關に沒收したる貨物は若し商人より拂下げを願出るときは朝鮮官吏に就き其價値を議定し領収すへし

#### 第五條

第一節 旅客の食用家禽、鴨、鵝等の種類、諸農業器具、各種金銀屬（但し砂金を除く）金銀貨幣、理化學、星學、算術、醫術等に関する各種器械及書籍、地圖、冊幅、鉛版器械（但し數目過多ならざるもの）茶、蔬、果、大小樹株、各種花卉、各種魚類、啣水筒の類各種包装用の袋、蓆、繩線等の輸入は悉皆免稅するものとす

第二節 凡そ禁制品乃ち鴉片、機假藥品兵器中大小砲及彈丸各種破裂丸、各種銃、銅帽、槍刀、佩刀、硝火藥、綿花藥、爆裂藥即ち「ダイナマイト」ノ種類は均しく輸入するを准さず犯則者は其運輸したる物品を沒收すへし以上明記したる物品の外に原酒を露西亞に運送し又は紅薇を朝鮮より運出することを禁す（露國人の朝鮮に在りて遊歴する者に限り各人鳥銃或は拳銃一挺宛護身のために携帯することを准す但し此場合には旅行免狀内よ該銃携帯の旨を明瞭するものとす）

第三節 以上免稅品禁制品兩項を除き其他の陸路より朝鮮に輸入し又は朝鮮より輸出する貨物は總て百分の五の稅金を課すへし露國商人の海路に由り朝鮮の各通商港場に輸出するものは海路貿易條約に照して納稅するものにして本條約を援引する能はざるものとす

第四節 陸路より朝鮮に輸入する貨物の原價を定め稅則に照し納稅せしむるにハ浦潮斯徳の市價を基本として之を運賃保險等の費を加算して諸貨の原價とすへし又朝鮮より輸出する土産は朝鮮の市價を以て原價とすへし若し貨主より納稅する貨物の原價に對し不服を訴ふる場合には各通商港場に於ける章程に據りて處理し其紛擾を致さざるを期す諸種の慶典に輸入する貨物にして中途にありて損壞し價値を減したるときは其事實を取關へ稅金を減免するものとす

第五節 總て稅額ハ銀貨を以て完納せしむるものとす或は朝鮮銅貨を以て納稅せんと欲する者は當分市價に照して收納すへし

第六節 朝鮮に輸入する貨物の原價に照し徵稅を行ふ所の標準は商務の稍々旺況を呈するときは速に斟酌變更を行ふへし其徵課の數量は兩國官吏に於て會同議定するものとす

第七節 露國商民の慶典一ヶ所の税關に對する届書類は露國文語を用ゆるを准す但し朝鮮文字を旁註するものとす

### 第六條

第一節 露國人民及朝鮮國に在る露國人民の財産は總て露國政府より派遣せられたる領事、副領事官及其他の官吏にして其職任を帯ひたる者の管理に歸するものとす以後露國人民相互間の訴訟或は他國人民より露國人民に對する案件に均しく露國該官吏に於て審理し朝鮮官吏は毫も干渉することを得ず

第二節 朝鮮官吏及び人民等より朝鮮に寄留する露國人を控訴したる案件は應に露國の司法官に歸し露國の法律に據りて審斷すへし

第三節 朝鮮國に居留せる露國官吏人民等より朝鮮人を控訴したる案件に應に朝鮮の官吏に歸し朝鮮の法律に據りて審斷すへし

第四節 露國人民の朝鮮に居留せる者にして違法犯則の事あるときは應に露國官吏より露國法律に據りて審斷すへし

第五節 朝鮮人民にして朝鮮國內に於て若し違法犯則の事あり露國人に對して侮辱を及

はしたるときは應に朝鮮官吏より之を逮捕し朝鮮の法律に據りて審斷すへし

第六節 露國人民にして兩國前定の條約及本條約或は將來兩國に於て議定する規則を犯し罰金に處すへき者並に沒收等を行ふ罪科は總て露國領事に於て自ら審斷を行ふへし其徵課したる罰兩及沒收したる財貨は朝鮮政府に引渡すものとす

第七節 凡ろ朝鮮國官吏の慶典に於て犯則者と認めて露國人の貨物を取押へたる場合は朝鮮官吏は露國領事等の官員と立會の上先づ之を查封し暫らく朝鮮官吏に附して之を管守せしめ露國官吏の判決を俟ちて處置すへし若し貨主の犯則あらざる事を審明したるときは查封したる貨物の悉皆領事官に送致し貨主に還附すへし但し查封すへき貨物は貨主企望に因り該貨の價值を估定し銀兩に引換朝鮮官吏の處に收貯し置き露國法官の判決を俟ち而して後其銀兩の處置を定むへし

第八節 朝鮮國內に於て起りたる總て兩國人民交渉の訴訟案件は露國官署に在りて裁判法廷を開くときは朝鮮政府は掛官を派遣して臨席せしむへし其選派せられたる臨席官吏は彼此の裁判官に於て總て之を優待し臨席官吏より若し證人を召喚して立會を爲さしめんことを請求するときは之を准し又臨席官吏の裁判官の審案に對し遂一辨駁を行ふこと

を得へし

第九節 朝鮮人民にして本國の法律を犯し訟廷に告訴せられたる者か居留露國人の商店倉庫寓所等及露國人所有の商船内に隠匿したる者あるときは朝鮮國地方官より露國領事に照會し該領事の指揮に因り本人を逮捕して地方官に引渡すものとす該領事の承諾を経ざるときは朝鮮地方官は其家主の許諾を得たるの外擅に露國人の商店、倉庫、寓所等に進入することを准さず其船上に於けるものは船長の許諾を得るに非れば搜索逮捕を行ふへからず

第十節 露國人民にして人に告訴せられたる者及法律を犯したるもの其他軍艦商船より逃走したる人員は露國領事よりの照會に接するときは朝鮮官吏は直ちに法を設け逮捕して引渡すものとす此餘は本條第九條第九節の手續を以て辦理すへし

第七條

第一節 土們江（圖門江又豆滿江と稱す朝鮮國咸鏡道及露國沿海州の境界）兩國沿岸の船舶は行走隨意たるへし其渡船並に上下船舶に關する制度は今後兩國の官吏に於て商議を遂げ特に行船並に河面警察規則を定め彼此の便を務むへし

第八條

第一節 本條約の原本は朝鮮及露西亞兩國文を用ひ均しく詳細に校對し詞意異なる所ありしと雖も后来若し辭意分歧の争を生じたる場合には露西亞文を以て本意を取るものとす  
第二節 露國官吏より朝鮮官吏に照會する公文は當分漢文又は朝鮮文に翻譯し露西亞文の本書と共に送達するものとす

第九條

第一節 本條約の畫押の日より起算し五箇年を以て施行期限とし若し朝鮮政府又は露政府に於て商議改正を行はんと欲するときは期限六箇月以前を以て豫め之を通知するを要す若し其手續を爲さざるときは其後五箇年間は之を遵守するものとす

此條約は漢陽京城に於て議定畫押し章印を捺用し以て信守を昭にす

大朝鮮國開國四百九十七年七月十三日

大露西亞國一千八百八十八年八月初八日

大朝鮮國正二品資憲大夫督辦交涉通商事務

趙秉式

大露西亞國朝鮮駐辦理公使

章 貝

此條約を詮するに露國最初の請求地たる豆滿江南二百里の内地富寧は則ち江岸の慶興に止まり、一百里の江山は一里の空地にして而して已みしと雖も、露韓境上交渉の端は此に至りて則ち發せり、蓋し露國の志を射度すれば則ち謂ふ、之を爲すは尙ほ其の已むに勝れり、韓國たるもの宜しく思ふべきなり、他の鄰國たるもの亦深く思ふべきなり。

### ○露國公使の技倆

カプー各各國に奉使すれば伊國獨立の確證を得、ピスマルク露京に駐劄すれば普露の國交鞏固を稱し、パークス東京に在留すれば日英の好誼隆渥を見、曾紀澤歐洲に派遣せらるれば清國の名聲東洋に重し、國際の進むと國力の伸ぶるとは外に在りては實に公使其人の一身に繫れり、况や朝鮮の如く、國人幼稚、國基動蕩、國力孤單、國交淺近あるの邦國に於てをや、是れ國鈞を乗りて外交を措置する者の最も心を留むべきところ吾人永々思ふ所あり。京城駐劄露國公使ワーヘルハ級四五等に超えず、職辨理公使に過ぎずと雖も、露廷の夙に清國に派し更に特選して韓京に遣はせしものは其人必らず外交家の才略を具有するもの有りて存す可し、而して其在韓以來施設する所を見れば人をして屢は驚嘆せしむるも

のあり、彼の李鴻章を見すや、夙に東邦の一政事家を以て目せらるゝ人物に非ずや、又朝鮮の國を見すや、古來支那に對して恭順款塞の屬邦と稱する所なり、其間實に爲し易きものあり、而して李は幕僚に選み、袁世凱を抜きて公使とし、以て京城に遣はし、之に加ふるに、前には穆麟徳を以てし、後には田尼を以てす、韓の國事宜しく李の掌中に在るべきあり、然るに袁の爲す所は常に韓廷の厭苦する所とあり、倚清の心日に月にして廻くあり、而して穆前に背き、田後に離れ、李の畫策二たひ違へり、之に反しワーヘルハは優悠の間た先づ穆を收めて我用をなさしめ、次には田を擒して以て亦藥籠中の物とす、嘗て京城に在りし人に聞く、露公使の交際に巧みなる款切委曲、是を以て人其用を樂むと、穆田の韓に在る厚遇重待し、其去らんとするや庇保護持を勉む、夫の港口と陸地の通商條約に二人の力を效せし者は二人の心裏別に冀圖するものありて然りしと雖も、内外俱に獨りワーヘルハの外交術に巧妙あるを稱揚せり、之に關し穆田兩者から終に効果を收めず、章のみ獨り成功を得たるを見れば稱揚贊嘆亦決して溢美に非ざる可し。

余又之を觀る明治廿一年田尼盛に朝鮮獨立論を主張し、韓廷の意も亦頗る動くあるに當り、英國スタンダード新聞は上海通信者の報道を記載して云く、朝鮮よりの報告に據れば朝鮮



は遠からず、獨立の檄文を發表せんとす、熱心銳意之を補助する者京城駐劄の露米兩國公使ありとの風説あり、近來兩國軍艦の擧動頗る快活の狀を呈するを觀れば益々風説の極ならざるを確むるものありと、惟ふに當時に在りては亦是れ一の事實たりしや疑なし、蓋し米公使ハ世界の公義上より獨立の正當を認め、露公使は露國の國利上より獨立の便益を認め、而して田は又自家の私利上より獨立の必要を感せしなる可し、見る所は人々異なりと雖も、唱ふる所は則ち一かれは韓廷の之を感喜するや異同あること無けん、是れ亦露公使の伎倆を見るに足るものあり。

又之れを近ころ京城より歸りし人に聽く、各國公使中露公使最も韓王之信を得、公使の夫人は常に王の宮中に出入し、亦た王妃の深く眷顧する所とある、是を以て外國と重大の交渉起る毎に、露公使の諮詢を受くると多きに居ると、抑も朝鮮の國風は亦支那の如く男女の離隔太甚しきところとす、是故に其宮中は其國の官僚と雖も容易に出入するを得ず、況や外國の使臣に於てをや、而して現王妃の聰慧英果にして國家の重大事を與り聞くの實あるとは夙に世人の知れるところなれば、王妃の眷顧を蒙れる者の其國政上に勢力ある可きは亦疑を容れざるあり、是れ亦露公使の外交術に長するを知るに足らん、是に依りて是を

觀れは露廷の心を外交に用ぬ、又人を用ゆるに鑑識の明あるを察す可し、吁。

### ○南烏蘇里の經營

東部露領の豆滿江に枕める地方を烏蘇里といふ、亦是れ萬延元年(千八百六十年)に清國より露國に得たる所なり、之を二州に分つ、南烏蘇里州及び北烏蘇里州とす其南烏蘇里州は即ち豆滿江の左岸に達し、實に露韓接壤の處あり目下此州内居住の人民は露國人、支那人、朝鮮人、日本人及びツングース人(黑龍江畔居住土人)等にして、露人は滿州境に於ける胡索兵及び内地よりの移住民最も多きに居り、即ち同兵は其家族を併せて男女二千八百七十七人、移住民同く一萬六千人許ありとす、其他常備軍隊の士卒及び家族並に在勤官吏等を合算すれば、露人の總數三萬五千人に上り、支那人は居所を一定せる者八千五百人、定めざる者千人許、朝鮮人は移住者八千、出稼人三千あり、ツングース人及び日本人を合せて殆ど千人、歐洲人は百人許にして、同地方に於ける在住民の總數五萬五千人許あり、五十六村落を合せり然れども土地の廣袤に比すれば人烟稀少、未だ以て地方を擧ぐるに足らず、露韓通商條約の當時、露國の一新聞か記するところを以て之を證するに足れり、其言に曰く、

ウエーベルの締結せし通商條約には韓産の麥類及肉類を我烏蘇里地方に輸出せしむる事、  
 并に同地方に於て該國の人夫を備役するを得べき事をも約したるは、我國に取れて尠から  
 ざる便益ありと謂ふ可し、何となれば烏蘇里の地方たる移住民の數尙ほ稀少にして、備夫  
 の賃銀甚た廉からず、是を以て其地味ハ膏腴なるも、之を耕す可き人夫に乏しく、爲めに  
 從來此地住民の重なる食料たる麥類若くは肉類等に至るまで、多くは他邦の輸入品を仰ぎ  
 居ればなりと。

爾來露廷は孜孜として力を南烏の經營に用ゆ、殊に民衆の移住を奨励せんか爲め、首とし  
 て年々三十二萬三千百〇五ルーブル(十六萬五千五百五十五圓)宛を殖民費として國庫より支  
 出し、次て明治十九年移住民の爲め無代價にして土地を附與し、且つ諸種の賦税をも特免  
 するの規則を定め、之に關して地質及ひ氣象の調査、並に植物試驗場設置の費額を決定支  
 出し、翌二十年には州内に涉る鐵道線路檢測の爲め、工部省より十一名の技師を派遣し、  
 同廿一年には黑龍江沿岸地方總督の申請に従ひ、烏蘇里河畔の官有地永久貸下法を裁可し、  
 私民に貸下けて部落建設の基礎と爲す、同二十二年韓の慶興府を開きて露韓兩國陸地貿易  
 の用に供するや、清國頗る戒心する所あり、滿州將軍をして吉林省露韓接壤の地方に於て

一大屯田兵を起さしむ、是に於て露國も亦南烏蘇里州に胡索屯田の法を布き、大に此邊疆の  
 兵備を加ふ、之に關し露國の新聞紙は記載して云く、陸軍内務の兩省が審議せし南烏州殖  
 民兵備の方案を聞くに、向後同州に配置す可き兵員は内地の徵兵員中其家族と與に該州に  
 移住し、一定の期限終るの後ち土着農民たる可き志望を有する者を以て之に充て、其現役  
 年限を勤了し後備軍に編入するの際、政府は相當の土地及ひ農具類を附與する代りに、一  
 朝有事の日に當り、軍兵を要する場合には直ちに召集應せしむ、之を實行して同州に於  
 ける所要の兵員滿つるに至れば、新に内地より兵員を發遣し、又は歸郷せしむる等往復の  
 費用を斷つ目的ありと、其後此方案の實行せられたるは本年即ち廿四年に内務省が此地  
 方に内地の農民及ひ胡索人等五百名を移住せしむる事を決定したるを以て之を見る可し、  
 而して右の外特に此に移住せんと欲する者には荷德沙より浦鹽斯德までの移住費として長  
 幼の別なく毎一人に百ルーブル(七十五圓)、荷物毎一ルーブル(四圓二百六十匁)に一ルーブ  
 ル八コペーグ(一圓三十五錢)を下附し、又一家族の爲めに六百ルーブル(四百五十圓)を備  
 へ、以て移住上種々の補助に充て、而して土地の交附に關してハ十九年の規則に由らしむ、  
 今や衛戍及び兵農一たる可き人民を合せ一萬餘の露人は危々乎として豆滿江の左岸を歴し

六〇  
て此に屯在せり、願て右岸を視れば、慶興の北郊無夷堡等眇々たる韓兵の數小屯あるのみ、百姓一揆も尙ほ之を鎮壓するを難するものあり、故に一朝露人江を渡らば、清國吉林の兵備の外は之を留むるに足るもの無し、豆江の風物亦非なる哉。

### ○韓人排斥

露人の氣宇は濶大にして甚た物に屑々たらざるか、其領内に無數の異族を包含して之と安堵せるの觀あり、然れども是れ究竟土地の空曠なるに比して人烟の稀薄なるに由するのみ、苟も露人を以て充實するを得ば、異族排斥亦終に免る可からず、近く南烏蘇里州に於る韓人排斥を看て知る可きなり、萬延元年(千八百六十年)同州の露領に歸するに當り、韓人早く此に在り、當時此地方は蕭條寂寞空しく狐兔の窟たりしを以て露廷は喜んで韓民を召徠せり、近來田野漸く開け、露人漸く集まり、露人の種族を以て此地を經營するに足るに及びて韓人排斥の論亦起れり、只た其排斥の方法は米濠人の如く酸刻ならず、頗る寛裕あるものあり、切言すれば寧ろ殺槍あるものあり、即ち之れを境外に驅逐すといへずして北烏蘇里州に移轉せしむといふ。蓋し北烏の地たる今日に至るまで萬延當時の南烏の觀あり、故

に先づ之れを用ゐて毆雀の鷓たらしむるのみ、雀投すれば幾隨て之を収めんと欲す、斯くの如くなれの土地は韓人に由て拓け、利益は露人の手を離れず、外は朝鮮の感情を傷はすして、内は殖民の目的を失はず、謂ふ所の吭を扼して脊を搏つものあり、明治二十年黑龍江沿岸州總督府會議の議決に見て之れを知る可し、其議決に云く、

- 第一 總て邊境に住する朝鮮人を南烏蘇里に轉住せしめざる事
- 第二 朝鮮人を黑龍江上の地及北烏蘇里河沿岸の地に移住せしむ可き事
- 第三 爾後朝鮮人を呼びて異族民と爲す可からざる事
- 第四 我露國の移住民と同じく朝鮮人の爲めにも亦五年間一切の租税を觸免す可き事
- 第五 金鑛採掘場に於て朝鮮人を傭役するを禁する事
- 第六 朝鮮人の鬻を戴くを禁する事
- 第七 自今朝鮮人の其本國より移住するを禁する事

同年六月露廷は黑龍江沿岸地方總督の上奏により「自今朝鮮國脱走民其他總て朝鮮支那の國境より露領に入り來りたる脱走民は一切露境内に居住するを禁す」との令を發せり、其後總督は南烏に於ける清韓兩國人の移住禁止に關し屢は申請する所ありて、今や露廷は禁止

の目的を以て將に之に重税を賦課せんとす、是に由りて之を察すれば南烏蘇里一州は他の種族民を待たずして經營せらるゝを觀るに足らん、乃ち知る露韓の接壤には純然たるスラボニツ族の一州嚴立することを。

抑も黒龍江畔は沙金に富むの地と稱す、而して昨明治廿三年露國の新聞（ノウオエウレミヤ）の記する所に據れば、曩に露國鐵山局より南烏蘇里地方の石炭坑探究の爲め派遣せし技師等かスーチャン河畔に於て發見せし石炭坑は其實英國産の石炭に劣らずして太平洋に航する露國軍艦の需要に應ずるに足るの見込みありと云ふ、現に露國太平洋艦隊の司令長官ナゼーモフは該炭坑の發見を聞き、躬ら漁船ポーナルに搭してスーチャン河を溯り、現場に至り千ブード（四貫三百六十匁）の石炭を採掘せしめ、試験用として積歸り、其軍艦に於て試験せしに、果して英國産に譲らざる結果を得たり、依て今後太平洋に巡航する露國軍艦は英國石炭を要せざるに至るは遠きにあらざる可しと、此地方の鐵物に富める亦以て察す可し。

## 朝鮮論

久しく支那人の朝鮮論を聴く、云く朝鮮は中國の屬邦、中國獨り之を保護す可し、他人の容喙を待たずと、云く朝鮮王國を廢し中國行省の中に列し、以て之を直轄す可しと、云く大憲を朝鮮に特派し國王を易置し國政を主持す可しと、其他總く所の議論概ね圈套より出でず、爾るに今ま一新説を得たり、清英聯合して以て朝鮮を兩國の保護國とあすの議なり、之を唱ふる者は誰ぞ、其平生殆ど反對の意見を有する上海の申報なり、蓋し清國の常に焦心苦慮する所のものは露西亞に在り、而して露西亞南下の形勢は日月にして成るものあり、是に於てか清國の獨力朝鮮を保守するの孤單なるを痛切に感ずるありて聯合論は則ち出づるを知る、而して其必らず英國と聯合す可しといふものも亦決して記者の臆説に非じ、夫の英國か巨文島を占據し放棄せし始末に於て之を觀るも清國の英國と相結托せる一日に非ざるを知る可し、吾輩故に以謂へらく是れ決して申報一個の議論に非じと、而して近日朝鮮より來る露韓密約云々の報道は益々清英聯合論の氣炎を加ふるに足るもの有るに非ざる歟、抑々露韓の密約といひ、清英の聯合といひ、兩なから

我國の位置上大痛癢を及ぼす可きの事實なり、亞洲の形勢上大影響を與ふ可きの條件あり、是れ吾人の一考察を要するところ、乃ち左に申報を直譯して參考の料に供す。

○若何して朝鮮を保守す(きか) 上

今夫れ咽喉要害の區を扼し、餘力を以て其後を制すれば、長平も其智を用ゆる所なく、賁育も其勇を施す所なし、何となれば則ち形格へ勢禁すれば勞せずして自から解け、道必らず至るありて、理固より然るあり、故に一隅の地に於て得失全局に關するあり、善く攻むる者は全力を以て之を争ふことを惜まず、善く守る者は必らず全力を以て之を保つ、唐、范陽を失ひて而して河北復する能はず、宋、南渡に因りて而して中原振ふ能はず、形勢の得失を以て古今用兵の勝敗を測れば、蓋し燭照數計龜卜して爽ふ莫きか如し。

夫れ俄國は當今之より大なる莫し、其の亞洲に於ける壁へは人に腹心の疾あるか如し、維持調護稍や當を得ざれば、即ち備々焉として恐る、其の一發して復た制す可からざることを、則ち患を未然に防ぎ禍を未萌に弭むる所以のもの深謀遠慮熟思して之を審處せざるを得ず、俄の國たるや三洲に跨有し土地の大、人民の衆、甲兵の精、地球を環りて其の匹な

し、曩には屢々土耳其を攻め、大に歐洲に於て啓かんことを思ひて、英、法、オーストリア、プロシヤ、露、力を併せて之を制し、雷池一步を越ゆるを得ざらむ、夫れ俄の強は人々之を知る、將に入荒を虎視し、六合に鷹揚し以て一たび其雄心を逞せんとす、今既に志を西に於て得ず、必ずや且つ東略を勤めんとす、其鐵路を建て、兵卒を練り、再三の經營するを憚からざるを觀れば、其志曷ぞ嘗て須臾も亞洲を忘れんや。

我の俄に於ける、土壤毗連、恃みて以て封疆の界となす所のものは鴻溝(黒龍江)の隔てのみ、崇山峻嶺懸崖絶壁の以て金城湯池の固めとなる可きもの有るに非ざるあり、東三省(吉林、盛京、黒龍江をいふ)地僻にして民稀なり、一望皆黄沙滿目、或は數百里にして居民なし、防兵の設けも寥落として晨星の如し又良將勁卒戦へは必らず勝ち、攻むれば必ず克ち、先聲人を奪ふの威を収む可き者あるに非ざるあり、俄は素より固を負ひ、鷹窺して而して鷗視し、狼貪して而して豕突せんとなす、設し一旦其非望を覬覦するの心を勵かし、兎起鶻落、我か以て備へざるに乘し、長驅して進まば、東三省の處々危ふむ可し、東三省にして其鋒に當る能はずは、其勢必らず直ちに燕薊に赴かん、鞏毅は重地、畿輔は要區、豈外人の窺視を容れん、設し闖入せらるゝ或らば、天下震はん矣、然而して俄の卒かに

爲さるるものは、豈其力足らざる所ありて、而して心敢てせざる所ある歟、曰く然らず、師勞し力竭き、遠主之に備へ、千里糧を餓れば士に飢色あり、國都を距ること萬里、而して人と萬里の外に相争ふ、勝負知る可からず、成敗必ず可からず、此危道あり、俄必らず爲さじ、必らずや謀萬全に出て、先づ形勢の地を得て以て自から固めん、是故に俄、豫を中國に觀んと欲すれば、必らず朝鮮に據るより始めん。

朝鮮彈丸の地を以て海表に孤懸すと雖も、然も東は日本海に臨み、西は則ち吉林諸省に連接し、形勢を以て之を論すれば、實に中國北方の屏蔽、東省の門戸、況や又城郭宮室の美、土地物産の饒あり、其地を得れば以て國を廣くするに足り、其人を得れば以て兵を強くするに足る、惟た是れ政教修まらず、君闇くして民弱く、王妃亂を内に於て煽し、大臣黨を外に於て結ひ、固より岌々危ふむ可きの勢あり、俄を以て之に臨まば、猶ほ猛虎を以て群羊を逐ふかごとし、戰勝存亡の機兩軍の相當るを待ちて而して決せざるあり、朝鮮、俄を支ふる能はずは、必らず折れて而して俄に入らん、俄既に朝鮮を得て以て之を屬となし、其財賦を收聚し、其人民を教訓し、調兵轉輸、呼吸相通し、糧餉の匱乏憂ふる所なく、士卒の疾病懼るゝ所なく、進みて我後へを制せん、然る後ち肆然として其意の爲さんと欲す

る所を爲さば、則ち中國の禍たる道ふに勝ゆ可けんや。

然れば則ち朝鮮あるものは中國全局の係る所にして、俄の必争する所、而して我の必保する所の地に非すと謂はんや、獨り朝鮮を保つを策するもの吾之を聞く、其説に曰く東三省に鐵路を建つるあり、朝鮮に戍兵を設くるなり、東、日本に聯なり、西、英人に結ひ力を并せて以て俄を拒むあり、其君位を虚にし、其民人を恤し、其版圖を收め朝鮮を改めて行省となえ、官を置き員を設け、以て之を撫治するなりと此數策は皆所謂大にして當る者なきなり、請ふ其弊を推言せん、夫れ東三省は國家龍興の地に係り以て神京を冀衛する所あり、根本盤石の謀圖をあせは、宜しく大に整頓を加へ、兵力をして完固あらしめ、敵人窺伺の心を鎮すへし、然れども有治の法は尤も有治の人を貴ふ、鐵路を興せば需款浩繁、此度支匱を告ぐるの時に當り、何に從りてか器措せんや、逐段興築、工程久遠、歲月を以て計る可きに非ず、既に成るの後ちには必らず兵を増し界を按し、防守必らず藉し、行旅の往來、以て其養路の費に供し、尤も必らず之を駕馭する人を得て、以て其驅使を神にし、然る後ち以て首尾相應し、奇を出し勝を制す可し、今や荒涼沙漠の區、居民鮮少にして、商賈跡を絶つ、良將精卒の選頗る其人を難んず、而るに數千里の鐵路を建て、以て長駕遠馭

の圖をなさんと欲せば、虚しく國帑を糜耗し、歲月を遷延し、之を爲すも成らざるは論無し、即ち幸にして成を告ぐるも、適ま國家の爲めに一瀾厄を増すのみ一旦疆場警あるも、其れ能く數萬の甲兵を抵し、以て捍衛に資して而して守禦に備ふるに足らんや、國家制を立て、額兵に定數あり、今復た海軍を設立せり、水陸の軍餉歲に億萬を以て計へ、已に支細に苦しめは、斷して常數の外に於て、別に一職を樹つること能はず、師を勞して餉を糜するを致さんなり、且つ特り此れのみあらざるあり、召募應成の後ち、能く俄の狡焉として啓を思はざるを保する乎、兵交の日、能く勝のみ有りて而して敗なきを保する乎、勢騎虎を成して進退維谷まり、其れ將に中道にして止まんとする乎、是れ朝鮮侵されざるうち我先つ其弊を承けん、朝鮮既に侵されなは、我復た代りて其兵を受けん、亦失計の甚しきものあらや。(六月十四日論説)

○若何して朝鮮を保守すべきか

下

日本歩を西法に試みしより以來、日に富強に趨けり、其の我中國に於ける久しく藐視を經たり、琉球は既に縣と爲し、朝鮮は素より垂涎する所、遲疑して而して敢て指を染めざる

所以のものは、徒た俄の強を畏るゝを以てのみ、今ま我れ情を授り勢を度らず、遽かに之と戮力同心し、唇齒相依の道を講せんと欲す、是れ何を強梁凶險の徒に遇ひて、詩書仁義を以て之に説くに異あらんや、顧孰れか焉れより甚しき、英は歐洲諸國中に於て號して強盛と稱せり、然れども近今數十年來外強くして中穉れ、大に盈を持し泰を保するの意あり、彼も亦朝鮮俄の據る所とあれば必らず印度諸屬に不利あるふとを知れり、故に曩きには巨文島の役、中朝に謀らすして而して兵輪鐵艦を雲集輻輳せしめたり、俄の朝鮮に志あり謀を蓄ふる伊れ朝夕に匪ず、亦英人の必らず相鉗制せんとするを知る、延て今日に至り猶ほ徘徊觀望して而して敢て遽かに發せざる所以あり、然も亦幸よして而して俄先つ難を發せざるのみ、畏事の英を以て方盛の俄に當り、轡を並へて而して馳せなは、未だ鹿の誰か手に死するかを知らず、英豈自から其力を量らざらん、故に即ち我國の請を允し、亦師船數艘を調撥し以て軍威を壯にし虚聲を收めしに過ぎざるのみ、斷して保護に協力し始終貳なきと能はじ、且つ夫れ俄にして朝鮮に據らば、其の印度諸屬に不利あるは固よりあり、而れども未だ必らずしも遽かに印度諸屬に及ばじ、英乃ち將に命し師を出さんか、鵠蚌の相持に效ふあり、勝てば則ち中國の福、敗るれば則ち英國の禍あり、患難耳目の前に在りて、

長治久安は則ち數十年の後に在り、此れ謀遠く慮なき者に在りては、或は全力を以て其間に相持するを惜まじ、英は方に就々として自から守る、其れ肯て出て、此大難を犯さんやと、吾以て其の必らず然らざるを知る事あり

朝鮮は千百年の舊國とあす、我朝定鼎の時に當り、誓首して臣と稱せり、一旦外か強隣に迫られ方に免を求むるこれ暇あらす、我既に加ふるに保護を以てする能はず、乃ち其國を縣とし、而して其民を收めんか、是れ我れ晉に俄の先導を爲すのみならず、彼れ朝鮮の人民も其れ心悅誠服而して違心を肯せんや、彼れ虎視せる諸國も其れ袖手旁觀而して争端なきを肯せんや、吾れ恐る兵事此に始まり、而して強俄の憂且つ此に由りて開けんなり、之を保ちて而して適き以て之を危くす、之を先に於て審にせざる可けんや、然れば則ち朝鮮を保守する果して何の策ある歟、曰く萬已むを得されは、之を變するものを以て之を保つか、然らざれば則ち之を棄つるものを以て之を保つに如くは莫し、何をか之を變するものを以て之を保つといふや、昔人言へるあり曰く、裘を振ふに領を取れば、則ち萬毛自から整ひ、網を擧ぐるに綱を提ぐれば、則ち衆目自から張ると、伊古以來其本を正し其源を清するに由らずして而して以て大功を成し大業を立つる者は未だこれあらざ

るあり、今ま朝鮮の君は内寵に盡感し、婦言是れ用ゆ、綱紀陵替え、政務廢弛し、賢人屏棄せられ、僉邪政を乗る、主徳の明ならざる極まれり矣、上下相蒙、賄賂公行、嚴刑峻法、民生を聊せず、豪紳猾吏、勢に倚りて凌侮し、小民の困苦甚し矣、君上に闇く民下に困み、群小内に於て亂り、強敵外に於て伺ふ、其勢一髮千鈞を引くか如し、危は即ち旦夕に在り、此に於て而して其挽回補救の方を施さんと欲せば、茲を改め轍を易ふるに非ざれば功を爲さじ、爰に明かに諭旨を降し、中國より駐劄大臣を特簡して、其國政を主持し、宗室中の賢者を選びて而して之を輔弼し、妨賢病國の徒を逐ひ、巖穴の士を收め、老成練達從政に長するの臣を進め、新法を立て、弊政を除き、詔を國中に下し、民と更始し、凡百の政事、悉く國の老臣碩彦に由りて、其際に襄理し、積重返し難きの後に於て、忽ち此耳目の一新を経るは、庶はくは賢者以て自から奮ふ有りて不肖者以て自から其邪心を戦むるあらん、然る後ち教訓鼓舞、力めて振作を圖り、委靡不振の積習を一洗せん、大綱既に擧がれば、庶務咸理まらん、昔し湯武は百里を以て興り、桀紂は千里を以て亡ぶ、國豈強弱あんや、亦之を爲す如何にあるのみ、朝鮮既に賢者を得て以て發憤爲すあり、勵精治を圖らば、既に數年あらして而して煥然觀を改め、日本と並駕齊驅す可く、強隣の窺伺期せずして自から



息まん、彼の外侮を禦きて我疆圉を固くするハ正本清源一勞永逸の計に非ずと謂はんや、然れども是れ之に假すに歲月を以てし、之を待つに久遠を以てするものあり、之を議する者も或は恐る迫りて之か慮をさすことを得るに及ばざらん、已むこと無ければ則ち之を棄つるの策在るあり。

夫れ保を言ひて而して棄を以て名となすハ、誠に非計となす、然れども棄の名ありて而して保の實あれば則ち之を棄つるは則ち之を保つ所以あり、在今の計は朝鮮をして局外の國たらしめ中朝に屬せざらざるに如くは莫し、或曰然らば則ち將に之を日本に棄てんとする乎、曰く日本以て俄を拒むに足らず、即ち以て朝鮮を保するに足らずして而して又能く中國の患をささん、曰く將に之を徳法諸國に棄てんとする乎、曰く則ち越國(安南)鄒遠にして形勢の便なる所に非ず、而して彼れ又肯て俄の欲を奪はじ、中俄の忌を以て目前を環顧するに、其力以て俄を拒むに足りて、而して朝鮮に於て輔車唇齒の勢あるものは厥れ惟た英か、爰に時務に通達し辭令に善きの臣を擇ひ、以て英に使せしめ、利害を陳説して明示するに朝鮮は蕞爾たる小國なりと雖も、實に亞洲の北蔽たり、今や外は強敵に臨み、内は自立する能はず、中國の力恐らくは以て兼顧するに足らざらん、巨石累卵、岌々として

欠

MISSING

必らず朝鮮をして局外自主の國たらしむ所以なり、中に屬せず、英に屬せず、而る後ち中  
 と英と乃ち大公を持して以て従事す可き、夫れ朝鮮を以て英に委せすといふは虚名なり、  
 朝鮮を保つ能はず朝鮮をして俄の據る所とありて而して貽遂に中國に及はしむるものは實  
 禍なり、虚名を惜みて而して實禍を被ふる、孰れか得、孰れか失、必らず能く之を辨する  
 者あらん、嗚呼我の朝鮮の爲めに慮る所のもの至れり矣、然るに朝鮮近日の所爲を跡ぬる  
 に、實に中國を輕視するの心あり、我れ即ち朝鮮の爲めに謀らんと欲して、朝鮮我を信せ  
 す、其れ之を奈何せん、物必らず先づ腐りて而る後ち蟲生す、人必らず先づ疑ひて而る後  
 ち讒入る、此れ俄人覬覦の心を啓く所以なり。(六月廿一日論說)

## 朝鮮西岸の水路

大同江の開港は條約の許す所、邦人の希望する所、然れば江に航到するの水路を知り、港に充用するの位置を審にするは今日に於て已む可からず、本籍第一は明治二十二年磐城艦長兼水路部測量班長海軍少佐高木英次郎氏等の實測にして、第二は明治二十四年一月海軍大尉鈴木環氏の實驗せし所并せ抄して此に掲ぐ。

### 第一

大同江口 大同江口は黄海<sup>ウンハイ</sup>平安<sup>パイアン</sup>兩道の境界に在る一大江にして、北岸を平安道とし、南岸を黄海道とす、平安道貴林申と黄海道ホンバク角とを以て江口をなす、其間は廣漠として二三の島嶼あるを見るのみ、其外部中央にあるを徳島とし、ホンバク角に近きを席島及椒島とし又内部に散在せる二島を吹螺島とし、黄海道に沿て<sup>ウンハイ</sup>葉島<sup>エフエ</sup>、戸長島<sup>コナガシマ</sup>、避島<sup>ヒキジマ</sup>、玉島<sup>タマシマ</sup>、兄弟島等あり、平安道に沿ふて鳴島<sup>ナリシマ</sup>、結石島<sup>ケツシキマ</sup>及大小梳島等あり其他漠然たる處は淺少灘を以て充満し、僅に狹隘なる一航路を存するのみ。

該江は海水常々赤泥色を帯び、口外附近も亦同じ、是れ其沿海の地に黃海道の名ある所以あり。

大同江附近の氣候 當地は緯度高きを以て、從て暑短く寒長し、暑中は我南部諸國の如く熱し、又冬季に至れば嚴寒を極め、零度以下に降ること多しと云ふ、且廣梁附近灣内及嶺島より上流の如きは十一月下旬より三四月頃迄海水常に氷結し、又冬季は雨少く雪の如きも深く堆積すること多しと云ふ。

明治廿二年八月下旬より十一月中旬に至る間實驗せし晴雨計及寒暖計の一ヶ月を三分せる平均左の如し。

月	晴雨計	寒暖計	月	晴雨計	寒暖計
八月下旬	二九、九八	七八	十月中旬	三〇、二〇	六七
九月上旬	二九、九八	七四	十月下旬	三〇、二一	五四
九月中旬	三〇、一四	七五	十一月上旬	三〇、三七	四七
九月下旬	三〇、一九	六九	十一月中旬	三〇、四二	四五
十月上旬	三〇、二〇	六五			

八月下旬に北風多く東及北東風之に次く、九月は北風多く北西及西風之に次く、而して其強き者は北西及西風の内にありて軟風に過ぎず、九月は温帯地方に於て強風多く、且颯風の吹く時期をれども當地は僅に二三日間の軟風吹きしことありしのみ、又日本に於ては同月十一日非常の暴風吹きたるも當地は平穩ありし、只十三日にツムシと稱する旋風の起りしことあり、其時大雹を降し大なるもの徑約七寸ありたり、十月は西風最多く南、南西、北西及北の風之れに次く、其最も強き者は月末に於て北西と西に疾風起りしことあり、又強風の吹く前に咫尺を辨せざる程の濃霧起りしことあり、十一月は北乃至西の風多く吹き、北西風に疾風あり、冬季は西風多くして強しと云ふ、當地も亦秋季には陸風海風あり、朝夕交々連吹す、其時節は概ね平穩なり。

潮 大同江口の潮は仁川港近傍鹽河に比すれば降昇差較く少く十六呎乃至十八呎あり、(秋潮は之を驗すれども春潮は未だ驗せず) 潮流ハ二里乃至四里半の速力なり、而して斯の如く潮渡の迅速あるか爲めに漲落其極度に達するも惰性の爲め前流は依然として連續し、一時乃至一時半の後に非らされは潮流に變化を見ず、又其變化は迅速にして憩潮をいと謂ふも可なり、且落潮流は漲潮流に比すれば速力大にして潮流間も亦長し。

避島水道に於て新月後一日に漲潮流二之里、落潮流四之里を驗せり、又席島の北方に於て満月の當日漲潮流及落潮流共に二之里を驗し、ホンパツ角の西方に於て新月後一日落潮流二之を得たり。

供給品 麥、大豆、粟、雞、雞卵、牛、豚、蠣、唐辛、及南瓜を産すれども、唯土民日常の食料に供するに足るのみ、然れども三和、豊川等には時々市場の立つことあり、此時に於ては大量を購ふに難からず、魚類ハ近海に夥多なるも土民の漁業に鈍きを以て我日本の漁舟を伴ふに非されは得ること能はず、又野菜の類は土民の自用に過ぎず。

大同江南側及附近の島嶼は左の如し。

德島 此島は席北角(廣島の北角)より北之西四里三鏈にあり、其高さ二百六十七呎、海中に孤立したる一小嶼にして、雜草葛蘿之を掩ひ、遠望認め易く、且航海の目標となる。

吹螺島 江口の中央に二島及二三の小岩散在せり、之を吹螺島とす、北ある島を上島、南ある島を下島と稱す、上島には戸數十餘、下島には四戸あり、皆漁業を爲す、兩島共に平低ある島にして、下島高さ、八十三呎、上島高さ八十八呎、其最北にある一岩は高さ四十呎あり、此二島は平安道三和府に屬す。

地里島 吹螺島と避島との間は夥多の露岩及淺灘にて相聯絡し航路を閉塞せり、其中央に枕形をなす一岩あり、是れ地里島あり、高さ二十五呎、航路の目標とある。

結石島 此島は上吹螺島の東微南約四里にある一小島あり、其形ち圓く周圍赤岩にして頂に雜艸繁茂し高さ四十呎あり。

結石島の東方に廣梁灣に通する水道あり、最淺處を尋とす、故に小舟の外通す可からず、該水道の北方に至れば水較々深く、廣梁嶺に近く、舟艇の錨泊に至極安全なる所あり。

廣梁灣 此灣内は三四里深入するも奥處は皆露出ず、其東岸より内地に入る二里許に千呎以上の山丘重疊せり、北岸及西岸は概ね平野にして崗陵處々に起伏せり、灣口西角の内側に廣梁嶺あり、三和府の管下にして僉使其周圍一里の處を統治す、戸數僅に四十、米無く粟を常食とす、飲水は多量ならざるも水質善良なり、是より三和府に至る六里間は唯山路に由て通す。

大小梳島 此島は廣梁灣口西角の南西一里にある二小嶼あり、大あるもの即ち大梳島は高六十呎。

貴林申 廣梁灣口西角の北西四里に突出する崎あり貴林申と曰ふ、崎上の山を烟臺山とす、

高さ二百五十一呎、頂上に烽火用の石垣あり、此間の沿岸は泥岸にして鹽濱あり。

烟臺山と廣梁の中間に白色の尖峯あり、頂に關廟あり、其傍に大樹あり、之を飯丘山と曰ふ、高さ二百八十九呎、右方の沿岸附近の海岸より大約三里餘も露出する沙濱あり。

一樹角 此角は笠峯角に對したる突角にして、昔は二樹角の稱あり、現今一樹を存するのみ、是より鹽所村に至る海岸は甚た高からざる赤崖及泥岸相交错す、其以西二三里の間は稍々灣曲をなし泥岸あり、此地に聳ゆる一群の山岳あり、其東部に在るを林牛山と稱し、高さ七百五十八呎、其形鈍尖形をなす又中央に在るを烟頭山と稱し、山頂に石を積み烽火の用に供す、是れ又尖形をなす、高さ七百三呎、其餘は皆を圓平ある山岳にして著明ならず。

鴨島 一樹角より西方約二里に高さ五十二呎の一島あり鴨島と稱す、冬季其附近には鴨群集すと云ふ、是れより西方約一里に二三の岩嶼あり蠅蜆島と曰ふ、高さ二十呎、陸岸より此附近迄低潮に露出する沙泥盤あり。

兄弟島 笠峯角より東方一里に二個の小島あり兄弟島とす、其近傍は低潮に露出する泥盤あり。

笠峯島 笠峯角上に在る山を笠峯と稱す、高さ三百二十呎なり、角の南西一里に避害洞あり、戸數三十村民は農漁を業とす、村の背後は山岳重疊、其最も顯著なるものを烽火山とす、山頂に石垣を繞らし烽火臺を築けり、其傍に大樹あり、水面上高さ千六十五呎、遠く海上より望見して目標とすへし。

五里浦は害洞を距る西南西一里半にあり、戸數三十五六村民粟を以て常食とす、村内に井戸二個あるも只村民の供用に過ぎず。

五里浦よりコイス角に至る海岸は彎曲をなま、コイス角近傍は斷崖にして餘ハ沙濱或は泥岸なり、灣頭の小坂を越へて人家あり漁隱洞と曰ふ、人口凡百四五十、農業を營み粟野菜の類を産し米を産せず○此より東方砧峰の西麓に溪流あり常に流出す、其質善長なれども溜處を以て多量に得る能はず、若し仁川港月尾島の如く溜桶を設くるに於ては艦船の供給に不足なきに至らん、其東部沿岸を梧崖と稱し赤泥岸あり。

漁隱洞 漁隱の前面に於てコイス角より徳島少しく開き見るの所は較々大洞江の潮流を避け水深底質佳良にして安穩の錨地とす。

コイス角 此角は笠峯角の西方三里三鏈にあり、角の北方に一群の島嶼あり、其中央の最

大なるものを避島とす。

此角は避島と相對し其距離三鏈其間を航路とす、深さ十尋乃至十三四尋、之を避島水道とす。此角と岩角との間は内部へ彎曲をなし、深入すること二里、其内部ハ大概低潮に露出する泥盤にして處々に漁棚あり。

避島 避島は南北に長く東西に短き小島にして四方斷崖、南部は北部より高く、其高さ百八十八呎。

戸長島 避島の西にある小島にして頂に草あるのみ。

玉島 避島の東にある樹木なき圓島あり。

岩角 大同江口の南側に突出せる半島あり其北角を岩角と稱す、該半島中の山岳は概ね樹木なく、處々に岩骨を顯す、其最も高きものを門岩山とす、高さ六百四十二呎、東方より之を望めば石門の如し其北部に在る設關山は頂に松林あり、高さ六百六十呎。

該半島の兩側には處々に小村落あり、各二三十戸あれども食料を求むること難し。箕島 岩角に接して北方に列坐せる二三尖岩を箕島とす、其最外の者は尖高岩にして、北岸は斷崖あり、高さ百十六呎、其南に位する尖岩は高さ百四呎、又岩角に接したる一岩は

中央に東西に通ずる孔あり高さ三十呎、此島附近は暗礁處々に散在するを以て近づくべからず。

海岸 岩角より南西月浦崎に至る海岸は概ね沙泥混合せる海濱にして一大灣をなし、此間に殷栗、廣岩、乳浦、馬浦、月浦の五小部落散在せり、又周島、死島、熊島、清洋島等の島嶼あり。

殷栗は戸數約二十、土民は概ね農を業とす、村中一井泉あれども水質善良ならず、該村の南方に一河あり、潮退き盡くれば僅に一條の水流を殘すのみ、廣岩村は戸數約十五六、農漁相半す、乳浦は戸數約十七八にして土民は概ね農を業とす、此三村には井泉或は小河ありと雖も其水質善良ならず、月浦は戸數二十、土民ハ農漁相半す、村中に一井泉あり水質善良あり、

周島 岩角の西南西三里に童禿島あり。之を周島と曰ふ、高さ七十一呎。

死島 岩岩崎の北一里半に數個の岩嶼あり、其最大ある者を死島とす、童禿なり。

熊島 廣岩崎の北々西一里に一嶼あり熊島と曰ふ、高さ三百八十五呎、其頂は童禿にして南濱に人家約二十戸あり。



清洋島 月浦崎の北東半里に一嶋あり清洋島と曰ふ、四周險崖其形東西に長く南北に短し、數個の小峯起伏し松樹叢生す、最高なるもの高さ二百三十呎、該島の西角附近には數個の岩礁あり低潮の時は概ね干出す。

月浦崎より西方ホンバク角に至る間の海岸は交互に峻崖と沙濱とをなしホンバク角に近く滑島あり該角と滑島の間は小水道をなす。

月浦崎の南西に南一里三鏈に兜山あり、高さ五百九十六呎群峰の中に聳立し、山頂に杏樹三株あり近海よりの、好目標とある。

滑島 滑島は童禿島にして周囲は陡岸沙濱相錯る、北岸に近く鼠岩あり、高さ五呎。

席島 席島はホンバク角の偏北約二里にありて南北三里東西一里半延綿たる小崗より成立し、一二の松林を除くの外喬木著樹なく、矮樹雜草叢生す、該島の西岸は概して岩崖にして水較々深しと雖も東岸は交互に岩崖と沙濱をなし水深至て淺く、潮退き盡くれば海濱遠く干出す、島中の小部落に飲料水あれとも皆量少なり、土民の供用に過ぎず。

錨地 席島の南端を西に望み水深四五尋の所を可とす、然れども此地は潮の漲落急にして且底質善良をたらざる故に走錨の患あり注意せざるべからず。

姉妹島 此島は席島の北端に位し岩質より成立したる二小嶋あり、其頂平低にして雜草叢生す。

ホンバク角 此角は高さ約二百呎該角に近く一岩あり黒岩と曰ふ、高さ十五呎に及て其色深黒あり、此角及此より冷井崎に至る海岸は概ね沙濱と岩角と互に相錯り曲折出入す、其中央に一村あり許沙浦と曰ふ、戸數約三十、土民は漁農相半す村中一井泉あり、水質稍々善良にして其量も亦た乏しからず。

冷井崎 此崎は椒島水道を隔て、椒島と東西に相對す、○崎の西約二鏈に二島あり、共に圓形にして童禿なり、其最西に在るもの高さ四十五呎、此二島の西方四五鏈の所に數坐の岩礁星羅す此諸岩は大概大高潮には隠没す。

冷井崎の西之北一里九鏈に軍艦盤城の發見せし一礁あり、深さ二尋盤城と命づく、此礁は姉妹島の西端と黒岩及遠東山と冷井岩を一線に望むの地に位し、椒島水道の中央にありて最も危險あり。

冷井崎より漁島に至る海岸は彎曲したる一帯の沙濱にして、潮退き盡くる時は距岸二鏈乃至一里餘の間は沙渚の干出するを見る。

冷井崎の東一里餘に在る村を冷井洞と曰ふ、戸數約二十餘、土民は概ね農を業とす、井泉一個あり、水質善良ならず、此地方の曠原平地には耕藝の業大に開けり、遠洲山は東方より起り、北西方に向て擴延す其山脈は高さ九百呎内外あり。

瀝島 此島は其形南北に長く東西に短し、島の北七鐘に數個の岩礁あり、低潮に干出し或は洗濯す。

島の近傍陸岸に一河あり、其北岸に一村あり、戸數十五六、土民の生業は農漁相半するか如し、村中一井泉あり、水質稍く善質あり、然れども水量多からず。

椒島 此島は北緯三十八度三十四分十三秒東經百二十四度五十分六秒(北角尖岩)に位す、島の峰巒は概ね岩層の起伏する者にして、最高頂千四百一十一呎、全崖中絶て喬木著樹なく、只岩石及矮樹雜草を以て全島を覆ふか如し、其南岸及北西岸は概ね斷崖絶壁にして、其西部の諸小嶼も亦岩質より成立し井崖陡界あり。椒島東角の北東微東六鐘に烏糞岩あり。水面上高さ七呎にして白色を呈す、諸岩の東微北三鐘に一礁あり、高潮に隠没す、該礁と東角の間は水深定率なく、且潮流の衝激する所あるを以て小船と雖も通航す可からず。島内鎮村、蘇沙泥規等の諸部落あり、戸數各三四十、鎮村に僉使あり、全島を統治す、又

諸部落には各々飲料に供す可き良水ありと雖も其量甚僅少にして船舶の需に應ずるに足らず、然れども獨り蘇沙村の背後にある水は海岸附近の地より湧出し、稍々多量なるを以て能く之か溜處を作れば或は船舶一時の用に充つるに足らんか。

沈邦崎 此崎は漁島の南西微南二里に在り、崎角險崖にして其色深黒あるを以て遠く顯別し易し、角上に一瓦屋あり見張所なりと云ふ。

此角より沈邦浦に至る海岸は一帶の沙濱にして弓形をなす、内地の高原には耕業大に開け、到る處粟麥類の生育せるを見る。

沈邦浦は戸數僅に十四五に過ぎず、土民の過半は漁を以て業とし、其他は農を業とす、井泉一個あり、水質善良ならず、村傍に一河あり、漲潮には吃水二三呎の小舟は約半里の間は容易に上流に溯航し得へしと雖も、潮退き盡くるときは河口兩岸より淺汀見はれ、河中唯僅に一條の水流を残し小舟の通航たも許さず、河口より遡ること一里一鐘に一小村あり、戸數僅に七八土民は専ら農を業とす。

五柳池崎 此崎は沈邦崎の南西方約七里にあり、崎端に一岩あり、遠く認め易し、崎上には一瓦屋あり見張所なりと云ふ、巍然たる山峯海岸に沿ふて屏列し、其山脈内地に向て高

まゐる、該崎の近傍海岸に沿ふて一村あり長連村と曰ふ、戸數約三十餘、土民の過半は農を以て業とするか如し、村中一井泉あり村民の飲料に供す、水質善良ならず、一河あり村に沿て流る、此地方は山丘、海岸に近く屹立するを以て土人は山間谿谷に於て僅に耕業を営すのみ。

崎の西五里にある長洲は其北方に位する離洲と共に遠く海中に伸延し大に航路を攔塞す、殊に長洲の如きは南方に向て連綿數里に亘り、尙ほ其限界を見ず蓋し他日該洲を探測するときは該洲の内部に新航路を發見することあるべし。

針路法 椒島の南西方面より席角錨地に赴かんと欲する船舶は椒島の西に在る北島西島との一線即ち此の兩島を北東微東之東に望み相距ること約二里の地に到らば、西島及北島に沿ふて相距ること約一里の所を航し、北東微東之東の針路にて進み、北島を過るに至らば宜しく下洲の南島端に注意し、且中洲と下洲との間より水路を航する爲めに船尾に方り帆掛岩崎と北島東端と相重ね、北東を取り航過すべし、船已に兜山と滑島の北端を一線に見るに及ばば、乃ち針路を右折し、席島と滑島との間を指して航し以て席島錨地に達すべし。船若し椒島水道を通航し席島錨地に入らんと欲せば、北島と西島の一線にて西島を距る

こと約二里の地に到り、針路を徐々に右折し、漸次に綠島及泥規半島に近接し、是より船尾に方り西島の西端と綠島とを相重ね、針路を南之東に取り航すべし、但此近傍の潮流漲潮は北東に流れ、落潮は南西に流れ、速力は約三里あるを以て宜く之に注意せざるべからず、而して此針路を進むや五柳池崎に近づくこと少くとも四里乃至三里半ならざる可からず、是より針路を左折し、椒島水道に向ひ、該島東角を距る一里半の地を指して航す可し、此時船首に方りハンパク角と椒島東角と相重なるを見るならん、此一線は外洲及該洲の南方水深五尋の洲を避け、船位を知るの好標的あり、是より稍々進んで椒島東角を左舷正横に見るに及ばば、少しく針路を左折し、磐城礁を避くる標線即ち席北角(席島の北角)とハンパク角の黒岩とを重ね此線を航過すべし、是より船ハンパク角附近に至らば、黒岩以外に適宜の航路を取り席島と滑島間の中央水道を航し以て席島錨地に達すべし。

船又漁隱洞錨地に赴かんと欲せば、中洲と下洲との間に水道を前法の如く航過し、是より直に姉妹島を指して航すべし、此時飛洲(水深二尋)を避くる爲め、船尾に椒島北角附近の尖岩と帆掛岩との一線を參觀するを要す、船進んで姉妹島に近かは、此に接して繞航し、是より上吹螺島と築島の中間に見ゆべき地里島を林牛山の南麓に重ね、該島を指して航

すへし、已に築島を右舷正横に見るに至らば直に針路を變し、避島水道の中央を航過し漁  
 隱洞錨地に進むべし。

## 第一

## 大岩洞角近傍

月乃島<sup>ツキノシマ</sup> 此島の北緯三十八度三分五十五秒、東經百二十四度五十分二十三秒に位し、大東  
 江(一名昭江)の前面にある一小島にして、其形ち略々三角、樹木なく雜草茂生す、島中人  
 家四五戸あり、南東より此島を望むときは左端高く右方低くして、其最高處二百一呎あり。  
 磐洲<sup>イハシマ</sup> 此洲は月乃島の東方一里餘の處にあり、東西長さ一里三錢、南北廣さ三錢にして其  
 上の水深二尋乃至三尋。

十二巴洲 此洲は月乃島の西北西五里の處より七里餘の處まで數個に分れて續延する淺堆  
 にして其上の水深二尋乃至三尋。

磐洲より月乃島を経て十二巴洲に至る線内は凡て水淺きか故に警戒せざる可からず。

カチンメギヨ江 是月乃島の北東約五里にあり、江の兩側は礫漠にして夫より稍々内部に

ある山麓までは平坦なる耕地なり、カチンメギヨ江より海岸は西方に折れ走ること約三里  
 半にして一村落に至る之を五又嶺と曰ふ、此に本邦の村役場の如きものありて近傍各村を  
 支配す、五又嶺より西方七里半にある小乳瀧角に至るまでの海岸は稍々險崖にして山脈亦  
 險しく樹木茂生す、其最高きもの千二百呎以上に達す。

小乳瀧角<sup>コウリュウカク</sup> 此角は朝鮮西岸中最も西に突出せる半島の一角にして、角端に一巨岩あり、大  
 岩洞<sup>オウイロウ</sup>と曰ふ高さ百三十五呎、西人之を柱岩と曰ふ、險崖陡界にして岸傍直に十二三尋の水  
 深あり、此邊潮流強烈にして其速力一時間約五里より七里に至り、漲潮は北に流れ、落潮  
 は之に反し、西岸中最も注意すべきの地なり、是より海岸急に折れて東方に向ふ。

海岸 小乳瀧角より五柳池埵に至る間の海岸は西方に面して一淺灘形を爲し、大概沙濱に  
 して山脈稍々内地にあり、海岸より山麓に至るの間は耕地多く村落散布す、此間小船の泊  
 り可きもの二所あり次に列記すべし。

沙金浦<sup>サキン</sup> 此浦は小乳瀧角の北東微東七里にあり、北東より南西に灣入し、幾多の小島群布  
 して殆ど浦口を塞く、浦内は小島に沿ふて僅に水ありと雖も、少しく南に離るれば忽ち干  
 潟と爲る、此地朝鮮及支那の船常に輻輳す。

大島 此島は夢金浦の西約八鍵距岸四鍵の地にあり、南北に短く東西に長き小島よして、樹木なく雜草茂生す、高サ百五十呎、其西端より少しく離れたる處に石島と唱ふる巨岩あり、高サ約二三十呎。

古巖浦 此浦は大島の北東微東六里にあり、浦口北西に面し南東に深入す、浦内水淺くして大船は入ることを能はざれども二三石積以下の船は自在に出入することを得へし、然れども浦口即ち可老名と名つくる沙濱角より北に向て突出せる大草岸と唱ふる淺堆あるを以て宜く注意すへし。

小乳灘出 此洲は小乳下角を距る北東微北七里の處より起り北方に擴延して長洲と連接す、而して其上の水深は二尋及三尋なり、此洲尙は一里半の間小乳灘角に向ひ擴延して其水深五尋以下なり。

此以下大同江内一樹角迄は磐城艦長の實測記に譲り此に略す。

大同江 是黃海平安兩道の間を貫通し曲折迂回して海に朝す、此江出水する時は上流の人家を浸すことありと雖も、未だ嘗て大なる災害を來せしことあらざるか如し、又之か爲め河道を變更し河岸を崩壊し若くは淺灘の位地を變移する等の事甚少なしと云ふ、冬期は十

二月頃より二月頃迄河水氷結して鐵道の近傍までは舟楫の便を絶つ、然れども是より下流は氷結するとなし、平壤の下約三里に萬頃臺と稱する地あり、此邊までは水清きも夫より下流は汚濁となる、此邊南岸に石湖亭と唱ふる地あり、北西に面して少しく灣形を爲し、西南は岩石より成れる小丘を負ひ南方も亦丘陵に圍繞せらる而して東方より北方に向ては一望平野にして皆是れ耕地あり、此地は他日の開港場として相する所なれども、余の見る所にては鐵島近傍外岩浦に若くものあり、何となれば外岩浦は大同(一名平壤)鐵道の二水合流の地にして運輸最も便なればなり。

火島及未島 是俱に兄弟島と鹽津との間に於て低潮に干出する所の泥盤上にあり、火島は兄弟島の南東八鍵にあり小島にして高サ六十三呎、其北西二鍵の處に許多の岩あり、未島は兄弟島の東方一里二鍵にあり、高さ五十呎。

日出島 此島は一樹角の東北東七鍵半にあり一小島にして高さ三十二呎。

栗島 此島は日出島の北東八鍵にあり五十三呎、其南東端附近に一小島あり、陸地より此島附近までは沙泥にして低潮に干出す。

鹽津 此嶺は兄弟島の東微北二里にあり一岬にして嶺上の山峰は高さ百四十一呎甚た高

からすと雖も著明あり。  
牛島 此島は栗島の東北東一里一鏈にあり高さ百五十三呎、全島栗樹繁生す、此島の南西及西方に二小嶼あり、又北西五鏈に較、大なる一島ありウツヨム島と曰ふ、皆低潮に干出する泥盤上に位す。

古城嶋 此島は牛島の東北東五鏈にある一小島にして高さ七十五呎、低潮に干出する泥盤の端に位す東岸に人家四五戸あり。

猪島 此島は鹽津の東方約二里にあり其高さ百七十七呎にして略平坦あり、島の北東端は細く突出して險崖を成し航海者の好目標とある、此島も亦低潮に干出する泥盤上にあり。

南浦崎 此崎は古城島の東微南一里五鏈の地にあり、崎上の山峰は高さ三百十呎の圓山にして、一樹角近傍より望めば甚だ著明あり。

細島及北島 此二島は猪島と望達里崎との間の干洞中にあり、而して細島は高さ百呎、北島は高さ七十呎。

イバリ島 此島は南浦崎の東北東九鏈にあり樹木繁生す。

適島 此島のイバリ島の東北東二鏈にあり、此二島俱に泥盤上に位す。

望達里崎 此崎は猪島の東北東約二里半にあり、險崖ある海岸中最も斗出するものにして江口より入津する船舶の最も認め易きものなり、山峯ハ八十五呎にして略平坦なり。

劔適島 此島は適島の東二里半低潮に干出する泥盤上にあり、島の南東は高さ百八十六呎にして松樹疎生す、夫れより稍北々西に方れる低地に村落あり。

牛耳山崎 此崎は劔適島の南東微東約八鏈にあり、岸勢險崖江に面し少しく突出して頗る著明あり。

天頭崎 此崎も亦險崖にして二三の小山急に聳へ、其最高き者は二百六十二呎にして甚著明あり。

青苔島 此島は牛耳山崎より東南東二里にあり、高さ四十呎の小島なり、望達里崎と此島の東南東一里六鏈の處にある鰲石崎まで五里八鏈の間は低潮に干出する一大干洞あり、又島の北方三鏈までハ干洞にして、夫れより又三鏈の處までは水浅きか故に船宜く注意すべし。

鰲石崎 此崎ハ青苔島の一里六鏈にある低岬あり、其頂の高さ九十二呎、望達里崎を經過

すれは望見するを得へし。

崖巖岬 此岬は大同江と平壤川とを分隔せる半島の最南角あり、海岸は岩石より成れども險崖にあらず、埼上の山峯は大約四五十呎にして松樹疎生す、是より岸勢東方に屈折して一里に至り鐵島と相對し又急折して北に向ふ、

外岩浦 外岩浦は鰲石埼の南々東三里にある一小村にして人家僅に十戸、此地嶺寧平壤兩江の合流する處なるを以て他日開港場となすの計畫あり。

鐵島 此嶋は平壤嶺寧兩江の合流する處に位す、高さ百五十五呎にして略々平坦あり、人家二三十戸役場ありて近傍を支配す、島の背部は一小川を以て陸地と相隔つ、此地は平壤の咽喉にして昔時は此に臺場を築けり、鐵島より南を嶺寧江北を大同(一名平壤)江とす。

棋津浦岬 此岬は鐵島の上流四里にあり、低角あれども江に面して突出せるか故に甚著明あり、是より海岸は屈折して北に向ふ。

沙月里埼 此埼は棋津浦の北々西五里にある平低なる埼あり、人家六七十戸許の村落あり。

海鴨山 此山は江内の山嶺中最も著明あるものにして高さ千百八十五呎あり、山麓は平坦

ある耕地にして村落圍繞す、其中最も大にして船舶より認め易きものハ海岸にある瑤浦と稱する一村あり是より上流は水淺くして大船行き難し、明治二十二年軍艦警備も此地までは幸ふして溯るを得たり。

海岸 鐵島より上流四里四縫の處に綠沙浦と稱する川あり、又綠沙浦より上流四里五縫の處に馬三浦と稱する川あり、俱に五六里までは舟楫を通ず可し。

錨地 江内孰れの地に於ても宿錨するを得可しと雖も、外岩浦の前面を以て最も可とす。

針路法 海方より此江に入らんと欲する者江の中央を保ち航するときハ一の障礙あることなし、但し望遠里埼より鰲石埼までは北岸に近航するを安全とす、何とあれは漲潮の時は濁水漲り泥盤の境界識別し難く、又低潮の時は青苔島の前面水淺ければあり、高潮の時は吃水十呎前後の船は平壤の下流四五里まで溯り得可しと雖も、夫より以上の船は外岩浦附近までを限りとすべし。

## 朝鮮探檢の結果

(金田 檉太郎君)

九八

余が朝鮮に赴かん爲め東京を出立せしは昨年七月二十四日にして歸京せしは昨年十二月半頃あり其間四ヶ月半多くは旅行したりければ處處にて逗留したる事もありしか大抵は毎日歩行するを常とせり旅行の道筋は始め釜山へ行き其近傍の山々を廻り此邊にて二十日を費し八月の月末にきて釜山を出立して京城へと志したり其道筋は釜山より東萊、梁山、密陽、大邱、尙州、忠州、廣州等を経て京城に至るまで其間二十五日を費したりしが始く京城に逗留し九月下旬更に京城を出て朝鮮の舊都ある平壤に赴きたり最初は平壤より尙ほ北方に向て進行する積なりしが氣候は日を逐ふて寒冷あるが故に爲めに元山に行く能はざるに至るを恐れ北行は之を平壤に止め更に山路を横きりて東の方元山に出て元山ある日本人の居留地に二三日を送りたり余は又咸鏡道の北方に當れる會寧、鍾城(昨年露西亞と朝鮮の間に小葛藤のありし所)の邊へ往かんを欲し其途に上りしが時は十月二十四五日の頃あり地は元山を去る四十里の北方なり而して其近傍なる北青の邊は十月の始には既に雪を見る程の處なれば余が元山を出立せし頃は北方は到底雪の爲め行く能はざるへしとの説

ありしより會寧、鍾城等の地に至る能はず遂に歩を轉して元山の北方なる咸鏡道の都府咸興に赴きたり途次に永興を経て又たもや元山へ引返し今度は元山より本街道を経て京城に歸來せり其後忠清道へ向て旅行したりしが十二月半頃海路釜山に出て釜山より直に東京に歸りたり偕て此の間如何ある事柄を観察したりやと云ふに余は本來地質學を學びたる者なれば主として研究したるものは朝鮮の地質にして又其の地理即ち山川の形狀に就て研究したるもの多し若し夫の朝鮮の政治或は軍備の事の如きは他に其の人あるへし余は只た實地に見來りたるものに就て其の一斑を叙せしのみ。

朝鮮に在て余が研究採集したるものは種々雑多にして例へば動物の如き植物の如き岩石の如き其類一ならず去れども此の如きものは歸來未だ十分の研究を遂ぐる能はざるが故に今日精細なる談話を爲す能はざれども只た其要領は之を陳するを得へし到底朝鮮探檢の結果と云ふ事の如きは歸來日尙ほ淺き今日に於て報道する能はざるなり故に研究の結果は之を後日に譲るへし。

朝鮮の日本に於る猶ほ隣家のこととし雖も何分外國へ行くときれは一寸考ふる時は頗る仰山に開ゆるなり、然るに實際朝鮮に行く時は其旅行太だ容易簡短あるを知るへし若し下の



關より發程するとせば長崎へ赴くよりは釜山へ行くの遙かに近きを見るへし通例釜山より下の關に至るは十三時間餘の航路にして商船會社の船にても尙ほ且つ十三時間を以て足れりとす其無造作あると知るへきなり外國と言へば遠隔の地と想ふも無理あらねども朝鮮は外國と云ふ程遠き處には非ず却て福島或は鹿兒島等に比すれば遙かに便利なるを發見すへし又朝鮮の廣袤に就ても世人は往々最小視するもの少なきにあらずれども朝鮮國は意外なる大國にして殆ど日本の本州即ち四國九州北海道を除きたる部分と相頡頏せり參謀本部の調査に據れば其面積實に一萬三千四百里を有せり斯る國なるか故に一人にして僅に四月間旅行したればとて精密なる調査の出來得へき譯はなし元來朝鮮は本邦と同文の國あるか故に朝鮮の事情を記したる書籍もあれは粗末なる調査は談すも効をなし只た言ふへきは地質の事のみ朝鮮の地理或は地質に就ては西洋人も研究したるものは甚だ少く日本人と雖も實地を踏査して其地理を研究したる者は餘り多からざるか故に朝鮮の事に關しては其の分明なるもの比較的になん少なきを見る借て朝鮮の國は如何に形作られたるやを見るに滿洲なる長白山の山脈中に於て一頭角を露したる白頭山の山脈が更らに東南に向ふて走れるものあり此白頭山の山脈の麓こそ是れ朝鮮の半島あり白頭山の山脈は始め極北に在ては南北に走

り北緯四十度より三十七度に至る間は朝鮮の海岸に沿ふて東南に走り三十七度より更らに西南に沿ふて走れり故に朝鮮の半島は之と同じく其山脈に沿ふて形作られたり

國を分て京畿道、全羅道、忠清道、慶尙道、黃海道、平安道、江原道、咸鏡道の八道とあせるは人の知る所なりされとも人情及土地の有様よりして此國を分ては依て以て四別するを得へし即ち慶尙道、忠清道、全羅道の三道は其地形より見るも人情より見るも又た土地の形狀商業上の有様より觀察するも恰も同風同俗なり又京畿道は王城の在る所されは人情も又自ら一と風異なりたるものありて一種の風習をなせり北方の咸鏡道と江原道は略は相似たる所あり又西方の黃海道と平安道は人民の氣質と云ひ氣候と云ひ商業上の關係と云ひ凡そ他道と相異なるものあり此の如く朝鮮は政治上八道に別ちたれども實際人民の有様より考へ來れば斯の如く之を四分するを得へし

地形の概略は前述の如く白頭山の山脈より國中に走れるが白頭山の山脈に依て朝鮮國の地形を見れば之を二分するを得へし一を白頭山の東部とし一を白頭山の西部とす此二分の地再ひ之を河川の形に依て分つ時は以て九區と爲すを得へし一洛東江の區域、二蟾江の區域、三錦江の區域、四榮山江の區域、五漢江の區域、六清川江の區域、七大同江の區域、八豆滿江

の區域、九鴨綠江の區域、是あり又此國の海岸線に就て言はんか東方一体の海岸は崎嶇凹凸甚少く殆ど真直に線を畫するか如し唯た以て港を必ずに足るべきものは景興にして即ち露西亞人が占領したりとの説ありし鹿屯島の在る所あり其他元山の灣、オンコンヌキの灣を除けば他に港を必ずすべきものは之を見る能はず之に反して西方及び南方の海岸は崎嶇凹凸甚た多し曰く釜山曰く仁川曰く河東曰く木浦曰く大同江口曰く鴨綠江口皆を良港とす西方の海岸も亦崎嶇凹凸少からず隨て港灣亦多く其海岸に島嶼の多き又た其東部に異なる所なり又た此國に就て商工の業は孰れの地方を盛なりとするやを見るに白頭山脈の西部は概して繁盛にして東部は商工の業共に不振あるを見る試みに人口に就て見よ南方ある忠清道、慶尙道、全羅道は人口最も多くして平安道咸鏡道之に次ぎ咸鏡道、江原道其數甚少し元來朝鮮の人口は十分なる調査を遂けたるものあらざれども最近の調査に據れば合計一千五百一十一萬九千人にして其半は慶尙道、全羅道、忠清道の三道中に包含せられ其殘餘は即ち五道に分配せらる此の一事亦た以て朝鮮國中繁華の部分か南方の三道に在るを知るに足るへし若し彼の北部に至ては人口の點よりするも左に於て必要にあらざる地方なるを見るに足る

次に朝鮮の河川に就て言はんか前述の如く同國中の重なる大河は九個にして汽船を泛ぶるに足るものは此の九河の外に之を求むへからず曰く鴨綠江曰く清川江曰く大同江曰く漢江曰く錦江曰く榮山江曰く蟾江曰く洛東江曰く豆滿江是れなり就中大同江、洛東江、鴨綠江の三河は日本に於ても尙ほ且つ見るを得ざる程の大河なり然るに朝鮮人は此河を利用してを知らず唯粗末ある船舶に依て往來するのみにして船舶の往來に適せしむるか爲に河床を修繕するが如きは絶て之を爲すとなく殆んど自然の儘に打捨てたるものから吃水四呎許の船舶に非されは洛東の大河さへ上流五十里に遡ると能はざるあり故に通例の河蒸氣にても洛東江の河口より十里以上に遡らんと欲するが如きは到底爲し得へからざる事なりとす然れども此の九河は一度修繕を加ふれば上流に溯るは固を容易の事のみ現に大同江の如きは日本の軍艦を以てして尙ほ且つ河口より二十里以上ある平壤の近傍に溯るを得たりと云へし其修繕を加ふれば之を利用するを得るは觀易きの事なりとす惜哉國人は更らに之か利用の策を講ずるものなく空しく良河をして廢物たらしむるの觀あり又た朝鮮の海岸に於て最も人の注目を惹くものは潮汐の満干に非常の差ある事あり仁川の如きは其差實に三十三尺餘にして潮の退きたる時に殆ど水を見るを得ず一目十里餘只た泥を見て水を見ず滿干

の烈しき未だ曾て此の如きを知らず忠清道に至りても尙ほ二十四尺餘の差を見る全羅道の西部ある木浦の邊にては其差十三尺餘にして南方なる釜山に至れば其差六尺を出てす而して元山に至れば僅に一尺餘の差を見るのみ只た西部の大差に至ては一驚を喫せざるを得ず

次に氣候に就て言はん朝鮮はさすかに大陸の一部分あるものから自ら大陸的の氣候を有し日本の如き島國の氣候は之を見るを得す即ち冬は非常に寒くして夏は又た非常に熱く日本の如く夏にても左まで熱からず冬にても左程寒からざるか如き事を得ず寒暑の差甚だ酷し然れども之を支那に比較すれば其周邊の幾分は海を以て圍繞せられたる丈けに全然大陸的の氣候にはあらず極寒の時と雖も之を牛莊若くは支那北部に比すれば遙かに温暖なり朝鮮の海岸中にては元山、仁川、釜山等の諸開港場の如きは海水の氷結したるを見ず然れども景興より北の方廿八里にして浦鹽斯德に至れば十二月の下旬より海水氷結して翌年四月比までの間は航海を爲す能はざるあり

西方の海岸と東方の海岸に就て其温度を比較するに東部の海岸は概して夏冬共に温暖にして西部は之に反せり又た一月二月三月の氣候を平均するに元山と仁川は其位地に於ては殆

ど一度餘の差ありと雖も其温度は殆んど相同し要するに東部は概して冬暖にして夏は之に反して割合に涼しきを見る又た雨は朝鮮に稀れなりと云ふ

次は余か調査し來りたる朝鮮の地質に就て述へんに朝鮮の地質は之を日本に比すれば大に異なりたるものあり第一同國には日本の如く多くの火山を有せず殆ど火山おしと云ふも不可なきか如し唯た火山より噴出したらんと思はるゝ石の存せるは濟州島と他に四ヶ所あるのみにして此外に火山質の石を見る能はず是れ日本と異なる所なり又た日本に夥たしき第三期地層の朝鮮に見當らざるも其大異の點なりとす日本に於て米穀の生する田地は多くは第三期地層あるが朝鮮に於て端川咸興、大同江、清川江の四ヶ所を除けば他に之を求むるを得ず元來朝鮮の土地は丘陵多くして平地少く田地に適する部分の如きは極めて僅少あり或人は朝鮮は農業の發達せざる所あるか故に日本人は同國に渡航して田地の開拓を爲せば利益多かるべしと説くものありしが余の見たる所を以てすれば朝鮮には左程の見込ある土地は有らざるか如し況んや同國の人も其土地の惡しきに拘はらず水田を作りて未開の餘地を存するものあらざるに於てをや

次は鑛山なり世人動もすれば即ち曰く朝鮮は鑛山に富めりと而して鑛山師の如き往々同國

に赴くものあるか如し然れども予の見たる所に依れば左程までに鑛山に富めりと思はれざるあり或人は朝鮮には百五六十餘の鑛山ありとて如何にも鑛物に富めるか如く云ひたるものあれども百五六十の鑛山ありたればとて敢て驚くにも足らざるへし唯非常に産出するハ鑛なりとす鑛は咸鏡道の厚州及甲山の二ヶ所其最も盛ある所にして其他國中到る所多少の産出せざる所なく到底日本より輸入して之か利益を得る能ざる程なり然れども鑛を除けば他に多額の鑛石を産出するものなく銅の如きに至ては日本より輸入したる物の遙かに廉ざるを見る金に至ては全く銅を反し其産出決して少からず慶尙、咸鏡の二道其最たり産出の金は多くは砂金にして元山近傍より輸出するものは毎年三十萬圓餘に上れり慶尙道も又た處々に産出するものあり若し朝鮮全國より産出するものを合計せば毎年五六十萬圓に下らざるへしと云ふ左れば幾多の鑛物中金と鐵は随分見込なきにあらずされども他の鑛物に至ては到底其盛を見る能ざるへし砂金既に此の如し其鑛脈ある金鑛の富裕想見するに餘あり只た現時に在ては何人も採掘に着手したるものなく僅に同國人か農業の餘閑を偷んで内職とせるのみ石炭は其産出甚た少くして端川、咸興、大同江、清川江の稍見込あるのみ現今採掘に従事せるものは大同江にして平壤の都府の近傍より産出するものなきにあらず

されども其の質佳良ならずと云ふ之を要するに石炭は甚た少なしと云ふこと適當なりさて又た更らに一方より考へ來れば假令ハ朝鮮に良鑛ありとするも一の困難ある障碍の横はるものあり即ち薪炭に乏しきの一事にして余か旅行したる所を以て見れば山々皆枯禿にして殆ど樹木の生ずるものあるを見ず只た之あるは國王が伐木を禁止したる數山のみ故に假令ハ良鑛ありとするも實際朝鮮に於て之を製煉するは頗る容易の業にあらず  
次に朝鮮に棲息する動物に就て見るに多くは日本と異ありたるものなし唯朝鮮を旅行して注目を惹くものは驢馬の多き事にして其驢馬も純粹の驢馬にはあらざりて驢馬と普通馬の混合種ある驢馬を以て多しとす故に通例同國人の乗用に供するものも普通の馬よりは遙かに驢馬の多きを見る其他虎、豹、獾、鼯鼠、の類の多きは日本に異なる所あり又た朝鮮國中到る所に宿々たるものは犬にして如何ある家に行くも二三頭の犬を養はざるはなし其皮は剥て敷物となし其肉は煮て食用に充つ鳥類に至ては殆ど異ありたるものなしと云ふも不可なく魚類も亦に大に異ありたるものなし唯魚類中同國に於いて珍味と賞せられて屢、貴人の卓上に上るものは「メソウイ」と稱する魚類にして現王朝ある李氏の大祖李成桂が曾て咸鏡道に在りし時好んで之を食ひし事ありし爲め其美味の點よりは寧ろ歴史的の關係を以て今尙は

同國の大禮大式には必ず用ひらるゝに至れり産出の地は咸鏡道にして同地より全國に輸出する其額は年々二十萬圓に下らずと云ふ

又植物を見るに五穀の類は日本に産出する種類は悉く之なきはなし只た米は慶尙道、忠清道、全羅道、京畿道、黃海道、江原道等南部の地を除きて北部に至れり更らに之を産せず平安道の如き平壤の市街に於ては米食するを得れども若し一步を田舎に移せば全く米を食ふを得ず是より以北は愈々北行すれば愈々米を見ず左れば通常米を食はずして多くは粟稗の類を食せり

日本に多くして朝鮮に無き植物は茶と砂糖なり氣候の寒冷之を然らしむるあるへしと雖も朝鮮全國茶と砂糖ハ絶て其木を見るを得ざるは聊か異様の感あり左れば旅行中にも一椀の茶を喫するを得ず菓子之如きは殆ど之なし故に砂糖に代用するには蜂蜜を以てせり

次は朝鮮人は何處より來りしやの疑問なり朝鮮の歴史を見るに諸君も知らるゝ如く箕子の時代を始めとして其後高句麗の時代とあり次に三韓の時代とあり又た高麗とあり遂に現今李氏の世となれり而して其の孰れの時代の歴史に就て之を見るも朝鮮人なるものは其祖先は北方より移住し來りたるか如し即ち滿州の邊より漸次移住して朝鮮を占領して此國を建

設したるの感あり然るに朝鮮の言葉に就て講究するに方ては又た此の祖先の甚た異ありたるを覺ゆるものあり元來朝鮮の言葉は滿州地方の言葉とは其性質よ於て大に異なるものあり滿州支那地方の言葉ハ重に「モノマラビツ」よして一の意味の代りに「マレンル」あり然るに朝鮮語は之に異あり其性質を日本と同じくせり文章の作法も亦た日本に同じく例へは日本語にて「水を持つて來い」と云ふ事を朝鮮語にて言現さんか朝鮮にては水を「ムル」と云ひ「持つて」を「マナ」と云ひ「來い」を「オワ」と云ふ即ち之を綴合せて「ムル、カチ、オワ」と云ふあり此の如く言葉の順序は日本と同じくして言葉の性質より言へば朝鮮と日本と同一ある人種の如くにして滿州支那地方とは全然相異なれり然らば朝鮮人は果して何處より渡來したりやと云ふに日本人と其祖先を同一にするか如し即ち其言語の宛もヒルマ或は南印度に酷肖せる點より推究して其祖先の南印度よりヒルマを経て移住したるものなる事を推知するを得へし一は臺灣を経て朝鮮に赴き一は臺灣より日本に來り臺灣にて二途に分れたるあるへし此の如く朝鮮の人種は歴史上より見れば滿州地方より來りたるか如く言語の上より考ふれば南方より來りたるか如し然れども更らに朝鮮人の骨格に就て見るに琉球人と酷た相肖たる處あり其顔の相貌或は其鬚髯の多きか如き皆其支那人に似して琉球

人に肖たる所なり朝鮮人の祖先果して南北何れより來りたるや之を今日に断定するは固より容易の業にあらずと雖も現今の朝鮮人が朝鮮の土地に移住し來りたる以前に於て他の人種の先づ朝鮮の土地に存在したるは疑ふ可らざる事實なり余が元山より京城に至りし途次抱川と云へる所に於て一の大なる石造の家を見たり洞穴の名は古人石と稱せり固より家屋と名づくべき程のものにあらずれども覺束なくも家の如きものか石を以て作られたるを見る其石は非常に巨大なるものにして此の近傍より土器の類を出せり其土器を見れば現今は朝鮮人が滿州よりせし乎又ヒルマよりせし乎甚不分明なれども其移住人種の前に於て既に土着の人種の存せしを知るに足るへし然れども今日に於ては其土着の人種か如何に成行ししや固より知るを得ざるのみならず現今の朝鮮人あるものは全然一の人種より成立したるか如くにして決して變異を見出し能はざるなり只た言葉より云へば釜山近傍の人民か一たひ平壤の近傍に至れば談話の際互に國訛ありて言語の通せざるとあり言語は此の如く相異なれども其風習其容貌現今の朝鮮人は必ず同一の人種たるを認め

次は朝鮮人の階級なり最上の族を稱して「ヤングマン」と云ふ猶貴族と云ふかことし次は直に平民にして平民の下に尙一級あり日本に所謂昔の穢多の如し此階級は非常に嚴重なる者

にして道に貴族の往來に會せば平民は警蹕の聲の下に退けらる恰日本にて「下に居れ」意張りたる類あり貴族は多く京城に在住するものにして京城二十萬の人口中其二十分の一即ち一萬人は貴族あり其他各地方の貴族を算すれば又一萬人に下らず左れば朝鮮國中の貴族は合して二萬人にして朝鮮の政權を握れるものも亦此貴族あり貴族の平民を見ること猶ほ蛆虫のごとく自由の權利などは夢寐にだも之を得る能はず元來朝鮮は早開の國あり而して又た東洋の獨立國なり故に日本人の朝鮮を見るは左きて野蠻の國なりとは思惟せざるもの多しと雖も試に一たひ釜山若しくは京城に往て其實狀を見れば實に其野蠻なるに一驚を喫せざるを得ず先づ其家を見れば多くは藁葺にして京城の役所若しくは貴族の家を除くの外は容易に瓦葺を見るを得ず從て平民の住家の如きは殆んど人間の住宅とは思はれざる程の粗末あるものなり試みに其模様を見よ假令富者の家と雖も平民の家は大抵其間數は三間より多からず一は竈のある所にして一は人と應接する所一は器物を置く所あり床は如何にと云ふよ地を掘て其上に釜の如きものを作り穴を一方に明けて火を焚くのとあし又た烟を採るに便にす土床の上に柱あり柱の上に草葺の屋根を蔽ふ構造の粗末ある以て想ふへし又た通例平民の家は寢室は應接の間を兼ね其他に器物を入れる所と臺所と合せて三間あるの

み宿屋の如きも尚ほ且つ間敷の多き所を只人を宿泊せしめんと欲するものは二の寢室を有せり一方の寢室は以て家内に充て他の一室を以て客人に充つ故に假令幾人の客ありと雖も皆其の一室に寝ねざるべからず而して其室の廣さは廣きも六疊を過ぐるものならず余か旅行したる時は余等一行の四人と他に同伴したる者數人ありしか皆其六疊の一室にひしひしと詰めかけて寐たる事あり殊に難儀あるは宿屋に蒲團のなき事なり蒲團をくして如何にするやと云ふは通例泥床の上に敷くに籐蓆を以てし直に其上に横臥するなり枕は木を四角に切りたる物にして恰も木の古株の如し去るにても氣候寒冽の時に當り如何にして寒威を禦くやと云ふに例の床下なる竈より焚出する烟焰の床下に通するか故に其餘温を借りて寒威を凌ぐなり是れ蒲團をくして寒中を凌ぐの法ありさらば夏は如何にするや夏にても米は炊かざる可からず米を炊くは竈を用ひざるべからず冬季ハ火を燒けば餘温爲めに寒を凌ぐに便されとも夏季に於て此の如く蒸されたる時には人は是れ甑中に在るか如くなるべし然るにさすかに朝鮮人は萬事簡單なり我々の想像するか如き事はなく夏季に至れば室内は寐るものはなく皆原野に往て青天井の上へ横臥するあり毎夜通宵の露宿我々は直に衛生の有害を説けと習慣は恐ろしきものよ毎夜毎夜露に觸れても更らに之れか爲めに病を得るもの

あしと云ふ豈に簡短至極の法に非すや又其食物は如何と見るに之を他國に比すれば大に日本に近きを見る朝鮮人は重に米を食ふ人間なり只た日本人に比すれば肉食の量甚多し曰く大曰く牛曰く豚曰く鳥類皆其食す所たり調理の法は西洋料理に似たる所あれとも凡ての食物に唐辛子葱の類を混すると多く始めて日本人の口の上る時は臭氣鼻を撲つて食ふに堪はず食物は實に旅行中の一困難事なり又朝鮮内地を旅行するに當て危険の有無を問ふ者あれとも余は未だ曾て危険に接したることならず朝鮮人の日本人を見るは寧ろ畏怖の情を以て見るなり決して害を加ふるとなし唯た予等か平壤に行きしとき二三の韓人か一行に向て石を投したるとありしのみ元來朝鮮人は南部の人は狡猾あれとも其の性溫柔にして威鏡道平安道等北部の人の稍、慍悍あるのみ斯るか故にや同じ朝鮮人にて釜山近傍の人にして平壤に行くものあれば爲めに或は凌辱せられ或は侮賤せらるゝ事あり日本の畜生とて日本人を罵るか如きは平壤近傍の常態あり然れとも是れ無智の群のみ稍、事理を解したる者は決して斯る行爲を爲すものはあらず之れを要するに朝鮮の内地其何の處を跋渉するも爲めに甚しき暴行に遭遇するか如き事は決して之ならずあり朝鮮人は曾て日本人を恐るのみならず總ての外國人を恐怖するの狀あり

朝鮮の風習中最も奇異なるものは幼児と犬との關係なり子生るれば必ず犬を養ふ其何故あるやを聞くに糞溺は總て犬をして之を嘗しむるあり犬は小兒の汚穢物に於ける唯一の掃除者なり元來朝鮮人は日本人の如く紙を用て其汚穢物を拭ふとあく紙に代ふるに草葉を以てせり概して言へば朝鮮人は不潔と清潔とを區別せざる人種あり試に人の家に往て見るに掃除したる坐敷とてハ殆ど之を見る能はず從て帚を用ゆるか如きは千百中の一二のみ先づ人の居宅を訪ふに上り口に靴脱あり廣さ半疊餘あり此半疊餘の處は只た靴を脱くのみならず其傍ら便器あり唾壺あり不潔物品の雜居場あり一室の中に談話して直に其場に往て溺す而して同國人は之を不潔と爲さざるあり尙下等に至れば更らに之より甚しきものあり唾器と溺器と同一なると是なり主人自ら溺して尙は客に向て喫餘の烟艸を棄てよと云ふ而して主人も平氣あれは客も平氣あり食物の不潔も亦た此の如し宿舍に泊して窃に其の臺所を瞰けは不潔見るに堪へず鼻涕を拭ふの手を以て直に飯を盛るか可きは是れ一般の常事にて同國人は會て之を以て不潔と疑ひたる事なく客を招く時に當ても主人か汁を盛りたる器を以て直に之を客に出すか如きは殆んど通例あり又た人に饗せらるゝ時其食物の甚多きを見る如何ある大食家と雖も一人にして到底之を食ひ盡くし能はざるなり飯の如きは殆んど四合餘

りも容らんかと思はるゝ鐵鉢へ圓形に盛上げたり其狀恰も佛前に捧くるに似たり斯の如き多量の食物は如何にすやと云ふに客人の剩餘は其從者の食ふ所とあるあり此一事又以て朝鮮人か食物の剩餘を食ふとを厭はざるを見るに足るへし又旅行中最も困難あるは唯其旅宿の狹隘あるのみならず一種の蟲ありて夜間人を襲ふ事是なり此蟲は西洋にて所謂「ヘッドバグ」あるものゝ稍異ありて其の狀日本の油蟲に似たり然れども之を油蟲に比すれば其跡甚た小なりと云ふ此蟲は夜中甚しく人の跡を刺傷するものにして一たひ之に刺さるゝ時は非常の疼痛を覺ゆ余等は甚しく之に感せざりしが人によりては其痕跡膨脹し其痛疹に堪へざる者あり通宵之か爲に刺さる豈に安眠を爲すを得んや朝鮮の内地を旅行するや他に危険なるとあしと雖も其食物不潔其宿屋の狹隘而して此一種の蟲是れ旅行人の最困難を感ずる所なり然れどもさすかに早開の國なれば何處へ行きたりとて露宿せざる可からざる程の不自由は會て之あき所たり元來朝鮮ハ驛傳の法頗る整理したる所にして法令を以て甲の宿屋には幾頭の馬を置くへし乙の宿屋には幾挺の駕籠を置くへしと規定せるか故に此點に付ては旅行者は毫も不便を感せざるあり驛傳の法何が故に斯く整理せるやを問ふに其原因は皆な貴族の往來に原けり同國に於ける官吏は多くは京城に住する所の貴族より成る者にし



て此官吏は何處へ行くに拘へらず皆を京城より驛路に就て旅行するか故に驛傳の事斯の如く其れ備へれるあり只此一事を以て見る時は中央政府の管轄は頗る能く行き届きたるか如く見ゆれども其他の事に至ては中央政府の命令は殆ど行れざるか如し委しく言へば朝鮮國の政体は京城に於ける中央政府か全國を支配するに非ずして全く八箇の獨立國より成立せるの觀あり同國の八道には各一の觀察使あり各一道の全權を握れり生殺與奪の權、課税の權、裁判の權、兵隊組織の權皆觀察使一人の心の儘に決定せらるゝ者にして中央政府は毫も此等の事に干渉すると能はざるのみならず又地方の事に關して己か意見を行ふ能はず京城の中央政府と云へば只京城近傍の地を支配する一の役所に過ぎざるのみ斯の如く他の八道は各一の觀察使か各自の意見を以て勝手に事を處分すか故に夫の有名なる防毅事件の如く一觀察使か賄賂を取らんと欲すれば己か管轄の一道より穀物の輸出を禁するを得るなり而して京城の中央政府は假令ひ道理上之を禁するの權力あるも實際上に於ては之を禁する能はざるなり倍て此有力なる觀察使は多く何人の占むる所ありやと云ふに中央政府の六曹の大臣を勤め上げたる者より出づるか故に觀察使の權力は斯の如く非常に強大にして中央政府の干渉し能はざる所以あり概して朝鮮の有様を見るに殆ど事物の規則的に行はれた

るものも書籍上の事と實際上の事とは斯く迄に相違せる者なるやを疑はしむ例へは官吏を採用するに進士科擧の試験は依てするとは何人も之を知る所あり然るに余等か釜山より京城に至る途次に於て慶尙道の首府大邱に至りしに時恰も八月十五日にして試験を受けんと欲するものは皆大邱府に集まり來り元來八月十五日は八道各其首府に於て進士の試験を施行するの日にして其景況甚盛なり慶尙道一道の中に於て其試験に應ずる者は殆んど五六千人に下らざるへしと云ふ然るに受験者に付て其實際を質たせば皆な曰く到底及第の見込なし如何に學藝ありと雖も賄賂を用ひされは及第を成し能はざるなり云々と自ら試験を受けんと欲する者にして尙ほ且つ其到底及第の見込なきを知らなから何故に斯る大數の受験者ありやと問ふに受験者の過半は試験の及落は初めより其眼中に在らずして只都見物の爲め其首府に集まれるあり進士科擧の法律其名は甚美されども其實は只賄賂の多少に由て及落を決せるあり而して其賄賂は如何にして之を用ゆるやと云ふに例へば東萊府使たらんと欲するものは先づ預しめ若干の黄金を京城ある有力者に送り且つ東萊の一府より幾何の黄金を中央政府に上納すへしと豫約するなり此約束一たび成りて進士試験に及第し愈東萊府使となりたる曉には非常に重税を課し先づ最初豫約したる税金を中央政府に上納し其

の餘分は皆な擧げて己か所得とあすなりされは官吏の俸給の如き實際甚た僅少なれとも己れか心の儘に税を課して心の儘に取立つるか故に假令其俸給は僅少ありと雖も所得は甚た多額なり京城の貴族は皆な一たひは地方に出て或は府使となり或は觀察使となり三年を期として交代するを例とす三年の間に非常の重税を課して非常に金錢を貯蓄す京城に歸りて悠々として遊び暮すもの比々皆是あり朝鮮の諺にも一生の内三年間地方の職を奉ずれば自分一代は安樂なりと云ふとあり亦以て其課税の太く甚たしきを見るに足るし在上者の下に於ける夫れ斯の如し治下の人民か貯蓄の精神に乏しきは亦宜ならずや金を貯蓄するは只官吏の來て之を攫取し去るに備ふるに外ならず從て人民一般の風只其日暮に傾き何處に行くも貴族の外通常の家に於て簞笥長持の如き家具の類を見るは甚た稀なり僅に貯蓄すれば直に取上げらる適切に言へば働けは働け丈け損あり嗚呼豈に慘たらずや政治已に斯の如し國の振はさる又怪むに足らざるあり元來朝鮮は前述の如く其地質より之を見るも耕作すへき土地少く森林の殆んど之を見るを得ず加之ならず氣候も亦甚た長からざるか故に天然上既に富國の要素を欠くと雖も朝鮮今日の疲弊あるは只に天然之を然らしむるのみならずして其根本の過半は實に其の弊政にありて存す

家屋の粗末なるとは已に之を述へしが寺院官衙の如きは之に反して輪奐甚た宏壯なり寺院の如きは往々日本の寺院に勝る者あり中には日光の廟の如く非常に緻密ある彫刻を施したる者あり只朝鮮は樹木に乏しき所あるを以て其彫刻の假令ひ緻密奇麗なるも材木の松或は樅の類あるか故に其粗末あるを惜まざるを得ず

朝鮮には國教なし現今如何なる宗教か最も盛に行はれたるやを見るに一の盛なるものなく中には耶蘇教の信者も少からずと云へり然れども昔時佛教か此國に於て至盛の時代ありしは其寺院の非常に多くして且つ宏壯なるを以て之を推知するを得へし現今佛教の信者は皆な僧侶となりたる者而已にして普通人民は殆ど無宗教と云ふの適當なるを見る然るに人病あれば必ず神に祈ること可笑けれ(固より十分ある醫者は無し)而して其所謂神とは如何なる者なるか偶像も有らざれば神ある者か果して如何なる者ありやと云ふの思考もなし只日本にて所謂庚申塚の如き路傍の一里塚に至り石を積上げて著物の一片をくより付け祈禱するものあり又た巫子をして病人のために祈禱せしむるとあり巫子は只病人の周圍に於て神樂を奏するのみ要するに醫術は殆ど未開と云ふも不可なきあり豈に又た憐れならずや猶ほ此の他調査したることに付ては他日再び之を述ぶべし

## 朝鮮の現制並日本との關係

(末永純一郎君)

地球上我々は何處に國して居るかを尋ねたならば、東洋の中にありと答へますでありませう、東洋の中にこれこれの國があるかと云ふたならば、日本、支那、朝鮮と答へるでありませう、然らば東洋の中で一番強い國は何處であるかと云ふたならば、日本人は日本であると言ふでありませう、又支那人は支那であると言ふでありませう、朝鮮人は何と申すでありませうか、日本でなければ支那であるとする答へるであらう、然らば東洋の中で一番弱く一番小さく一番貧しく而して一番危急なる國は何處であるかと云ふたならば、日本人も朝鮮であると言へるであらう、支那人も朝鮮であらうと答へるであらう、朝鮮人も残念ながら我邦であると言へませう、明に答へずとも必ず我邦であると思ふに相違ない、斯く申せば朝鮮は如何なる國柄であるかと云ふことは大概諸君の推測が付くでありませう、是より進んで朝鮮は如何に貧しく、如何に弱く、而して如何に危急なるかと云ふことに付て御話し申さうと思ひます。

全肺國と云ふことをば學問上から御話申すならば色々小むづかしき説もありませう、けれども朝鮮と申す所は兎に角表面だけは國と云ふ肺裁をなして居るに相違ない、面積一萬三千餘方里人口一千萬人に餘る程を持つて居り、西の方鴨綠江を限り支那と分ち、東北は圖滿江を限り烏蘇里地方と分ち言語、風俗、習慣、皆同一であります、さうして唯一の政府の下に表面上服従をして居るのである、されば表面上はさうしても一國の肺裁を備へて居るものと言はなければならぬ、ところで其の内部に立入つて善く其脈を取て見ると云ふと早既に脈は絶えて居る、今日我々が朝鮮と云ふのは即ち其死骸であつて管て四肢百體の動作を主つて居た所の諸の神經は何時しか死んで仕舞て居る、故に朝鮮國と云ふのは全く外形の姿のみを云ふので少しも國と云ふ實は無いのであります、抑、此朝鮮の國と云ふものは其昔は随分文化も開けて居つて殊に我邦の文化は此國から輸入したものである、斯かる國柄でありながら何故今日の如き見せばらしき國に成り果てたかと云ふことを研究して見ると、第一天然の結果即ち朝鮮の國土其れ自身と其れから朝鮮國の位置、並に氣候是はさうしても今日の有様に押移らなければならぬ要素となつて居るのである、朝鮮の國土即ち朝鮮の土地と云ふものは誠に天然貧しい土地である、加之其位置と云ふものも誠に邊鄙に位して居る、而して其氣候を問へば誠に寒熱の變化が甚しい、冬は非常に寒くして夏は非

常に熱く其間の差が非常に隔て居る、扱其國土に就て御話を申せば随分此迄は朝鮮と云ふ所は色々の嶺山に富み、内地に這入れば豊饒な土地や未開の原野もあるかの様に世間の人には思て居たのであります、けれども實地に就て看ると云ふと國土全体が崑石より成立して居る其代りに諸種の礦物には富んで居るが豊饒な土地や未開の原野は探してもある譯のものではない、則ち朝鮮と云ふ所は崑石の上に自然々々と人が殖て来て部落を形作り社會を成し而して其有様を形容して見れば朝鮮の國土の皮もあければ肉もない、只現はれて居るものは骨ばかり、と云ふやうなる景況であります、其れ故海岸より見ても内地に踏込んで崑石より成立したる秃山が聯々起伏して居て蒼々たる樹木杯は勿論のこと雜草さへ充分生立つとが出來ない處が多い、草木を皮とし土壤を肉とし而して崑石を骨とすれば朝鮮の國土は實は骨で以て成立して居ると云ふて宜しいのである、次に朝鮮の地位と云ふは御存じの通り亞細亞の片東に偏て居て支那と日本と云ふ強大國の間に介まれて誠に窮屈極る場所を立て居るのであります、勿論航海術と云ふやうのものか開けて居たならば海岸線の延長は長し、且つ港灣も立派な處があれば充分國が發達しなげればならぬ、併し第一木材が乏しいので船を造るにも不自由であり、産物と云ふものが少ない、是で以て大國の間に介ま

れて其國がどうして發達致しませうか、それと又た氣候の事では前に云ふた通り寒熱の差が非常に劇しいので冬期十一月頃より翌年三月頃までは戸外に出で仕事するのがどうも堪へられぬ寒い寒さである、而して夏期になると云ふと六月頃より九月頃迄は室内には殆ど居られぬ程の熱さである、併し此に天然の妙作用とも云ふ可きものがありて三寒四暖と云ふて大概一週間の中寒さが三日續けば其次の四日間は暖いと云ふ割合に出來て居る、夏期も涼熱の割合が矢張り之れと同じやうである、是で以て僅に凌ぎ難き氣候を凌ぐとが出來るのである、倭國土の性質が第一惡質で位置が偏て窮屈で而してオ負けに氣候が悪いと來て居る、是が即ち國の發達しない要素即ち衰弱しなければならぬ要素であるので朝鮮國の衰弱したのも其根元は全く此に在るものと思ひます。

併しあから國土の性質とか地形とか氣候とか云ふものは何時しかひよつと變つたと云ふ譯ではある、三韓の昔も朝鮮國へ矢張り今日の地質今日の位置今日の氣候と格別變らなかつたに相違ない、然らば何か天然の原因の外に朝鮮の衰弱を來した原因があるであらう、其れは何と申すに一番直接な原因と云ふは歴史上の結果である、御存じの通り彼豊公が征韓の役と云ふものは前後凡八年が間兵馬の中に生立た戰國の荒武者か思ふ存分八道を蹂躞

し、手當り次第有る物は引渡へ、及向ふものは追ひまくり、斬りまくり、總ての富、總ての文物工藝美術、凡そ二千餘年來折角積り／＼て開けて居た朝鮮の文化は何も蚊もめちや／＼に叩き壊したのである、實に又と再び芽を出す事が出来ぬまでに蹂躪しつたのである、其證據は今日少し名のある人の先祖を尋ねて見ると悉く彼の豊公の役に殺されて居る、則ち今日名家のものは皆豊公の役に苦しめられた人の子孫ばかりである而して往々今日でも美事な彫刻物杯を見當るとがある、其れは悉く三百六十年前則ち豊公の征伐以前の出来である、總て是等の作品は今日殆んど其跡をも留めない云ふ有様である、又當時の兵火を免れたものと思はるゝ建築物は見る可きものがありて連も今日の朝鮮人には眞似形も出来ない所がある、之を要するに豊公の征韓は疑ひもなく朝鮮の衰頽を來したる最も主なる原因であると私は斷定致します。

今又た一つの原因と云ふは人民の氣性である、朝鮮人は眞に遊惰の民である、是は元來朝鮮人の氣性がどうであるかと云ふ事は斷言は致し難い、併しなから色々原因から自然と今日の風に押移りたるものかと思はるゝのである、即ち豊公の役にて、粉微塵に叩き潰された其差響きより制度文物も壊れて仕舞い、財寶什器は焼かるゝか取らるゝかして仕舞

い、政府も人民も元の姿に立還る事は到底出来ないので、唯々食ふて寝て死んで仕舞ふと云ふ單純なる生活をなして來りて今日に及んだと思はるゝ、何にせよ晝の中の三分の二は午睡をするか、烟草を吸ふかして暮して居るのが一般の風である、而して夜になると最下等の奴は燈火も持たぬ、併し晝寝をするから夜は一寐に永く起さる風習で、特に上流社會杯は平常十一時頃迄起きて居るので何が相談事か小集でもすると鶏鳴曉に達するのである、遊惰の風は上下一般である、瘠土の民は全株勤儉で而して非常に根性の強いものであるのに、朝鮮の人民は實に無膽、無氣力、少しも高尚ある人間の慾望と云ふものがないのである、人間か犬か豚か蟲か蝶か殆んど分らぬと云ふて宜しい、是は實際の模様を見ぬと云ふと分らぬぞ、誠に呆れ果てたる人民である、兎に角上下一般遊惰の氣風は今日の衰頽を來したる一つの原因と健かに認めらるゝのであります。次に官吏收歛の結果、是は既に世上に知れ渡りて居る事で人民は政府に對して無條件の小作人、官吏は即ち其大地主と云ふ可き關係とありて居る、勿論制度の上には極りたる税法がありて今日も其通りに行はれなければならぬ等である、併し中々其通りに行かぬのみならず、尤で無法無制の有様、唯苟くも有るだけは取り上ぐる云ふのが一番確かな法とありて居るのである、是では人民が堪りま

せぬ、人民が疲弊をすれば國が衰弱するのは當然である、勿論斯く人民の物を取り上げて其れで國家の費用にすると云ふならば少くとも外形上の國家は幾分か發達しなければならぬ筈、しかし人民より絞り上げて其れで以て各、勝手の腹を肥やすと云ふのであるから、到底國家が發達する所が偶然にも今日まで人に取られなかつたのが不思議と思はるのである、夫れ故官吏收歛の結果も亦た今日衰頽を來たした事に手傳つて大に力があると思ひます。

茲に二つの原因がある、此の原因は頗る有力なる原因である、即ち官制の立て方である、此事は是から述へやうとするところではありますが、支那人でも朝鮮人でも改革と云ふ事は總て人間の敵と思ふて居るので、何でも祖述即ち先代の制法を本として一切萬事其範圍を出でぬと云ふ風習が深く先天より染み込んで居るのである、是は誠に結構な風習であるが、又た一方には大變な弊害がありて今日までも進化の潮流に浮び出ることが出來ず、太古の儘にて自ら喜んで居ると云ふのも、全く此風習の然らしむる所である、朝鮮の官制は即ち此の祖述的にできて來たもので、遠くは周の大官の制に基づき近くは明の遺制に因り、其大體は少しも變更することなくして今日に推し運りたのである、是より進んで其官制の事

に踏込みませう。

朝鮮の官制と云ふものは文を主として武を夫れに附け加へたと云やうな仕組にあつて居るのであります、其大概を話申せば東班と西班と云ふ二つの階級に分つて居る、東班は即ち文官で、西班は即ち武官である、而して文武共に位階を分て九品を爲し、九品の中に正従があつて正一品従一品より段々下りて従九品が最下級である、正三品の處で堂上と堂下がある丁度我國でも同じ位階の中に奏任のものゝ敕任のものがあるやうな降で即ち東班で申せば通政大夫と云ふのが堂上官、我敕任官のやうなもので通訓大夫是れが堂下即ち我委任官である、其れより以下は堂下と堂郎と云ふ、而して従四品迄が大夫と稱するので、正五品以下は郎即ち通德郎通善郎と云ふのである、西班の方も矢張り此通りです。

◎東班位階

- 正一品 大匡輔國崇祿大夫 上輔國崇祿大夫
- 従一品 崇祿大夫、 崇政大夫
- 正二品 正憲大夫、 資憲大夫
- 従二品 嘉義大夫、 嘉善大夫

朝鮮の現制は日本の關係

- 正三品 通政大夫 已上 堂上官
  - 正三品 通訓大夫
  - 從三品 中直大夫
  - 正四品 奉正大夫
  - 從四品 朝散大夫
  - 正五品 通德郎
  - 從五品 奉直郎
  - 正六品 承議郎
  - 從六品 宣教郎
  - 正七品 務功郎
  - 從七品 啓功郎
  - 正八品 通仕郎
  - 從八品 承仕郎
  - 正九品 從仕郎
- 中訓大夫
  - 奉列大夫
  - 朝奉大夫
  - 通善郎
  - 奉訓郎
  - 承訓郎
  - 宣務郎

從九品 將仕郎

東班にも西班にも京官と地方官との區別がある、而して京官の官銜は其長官の定められたる品位によりて順序立てられてある、併し孰れも衙門の名あるのみにて實際成法通りの萬が一も行はれては居らず、即ち何々衙門と云ふのは、大きな門其れ自身をのみ指すもので、内は殆どつばの空家である、是れも衙門の死骸のみ遺りて居るので、其神經は既に業に死に切りて居るのである、併し名ばかりではあるけれども一應調べて置かねばならぬ、今其重なるもののみを挙げて見ませう。

◎東班正一品衙門京城官

- 議政府 總百官、平庶政、理陰陽、經邦國、
- 領議政、左議政、右議政、各一員
- 左贊成、右贊成、各一員
- 左參贊、右參贊、各一員
- 舍人、正四品 檢詳、正五品 公事官、十一員
- 司錄、一員
- 已上合計二十二員

◎同從一品衙門

- 義禁府 掌奉教推鞠之事

◎同正二品衙門

朝鮮の現制は日本との關係

●史曹 典曰、一心乃公、爲官擇人、

判書、正二品 參判、從二品 參議、正三品 正郎、正五品 佐郎、正六品 已上合計七人

●戶曹 典曰、均貧愛民、節用蓄力、判書以下六曹概同故略

●禮曹 典曰、修舉五禮、无墜舊典、

●兵曹 典曰、愛恤武士、以嚴直衛、

●刑曹 大公欽哉、勉守法文、

●工曹 勤於職任、節礪百工、

◎同從二品衙門

●司憲府 掌論執時政、糾察百官、正風俗、伸冤抑、禁濫僞等事、

大司憲、從二品 執義、從三品 掌令、正四品 持平、正五品 監察、正六品 已上合計十九人

●司諫院 掌諫諍論駁、

大司諫、正三品 司諫、從三品 獻納、正五品 正言、正六品 已上合計五人

以上述へましたのは東斑の京官、即ち中央政府に就て重なる官衙と其役人を擧げたのである、併し此國では既に東斑西斑の別があるので、文武兩途に分れて居る、故に中央政府と

は申すもの、其實宮内省でも云ふ可き譯の者である、宛も我國に於ける維新前と同一で、京官は唯宮中の奉仕を司とり、兵馬の權や全國統治の權は幕府に歸し、而して諸國の國主が其れ々々藩内を治めて居りたのと相似たる仕組である、今述へました色々の衙門や役人は即ち我が維新前の公家と同じもので、中央政府を見ゆるのはほんの外觀ばかりである、而して當時我が國の諸侯と云ふ可きものは觀察使に於て、一道に一人つゝある、尤も是は世襲ではない、任期は廿四月あれども繼續するとも出来るので、一道に於ける統治權は一切之に委ねてある、即ち郡縣の制を以て封建の實が行はれて居るのです、其政治上の區劃は全國を分ちて八道、二十五州、六十府、七十八郡、百六十五縣とあして居る、而して道には觀察使即ち監司、州には牧使、府には都護府使、郡には郡守、縣には縣令が置てある、是は皆京官即ち中央政府より派遣するので、夫れ々々任期がある、勿論以上述べたる所は東斑の外官にて西斑にも同様京官と外官あることは前に話した通りで、是は御記憶なさるゝことを望みます、一道に在る官吏は大概

◎東斑地方官

觀察使從二品 都事從五品 判官從五品

朝鮮の現制と日本との關係



牧使正三品

都護府使從三品

郡守從四品

縣令從五品 縣監從六品

察訪從六品

觀察使は各道一人つゝ、されども牧使以下は區劃に多少の異同があるので各道人員が一様でない、又各道に教授從六品 訓導從九品 審察從九品 檢律從九品 驛監從九品 杯云ふ官吏がありて其數合計三十四五人位である。

是迄述べた所は、先王の遺制をば今日まで祖述的に繼續して居るので、此制度通りに行はれたならば立派な政治が布かるのであるが、併し前以て御断り申した通り眞に有名無實の官制である、而して此舊制に因れば議政府と云ふが我が内閣の如きものにて六曹は即ち各省のやうな者である、ところで今一つ御話し申さねばならぬと云ふは、改革を云ふといふ人間の敵とまで思ふては居れども、時世の變遷と共に官制を何とか換へなければならぬと云ふ必要が起りて來た、併し先王の遺制は改めてはならぬと云ふより舊制は舊制で据置き、

其傍らに新制が出來たのである、即ち舊政府と新政府とが現今の朝鮮にあるので、是は革命をしない、一度も二度も思ひ立ちて仕損じた醜態が現はれて居るのです、内務府と云ふのが恰度議政府の位地に換りたる即ち新制の内閣にて、統理交渉通商事務衙門と云ふ永々しき名の官衙が即ち其外務省となり、鑛務局とか機器局とか電報局とか云ふ色々な官衙が出來たのである、併し官衙の數は舊制より殖えたけれども、其役人は全し顔で議政や判書、判參或は西班牙の重なる官吏杯が其長官を懸け持ちをして居るのである、前の例に因りて一應新制の大概を擧て見ませう

内務府 提調一員 督辦六員 協辦十五員 參議三員

統理交渉通商事務衙門 督辦一員 協辦

機器局 總辦

鑛務局 總辦

典圖書 總辦

練武公院

育英公院

電報局 總辦

轉運局

稅務司

以上の諸官衙は皆舊制を引き延べたもので、何も態々斯る衙門を設くるには及ばぬのである、即ち議政府六曹の事務が完全に擧がれば其れてよし、左なければ之を打壊はして新制のみにてやつて行けば宜いのであるが、其處が革命を経ぬ國柄であるから新舊二様の政府を一國の中に見るやうな始末に成りたのである、而して斯く衙門が澤山有りて役人も夥しいけれども諸る所權力は全く人に在つて存する有様で、權力あるものは即ち一官衙とあり一政府とあつて居る、故に閔家の某は一政府となり、李家の某も一政府なり、而して韓家の某も一政府を成おして居ると云ふのは實際の有様である、或は宮中政府と宮外政府と云ふ區別もさるゝので、國王に親近して宮中に一の私黨を形作りて居ると、宮外に在りて隱然たる勢力を持ちて居る二つの偽政府が有る、宮中政府には閔族のものもあれば李家のものもあり、而して彼のグレート・ハウス、リゼンダーの如きは此宮中政府に結んで居るので、閔泳駿や韓圭昌等が宮外政府を統べて居るのです。

勿論朝鮮を一國と見れば王國に相違ない、併し表面は兎も角も條件附の王國で、日清兩國の保護國と云ふて宜しいのであるが、何分困つた國柄で、どうしても今一度活かさねばならぬ、其れを活かすには王權の統一と云ふ事が一番肝心を事であらうと思ふのである、然るに今日の有様は如何と申すに、閔族の争鬭と云ふもの非常に劇しく大小の官吏其れ々々私黨を結んで居り、且つ王權は四方に散り亂れて居て統一杯云ふ事は頗る困難のやうに見えますが、併し是は何處までも我國と支那とが世話しなければならぬ、而して王權の統一を謀るには官制を改革するのが一番必要である、即ち昔ながらの成法を墨守して變通を知らなかつたのが朝鮮今日の衰弱を來した最も有力なる原因であらうと思ふのである。

偕東班の位階并に其京官及び外官の制度を御話し致しましたが、是より西班の方に移りませう、西班の方は兵曹に屬して居るので、其位階は矢張り東班と同じく正從九品まである、而して京衙門外官職の區別あるも東班と同様です、併し其外官職には陸軍と水軍との別がある、兵馬節度と云ふのが、陸軍の師團長とも云ふ可きもので、水軍統領使と云ふのが海軍鎮守府司令官と云ふべきものである、併し先きに申した通り、武は文に附け加へられたる制度であるから、兵馬節度使も水軍統領使も文官ある八道の觀察使が兼ねて居るので、

即ち觀察使は一道に於ける兵馬の權を兼有して居るのです、而して其他の陸軍水軍の將校も多く牧使や府使が兼帯をして居る。

◎西班牙階

- 正一品
- 從一品
- 正二品
- 從二品 已上階同東班
- 正三品 折衝將軍已上堂上官
- 正三品 禦侮將軍
- 從三品 建功將軍、保功將軍
- 正四品 振威將軍、昭威將軍
- 從四品 定略將軍、宣略將軍
- 正五品 果毅校尉、忠毅校尉
- 從五品 顯信校尉、彰信校尉

- 正六品 敦勇校尉、進勇校尉
- 從六品 勵節校尉、秉節校尉
- 正七品 勳順副尉
- 從七品 奮順副尉
- 正八品 承義副尉
- 從八品 修義副尉
- 正九品 效力副尉
- 從九品 展力副尉

西班牙官の重なるものを擧げて見ますれば

◎西班牙正一品衙門京官

●中樞府 無所掌、待文武堂上官之無所任者、

- 領事 正一品 判事 從一品 知事 正二品 同知事 從二品
- 僉知事 正三品 經歷 從四品 都事 從五品

●宣惠廳 掌出納大同米布錢、

朝鮮の現制と日本との關係

都提調 正一品 提調 正二品 郎廳 從六品

◎同正二品衙門

●五衛都總府 掌治五衛軍務、

總都管 正二品 副總管 從二品 經歷 從四品 都事 從五品

此外長官の品階に因りて從六品衙門まで區別されるのでありますが、固より制度上の區別で、全く有名無實のものであることは前既に御話し致した通りである、併し宣惠廳と云ふのは一切兵隊の食糧何かの出納を掌る所でありますから、西班牙の中では頗る實力實權ある衙門です、彼の閑泳駿は即ち此衙の堂上官であるので自然實權が備はりて居るのです、  
楮右の衙門の外に禁軍衙門がある、其内に

親軍總禦營

親軍壯衛營

親軍統衛營

親軍經理廳

杯申して道具建は如何にも立派に見えますが、其實何にも話にさへなる譯のものではあらず、

それと又た練武公院と云ふ衙門がある、是は天津條約の結果より日清兩國が朝鮮政府に勸めて外國人を備入れて西式の訓練をまさせしめつゝある所である、是より西班牙の外官を擧げますが是れも同様ほんの兵典の上に空文を留めて居る計りで且つ其長官は皆觀察使や牧使杯が兼帯するのですから各道一様にに行きませぬけれども別段西班牙の外官と云ふものがあるのではあらず。

◎西班牙外官

兵馬節度使 從二品 觀察使 兼 侯 從三品

防禦使 從二品 牧使 或 府使 府尹 等 兼

節制使 正三品 高戶 從四品 守令 兼

節制都尉 從六品

水軍節度使 正三品 二員 虞侯 正四品 一員 兼 觀察使 兼

防禦使 從二品 高戶 從四品

節度使 正三品

巡營中軍 正三品

朝鮮の現制並日本との關係

鎮管將<sup>正三品</sup> 監兼

監牧官<sup>從六品</sup>

別 將<sup>從九品</sup>

則ち一道に水陸合せて六十人乃至七八十人の將校があるのです、而して兵卒を云ふものがどれ丈けありませうか、朝鮮人に言はずればとぢめの場合はね算用をするので、逆も譯は分りませぬが大凡その鑿定で一道平均一千人は有りませうかと思ふのである、即ち全國に凡そ一萬人位の兵卒は有る譯ですが、併し奴僕が小使と同然の兵卒であるから所詮其數を算へる迄の必要も無い位であります、尙ほ兵備の事に就ては是より少々御話し申す積りです、勿論前の一千人と云ふのは水陸軍合せての鑿定である。

是迄朝鮮の官制を説きまして文武兩權の配置工合を御話し致したが、朝鮮國を活き返らすのにはどうしても官制の大改革をしなければならぬと私は斷信致します、王權の統一と云ふ事も此大改革をしなければ到底行はれぬのみか、大改革をしなければ五七年を出でずして此國は全く自滅をして仕舞ふと私は斷定するのであります、固より此改革と云ふのは中々六つ筒敷事には相違ない、必ず今一度は血を見なければ行はれぬ、且つ又其れ迄には第

一金がなければならぬ、詰る所此一點に躊躇して今日まで推し遷りたのである、現に此國の開化黨と目指さるゝ人は到底平和の改革は出来ぬ、必ず「赤い物」を見なければ我々の目的は達し得られぬと申して居りますが、是は實際の事情で、即ち段々御話しした通り夥しき官吏が居りますけれども、其權力の中心をとりて一つの政府を形作りて居るは僅々の權家のみです、而して人民と申すは誠々犬か豚かのやうな位置ですから政權の移動とか改革とか云ふことには全く無關係である、是に就ては色々な御話しや私の意見もあるけれども此席で申す可き事でないから遺憾ながら差控へませう要するに朝鮮をば何處までも獨立させなければならぬと云ふからは少しは踏み切りた仕事をしなければ着す々々自滅するか、其中に取らるゝか二つに一つの落着が附くに極りて居る、東邦問題の中で朝鮮の位地程切迫したものはないと私は信するのであります、一番手近く残念なのは十七年の變亂で、あの時少し張込んで居たならば餘程此國の面目を改めて居るに相違ない此事は朝鮮の目の明た連中は皆遺憾に思ふて居るのである、若し今日再び機會を誤りたならば今度こそは到底取還しの附かぬ始末になりて如何に後世の人が残念がりますやうか、何にせよ朝鮮の處分は一日も棄て置かれぬ緊急の問題であると思ふことを繰返して申して置きます。

官制に續て兵備の事に就て是より少し御話し致します。固より今日の眼より見れば朝鮮には兵備がよいと云ふも可なれども、併しあから外國と事を構えて一國の運命に關すると云ふ曉にはつまらぬながら一本の矢や、一個の石位は投げませう、及ばぬ乍ら自身の防衛より動物的の抵抗をするに相違ない。況んや現に祿を與へて養ふてある兵卒や將校と云ふものがあるから餘り無責任な事は言へませう、そこで是れ亦た一應調べて置かねばならぬ、其大概は西班牙の官制を御話し致したので知られませうが、先きに申上げた八道合せて一萬人と云ふ鑑定の常備兵とも云ふ可きもの、外、明治十五年變亂前の舊兵が残りて居るのである、是は宛も我が國の士族と同じやうなもので中々元氣あるものと見えます、其代りに非常な惡黨共の糾合されたものであるから其當時亂暴狼藉を擅にしたので解散された譯である、此殘類は今日八道に散在して居るさうですが其數は凡そ幾人位あるか確かに調査が附かぬ、何んでも今日では無頼の徒となりて良民を苦しめると云ふのです、其れと又た負商樵商と申して義勇兵見たやうな團結があるのて八道の商人は大概此組合に這入りて居ると云ふ事です、是れも其數は明かに知れませぬか朝鮮人に言ひすると二十五萬程有ると申します、彼の大院君が隱然として實力官權を占めて居ると云ふのは「」は此の團結の頭領に

推されて居るからです、最も是は寧ろ商隊と云ふやうのもので、常々氣脈相通して居ると云ふのです、而して今一つ彼の練武公院の兵卒があります、是れさへ其人數が確かに分らぬ、併し八百人位はあると云ふのですけれども御話し致した通りの、やくざものを捕まへて訓練をするので逆も物の役に立つ可いとも思はれぬのである、且つ銃器や服裝杯丸でポンチにでも有りさうな眞似して居る、是よりも舊兵や負商樵商杯の方が却て眞逆の用に立つかも知れぬ、之を要するに先きに鑑定致しました一萬人と云ふ常備兵と而して此舊兵并に負商、樵商及び練武公院の兵卒悉く合せまして三萬人位にありませうか、是れは何の目安もなく唯朝鮮官吏に就て聞質した所を折衷して算用をしたのである、最も頭數は是れより尠か多いかも知れませぬ、唯私が鑑定のみを御話し致すのである、而して舊兵や負商、樵商杯の仲間には何か申合せ見た様もあるに相違ないと思ひますが此邊は善く探知して見たいと思ひます。

扱兵器は如何のものであるか、是は今日我々の眼より見れば誠に笑ふ可きもので、半弓や鈍刀、鎗、薙刀見たやうなものである、又た投石杯も武器の一つで堡壘の上には小石を積み可しと云ふとが兵備上の制度とありて居る、而して銃と云ふは唯禁軍衛士が舊製の火繩

筒を肩にして居る位の事で、丸で話しにあらぬ、一日王宮の内を見物よ行きましたが宮殿の側に三臺の大砲が据わてありて番兵が銃を擔て番をして居りました、其大砲を見ますに是れ亦た舊曆りたもので迎も今日の用に立つ可きものとは見へませぬ、唯ハンの素人威しに飾りてあるものです。

倭塞と云ふものが要所々々に僅かに墟趾を存して居りますが是亦た今日の用に立つ可きものではありませぬ、而して大院君が政治を執りて居た時大層金を懸けて築き成したと云ふ砲臺が漢江のほとり楊花鎮と申す所にありますけれども、宛も黒船の出入に恐れて俄かに人夫を課して造り上げたる我が國維新前沿海各藩の砲臺と同様なもので今日では廢墟同様になりて居る。

燧燧が全國に三百六十五個處ありて晝夜絶えず烟を揚げて居ます、王城の眞向即ち日本公使館の在る所が南山と申します、其絶頂が燧燧の集點である、諸方より平安或は事變を報するのが此に至りて最終とあるので其烟を見るのが直衛禁軍の一つの役目となりて居り、毎晝夜之を兵曹に報するのである、而して地方にては先づ伍長が見張りをなして之を鎮將に報するの定めである、其燧燧の揚方は平時は一炬、賊形を現はせば二炬、境に近づけば三

炬、境を犯せば四炬、接戦すれば五炬、と云ふ事になりて居る、是れ亦た維新前に於ける我が國の景況と同じやうである。

以上は陸軍の兵備と云ふ可きものに付て御話し致したのでありますが、今度は水軍の方に就て闕へて見ませう、御承知の如く朝鮮は一大半島ですから沿海の防禦と云ふものが必要であります且つ南海岸には大島小島が散在して居るので若し國防上より版圖の安全を謀ると云ふ時には餘程の兵備がなくては叶はぬ、然るに是に付て何程の用意があるかと云へば殆んど皆無と云つて宜し、而して數多き島々杯は政府に於て其名丈けは知りて居るが、丸で自國の版圖であるか一向知らぬが多く、何か事が起りて始めて自國の持物であると云ふとを教へられたと云ふ有様であるのです、既に先年英國が占領したと云ふので世間に評判がありました巨文島の如きも朝鮮政府より實地檢察に行つたのはつい昨年十一月下旬が唯の初めでである、併しおがら制度の上には沿海の防禦として兵船と云ふのがありて、沿海の防禦に勉めた印しがあります、勿論朝鮮が世界の風潮に促かされて大勢に目を醒されたことが我國のやうでありしならば、之を土臺として海軍を組織すると云ふことも強ち出来なかつたとも限られぬ、總ての制度が矢張りさうです、亞弗利加の内地や南洋の野蠻島に土

人が新たに國を組織すると云ふこと、違ひ、是迄二千餘年の歴史を保ちて制度文物も腐れ  
たりとは云へ尋ねれば糸口があるのですから其れを根據に何とか善き方法を建て、居た  
らば今日のやうな見苦しきに至らなかつたであらう、是れは兎も角も今制度の上に就  
て諸道の兵船を擧げて見ませう、是は各道一様ではない、即ち防禦に必要な所が兵船の  
數も多しと云ふ割合である。

◎慶尙道

戰船	五十五隻
防船	二隻
兵船	六十五隻
伺候船	百四十三隻
縮初船	
鹽船	九隻
控船	二隻
海鵠	

◎全羅道

戰船	四十七隻
防船	十一隻
兵船	五十一隻
伺候船	百一隻
縮初船	
鹽船	三隻
控船	
海鵠	一隻

◎黃海道

戰船	二隻
防船	二十六隻
兵船	九隻
伺候船	五隻
縮初船	二十一隻
鹽船	
控船	
海鵠	

扶船	
別小	
追捕	
沒水	
小艇	
合計	二百七十六

扶船	
別小	
追捕	
沒水	
小艇	
合計	二百二十三

扶船	十七隻
別小	一隻
追捕	二十三隻
沒水	六隻
小艇	一隻
合計	百一

併し朝鮮の船は舟と云へば舟、筏と云へば筏と云ふ様なものにて是以て逆ても物の用には  
立たぬ、且つ此國には鐵材が乏しい、鐵山はあれども採掘する道も之を利用する方法も開け  
ないから船と云ふても皆堅い木片を以て釘の代用をさせ是で以て板を組み合せて居るので  
ある、されは若しも暴風などに出會ふ時はマラ／＼に懷はれて仕舞ふと云ふ至て脆い船体  
である、且つ操縦の術は固より幼稚、兵船の外洋に出づる事は嚴禁とあつて居るから、今  
日斯様な船が幾百隻ありたとして何の役にも立たぬか、併し沿海の防禦と云ふことは遠くよ  
り知りて居たので、今日にても言はずとも海防の忽にすべからざるは知りて居るのであ  
る唯貧弱國の悲しさは如何ともする事の出来ぬのは憐れ可き至りと云ふより外はない。



之を要するに朝鮮には兵備がないのでない、悲い事は昔の兵備で今日では何の用とも爲さないのである、兵隊の操練と云ふ事も毎月定まりた演習を爲し年に兩度程大演習見たやうな事をする制度ではあるが是れも久しき間廢れて唯今日は法文上に一片の形見を残して居る譯である、而して又た國境の防禦如何にと尋ねれば是れ亦た固より無備の有様、平安道の義州、及び咸鏡道の慶興には監理廳と云ふのがありて、他の三港の開港場と同じやうの仕組、其下に留防兵と云ふものが配置してあるけれども是はハンの形式のみで何も留防とか監理とか云ふ實の在る譯ではない、既に鴨綠江の下流よ一つの大洲がありて元來朝鮮の領分でありたのが何時とあし支那人に横領されて今日では支那人が段々江を越ねて雜居侵入して來居る勢と云ふのです、又た露境の方は慶興の陸地貿易も次第に開け雙方の人民の來往も繁頻にあると云ふ景況ですから、圖滿江を溯りて脱税すると云ふ事は至てし易いので、次第々々と國境を壓せらるゝと云ふ、其有様は既に分明に見えて居ると云ふのです、兵備の有様は大略此様さものであります。

兵備に次で警察の事を調べて見ますに、是亦た殆んど其方法が立ちて居るので、調査の手の附けやうがない、例年々末になるか或は少し凶年に出逢ふ時は盜賊伍を結びて白晝民を苦しめると云ふ有様ですから、公共の安寧を護ると云ふことは尤も政府の力の及ばぬところ、即ち政府は其名ありて實がないのである、従つて種々の罪惡が行はれて居るので社會の秩序と云ふものも國家の組織と同様實に全く紊亂の極點に達して居るのである、政治の改革は出來るとするも社會の改革と云ふ大仕事があるので、將來の朝鮮政府は此點に餘程の骨折をしなければならぬと思ひます。

是より話の方向を財政の方に轉しませう、貧困と云ふことは朝鮮國に附纏ふて居ると云ふて宜いのでそれも其等元來天然が恩恵を此國に與へざるのみならず、歴史上の關係や人民の遊惰と云ふやうな種々の原因から今日の衰弱を來たしたのであると云ふ事は前既に御話も致した通りである、即ち此等の原因と云ふは皆朝鮮が貧弱にならねばならぬ要素である、而して政府が獨り貧乏であるとは云ふではなく、人民一様貧窮して居るので、中以上のものと云へとも儲蓄ありて生計の豊かなものも甚だ少ない、寧ろ儲蓄と云ふ觀念は鮮朝人に殆んどないといふて宜し、尤も地方に行けば商人を以て六七萬圓の身代のものもあると云ふのです、儲蓄があればある程、役人より絞り取らるので金持程貧乏人のやうな生計を營みて居るのです、而して一般に朝鮮人が儲蓄の觀念がないと云ふのも即ち此の如くあればあ

る程取あげらるゝからつまり働く丈け骨折損と云ふ勘定になるのである。

政府の歳出入が大凡そ何程あるか、是はドウかして當りて見たいと思ひまして段々調べて見ましたけれども如何にも調査の方法が立ちませなんだ、其譯は色々税法が取亂れて居るのみならず中央と地方とは全く隔絶して居るので成法はチャンとしてありますけれども、全く死法で少しも、實際の働はして居ないからです、且つ租税が上納されるれば権力あるものが眞先きに引つ浚へ弱きものは其餘りを拾ふか、左なければ全く一ツも取る事が出来ぬと云ふのが實際の有様ですから何程這入りて来たやら算用が立てられぬ、ツマル處官吏には其生計に入る丈けの租税を何時でも人民より取立つることを得ると云ふ特權が與へてあるものどしか見へないので、是れが即ち朝鮮の税法と云ふて宜しいのであります、それ故に歳出入杯の調べられやう筈がない、併しおがら歳入の方は朝鮮官吏に種々な質問を試みまして其答に因り折衷して見れば大凡う七八百萬圓のさううがと云ふ鑑定なのであります、併し是は私の鑑定ですから非常を異同があるかも知れませぬが、兎に角幾人も當つて見る人がありましたならば、中らずと雖も遠からぬ算用が立ちませうと思ふのであります。是れも形式のみの空文ではありますけれども一應租税の事を御話し致し置きます順序とな

りました、元來朝鮮の田制と云ふものは千年以上より成法を墨守し來つた者で恰も我國上古の制と同じやうなものです、而して其年貢の取り方は毎年九月十五日前に郡守縣令などが其年の豊凶を定るので其年の區別は上中下の内に上中下がありて九等となすのです、即ち上の上年、上の中年、上の下年、中の上年、中の中年、中の下年、下の上年、下の中年、下の下年と此九等の差別がある、先づ各道の守令が一番に審査して其年の等級を極め之を監査使に申立てる、監査使は更に之を議政府六曹に申出で、最後に國王の裁可を経て始めて等級が極まるのである、而して上の上年は段に付幾俵とか中の下年は幾俵とか其納税額が極まりて居る、ところで、此間には大に賄賂が行はるゝので假令は上の中年であつても賄賂を入れて上の下年或はずんと下りて中の下年と云ふやうな審査をして貰ふと云ふ事は當然の事となりて居るのである、其外色々な悪習がありてどうしても洗ひ落されぬのですが一々擧ぐれば日も亦足らぬと云ふ有様です、田租の外に貢物と云ふがありて布とか人参とかを年々八道より貢する、戸曹ハ之を受取りて御用商人に托して賣らすると云ふので京城の真中にある不細工な二階造の官宅が即ち官買の商店です、而して政府は右の官買に御用金や調達品を仰付くるのである、借其外には雜税と云ふがある、第一に工匠税、即ち大工

職に課するので是には三等の區別がある、第二に鐵匠税、即ち鍛冶職の税で是も大治中治小治の三等に分ちてある、第三に座買、第四に行商、第五に漁業税、第六に板商税、第七に樞税、樞税とはあかしのやうですが流石に古風な國柄で人が死ねば如何に貧乏でも身代不相應な樞を作るので其樞商人に税が掛かる、第八に巫女税、朝鮮にて巫女の持離さるゝのは盛なもので總て病人や諸疫の被杯も皆巫子に任せる習慣である。

凡そ朝鮮の國税と云ふは以上申した位のものですが、總て收入を以て課税の目安としたのです、併し孰れも法文上の税法で今日完全に行はれては居らぬ、此外に一番確かなるは海關税、是は王室の重なる收入となりて居るので一昨年は五十八萬圓程あつたと云ふのです、固より仁川、釜山、元山の三港の收入を合せての計算です、其徵收の方法は矢張り税關がありて取立て其れを仁川出張の我第一銀行支店に預け支店の領證を國王の手許に廻送すると云ふ手續に成りて居る、彼の十七年の變亂の償金十七萬圓と云ふものも此税關の收入より年賦を以て我政府に納め居るので已に昨年中にて元金だけは納めて仕舞て今は五六萬圓の利息が残つて居るはかりと云ふのです、而して海關の收入は此の如く確かなものですから外國人杯は夙く之を指摘して居るので現に備の米獨人杯は税關抵當に入込んで居るのです。

即ち日に五千圓宛第一銀行から王室の方に備外國人の給料として別段に送り込むやうになつて居ると云ふのであります。

之を要するに朝鮮の税法と云ふものは一目瞭然を欠くと云ふので官制の大改革と共に一番に税法を改革しなければならぬ、出来可くんバ其前に改革しなければならぬのである、若し税率が一定して徵收方の宜しきを得たならば、小さくとも一國ですから相應な歳入はあるに極まりて居る、税法改革の事は今日有力なる朝鮮官吏の中に議論が起りて居るので早晩何とか改革の方向に進むであらうと思ひます、現に此度貨幣制度を發布するやうになりまして本年五六月頃にかけて新貨幣の發行を見る運びに至りましたから、之に伴ふて是非共税法改革が實行されなければならぬのです、さうすると歳出入の確かあることも知れませう、尙ほ又た官制改革も生れ出て来るかも知れませんが、併し後日の事は今日より何とも云へません。

税法に次て貨幣の事を概略御話し致しませう、元來朝鮮の通貨の不便なる事は數年前より唯しく云ふて居るので、朝鮮政府に於ても夙に通貨の改良を思ひ立ちては居りますが、一向に斷行する事が出来ないで今日に推し遷りて來たのです、朝鮮の通貨は今迄二種の青銅

錢が有つたので、一つは當五錢と云ひ一つは葉錢と云ふのである、而して朝鮮の貨幣ハ全國に均通して居らぬので即ち當五錢は重に京畿道に行はれ葉錢と云ふのハ慶尙道全羅道邊に行はれて居るのである、之が幣政の紊亂して居る一番早い證據で、一國の政府が發行した貨幣が全國に均通しないとは取りも直さず其國の政權が統一をなすと云ふ證據ともなるのである、右二種の内葉錢即ち釜山邊にて行はるゝ方は其價宜しく宛も我寬永通寶と同質で分量も大概同じやうですが、當五錢即ち仁川京城杯で行はれて居るのは其質に大變不同があつて従て外國貿易の際にも常に其價格が抵昂して殆んど地金の價にまで低下するところがあるので、故に朝鮮通貨と云へば一種の商品と成つて居るので而かも相場の変動が劇しいから投機商には利益多き商賣であるのです、此外に一昨年平安道の監司に許可して鑄造させました一文錢がある、是は一層質が悪いので此新錢の發行より一時は色々物議を起したのであります、從來朝鮮には貨幣が此の如く一種の商品となりて居ると同じく錢を鑄るのは又一ツの利益多き商賣となつて居る、即ち非常粗惡な錢を鑄りて正銘切りて通用させるのですから非常な利益があるので姦商輩は當局の官吏と結び此迄澤山な利を占めたのである、平安道の一文錢と云ふも矢張り米人某と日本人某と組合ひ餘程の賄賂を遣ふて鑄

錢に従事したのですか愈發行と云ふになつて貿易商杯に苦情が起り其外建白杯するものがありて是ハどうも鑄錢を停止さるゝやうになりました。

先づ朝鮮に往きて韓人の異風な一ツは右の重もたき青銅の貫きたるをは帯の様にして腰に巻くやら肩に掛けるやらして歩いて居る有様である、朝鮮人は背の力が非常に強いので何ても背に負ふて行くのであるか其強力な荷持が一人前の背負高十八圓程で馬に附けても五十兩位はか持てぬと云ふ誠に不便な通貨であります、併し今回貨幣制度を制定發行する様になりましたからは甘く實行さるれば斯る不便な通貨も次第になくなりませう、又財政上の整理も追々附いて來ませうかと思ひます。

貨幣の事に就て一寸御話し致し置きたいのは朝鮮の通貨と云ふは右申した通りの不便なものですから、我邦の紙幣や銀貨杯か遠慮なく八道を通行して居る事である、是は彼我の爲め誠に喜ぶべき事と思ひます、大概大きな取引になると朝鮮人も支那人も我神功皇后や惠比壽のついた紙幣を喜んで受引して居るのです。

以上御話し致した所にて朝鮮政府や其人民の貧困なる状況は大概分るでありませう、さうしても今日の儘に樂て置けば此國は人民も政府も持ち切れぬので、即ち今日の儘で政府を

維持し多くの官吏を養はんとなすれば少なくとも其必要だけは人民より取らなければならぬ、さうすると何時までも人民に餘裕が無い、人民に餘裕がなければ國の發達しやう筈がない、而して若しも今日の儘で一國の軀面を保たんとすれば兵制の改革や警察法の創設、郵便、電信、鐵道何かの設計をするに今一層人民の膏血を絞らなければならぬ、左なきだに疲弊の極點に達して居る人民は此上何として堪へられませうか、かやうになると國の進歩と人民の發達とは所詮兩立することが出来ぬやうになる、即ち國の進歩を謀らんか、人民の程度を今日よりも一層も二層も下げなければならず、若し之れが反對に少しく民力を休養せんと云ふことなれば即ち國の進歩の期し得られぬので、人民を開化するので一國の軀面を保つのはさうしても兩立することが出来ないと云ふ、誠にせつば詰まりた境遇に差違あり居るのである、夫れ故官制の大改革をするに云ふ事が一番の必要とありて来る、穩かに云へば官制改革なるが取りも直さず革命と云ふので、政體の變更を實行して王權の統一を謀るのである、固より強大國の間に介まれた小弱國であるから到底どこかの後楯を借らなければ朝鮮が一人で之を實行することは出来ぬのである、而して内亂が起れば外の勢力は直ちに之に乗じ、爲めに六つかしき事が起りて来るのを知れて居る、そこで此等の用意は

周到綿密に講じて置かねばならぬ。

其他教育なり宗教なり、國家や社會の必要なる事は孰れも成法或は習慣はありますが殆んど全く荒廢して居るので國家の組織も社會の秩序も紊亂の極度に達して居るのです。

財政に次て農業の事に就き一言致して置ませう、朝鮮の國土は耕作に不適當なるにも拘らず農業は割合に發達して居りますが是れハ原因がある、先きに御話した通り豐大岡の遠征と云ふものは八道隈なく荒れまはり其結果が遠く朝鮮今日の衰頹を來したのであります、其代り一ツの利益を與へたのでそれは即ち農業の進歩であります、何故かと云ふと此遠征は一々糧を敵に取ると云ふ仕掛であつたので兵糧と云ふは僅あらでは持て行かず、それが盡きれば分捕をする、分捕して盡きれば至る所敵を引捕へて耕作をさせたと云ふとである、うれ故此遠征の爲め總てのものが打壞はされて又と芽を出し兼ねたるにも關はず、獨り農業のみ今日迄引續いて農作物が此國の産物となりたのは全く豐公の賜である、云ふ事が朝鮮の口碑に遺りて居るのです、兎に角地下に包藏されて居る諸礦物を除くの外、特殊の産物としては唯農産物の中、米、大豆があるのみです、是は八道の産出額を總計したらば随分夥しきものでありませうがまだ大凡の見積が附きませぬ、序に産物の事に就き申し

て置きませうが右の外人參と云ふのが此國の特産で是は支那に輸出をするので其産額も尠なからぬものと見えます、而して牛皮、日本人との貿易品で前の米、大豆と合せて日本人が買取の専有權を持ちて居る有様です、尙鐵物の事に就ては從來政府より採掘を禁じて居るので追々開放さるゝ見込があります、若し適當なる方法を以て開放さるゝ事になれば朝鮮の財政も或は持直すとが出来るかも知れぬ、要するに地下の天産物を除き此國で一番見込のあるのは農産物である、而して朝鮮人と云ふは農民より外に適當なる資格を持たないのであります、他の商工業の如きは到底此人民には不合格である、即ち家畜同様に使つて農業に従事せしむるより外はないのであります。

是より話の方向を轉じて我國と朝鮮との關係に就て私の見聞した所に意見を加へて述べやうと思ひます、從來兩國の關係は歴史上始終離れ難き間柄でありて一度は我屬國に成り一度は我敵となり一度は我朋友と成りして今日に至りたるものであることは諸君の已に知らるゝ通りである、而して我國は朝鮮に對して何時でも働き掛けの地位に立ち居るので朝鮮を苦しめた事はあるが喜ばした例しは尠ない、此の如き歴史上の關係は積り／＼して今日に至りたので此點に於ては如何に無膽無氣の朝鮮人と雖ども自然先天より不快の感情を持

ちて居るのであります、併しあから我國や我人民に對して敵愾の心を持ちて居るとまでいはありませんが戒心を加へて附合をするに云ふのか國の上にも個人の上にも現はれて居るのです、而して我が國人の朝鮮人に對するものも亦動もすれば輕忽に涉り來たのである、是れには誠に已むとを得ぬ次第もある可きが併し、我より信義を見せぬ以上は彼が打解けて交際しやう筈がない、況んや我は彼に比して強大國である、先進國である、東邦の形勢より見れば如何にしても我國の兄弟であるから何處までも朝鮮に對して誘導し、扶助して一國の驍面を保たせて行かねばならぬ責任者の地位に立ち居る、斯る高尚なる責任があるのみならず朝鮮の存亡は我國に直接なる利害の關係があることは言ふまでもなき儀である、我國をば東洋の中心となし東洋の覇權を取るやうにするに云ふことは久しき間論客の唱道して居る所で、東洋問題と云ふが世に見られても随分永い事ではあります、是に就ては色々な説がありて孰れを國是と認め、孰れを輿論と云ふて宜しやら私には少しも分らない、併しながら東洋の覇權を執るとか世界の中心とするとか云ふ事はじつと坐はつて居て出来る事ではないと云ふと丈けの充分わかりて居ます、然らば何か東洋に於て仕事をしなければならぬ、中心論や覇權論は其上の事、若しも何事も我が國が東洋に爲すことなければ

何程高尚な議論を建てた處で到底空論に歸すること、何の役にも立ちませぬ、最早今日では東洋問題の何たるものと云ふ事や、日本が如何の位地に立ち居るやと云ふ事は分り切り居る、即ち議論の時代は既に過ぎ去りて實行の時代になりて居るのである、一番仕事を果して日本がどれだけ東洋に力量があるかを試して見なければならぬ、さうした上で中心論や覇權論をゆつくり聞きませう、餘り議論が高尚過ぎると何にも實際に役に立たないのみならず、却て人心を迷ばせて、つまり何事も爲し得ずして済んで仕舞ふと云ふ事になる、此邊はちと注意をして貰いたい。

皆、我國と朝鮮とは既に過去の歴史に於て離れざる關係があるので、現在に於ては勿論のことどうしても我國の手を離してはならぬ、若し離れたならば非常な事が出來るので、中心論も覇權論も何處かに逃げて行て仕舞ふ、此時に於て最早天然の位置や地形は頼みにならぬ、何處かに權力を吸収されて仕舞ふと云ふ事になる、而して現在に於て斯る關係があるのみならず將來に於て永く我國の位地を保ちて東洋に屹立しやうと思ふなら、何處までも朝鮮を手離してはならぬ、然るに今日までの實際は如何にと云ふに、前申した通りの歴史上の感情と云ふが兩國の間に蟠まり居て、一朝一夕に洗ひ落されぬ有様なのに、兩

國の交際は唯ほんの外面上の禮式のみ止まり一切萬事控目にして寧ろ知らぬ振りをして居ると云ふのが是れ今日我國の朝鮮に對する政策ではありませぬか、勿論今日までは歴史上の餘威が残り居りて朝鮮に於ける日本の位地と云ふは暗々中心の勢力を占めて居たのである、併しながら是は最早今日以後は頼みにならぬ、是迄のは唯から威張をして居たのである、東洋々々と東洋は宛も世界の上に投げられたる磁石のやうになりて非常な引力を以て萬國を引付けつ、ある今日の世の中に、から威張は到底役に立たぬ、内憂を見透かされて弱味に附込まると云ふ事になればもういけぬ、況んや朝鮮の事情と云ふは先きに御話し申した通り國家の活動は既に息み即ち自滅の連命に近いて居るので之れを再び活き返さずと云ふ事は誠に六ヶ敷き際ですから、此間髪を容れざる處で一步を誤りたならば悔ゆるとも及ばぬ始末になるは明かに今日見えて居るではありませぬか、若しも今にも朝鮮の宮中に騒動が起りて手にも腹にも唯一人の國王が支那の公使に扶けらるゝか露西亞の公使館に逃げ込まれたならば如何でありませう、儲斯うなると外患を待たずして朝鮮の國は右か左りかの方が附いて仕舞ひます、なんと危急な有様ではありませぬか、朝鮮には御承知の通り開化黨もあり、守舊黨もあり、又た前既に御話し致した通り宮中政

府とか宮外政府とかに區別されるのですが、中には支那最負の者もあれば、日本好きの者もあり、又た露西亞味方亞米利加賛成もあり、若し内亂が起りた時には其れを機會に各國が國政に干渉すると云ふ事は珍しからぬ活歴史が我々を教へて居る所ではありませんか、現に我國でさへ維新の前後には、此手を喰はんとしたではありませんか、故に私は斷言します、朝鮮の問題が決せぬ以上は妄りに東洋の大勢を談ずること勿れと斷言致します。

我國と朝鮮との關係は右述べました通りであります、今日朝鮮に於ける外國の勢力は、どこが一番強ひかと申しますれば、頭數を以て云ふたならば日本人は第二等と下りませう、京城、仁川、釜山、元山の四貿易場に於て四千餘人は居りませう、而して支那人は大凡そこれだけ居りますか分りませぬが貿易場に居るだけと比較すれば無論日本人が第一等の地位を占むるに相違ない、併しあがら日本人の勢力と云ふは逆も支那人の三分の一にも當らず、人民同士の比較のみでなく支那國と我國が朝鮮に有する勢力は一層甚しき懸隔があります、是れ亦た歴史上の結果で一朝一夕に得たるものではありませんので、即ち我國が朝鮮に向て信用を失ふて居る反對にちやうど其れだけ支那は恩義を售りて居るのである、

彼の豊公の役の如きも支那は全力を傾けて朝鮮を援けて居る、朝鮮の今日あるは全く支那の御蔭であると云ふとは公平なる判斷に相違ない、獨り豊公の役のみならず、兎に角朝鮮が疆土を維持して今日まで來たのは支那ある爲めであると云ふ事も公平なる觀察力を有する人は異論なき事と思ひます、果して然れば、支那が今日朝鮮に於て一番強大なる勢力を持ちて居るのも是亦た怪むに足らぬ事で、即ち勢力と云ふは恩義の報酬であるのです、支那の朝鮮に有する勢力は獨り政治上のみならず兵略上にも、商業上にも、將た社會上にも非常なる勢を持ちて居る、先づ政治上の事に付ては全く主國と屬國の關係があるので、年々朝鮮より使節を派遣して貢物を奉ると云ふ事や、彼の支那の使臣が始終政治上の事に容喙して國王の廢立、王位の繼紹まで左右せんとする事は既に絶えず新聞紙上杯にも流傳するのですから諸君の夙に知らるゝ所でありませう、而して兵略上の事に至りては是迄我國には一向に知られなかつた事實であります、我が政府の人も此事は知りて居るか居なかつたか、若しも知りて居たならば、なぜ今日まで黙つて見て居たか、どうも其意を得ない譯である。

此事を御話するに先ちて去る明治十七年の變亂の結果なる天津條約の事を一應述べ置かね



ばなりませぬ、併し是は所謂秘密條約でありますから此席では委細を述べると言ふ譯には行きませぬが、兎に角此條約と云ふは時の宮内卿伊藤博文氏が全權大使として清國直隸總督李鴻章と天津に於て會合をして、百方押問答の末取極められた條約であります、倭當時の談判と云ふに枝に枝か出で朝鮮の獨立論と清國所屬論と衝突をするし、或は日清の同盟を約して露國の侵略に當らんと云ふ事柄、種々な問題が裁判に持ち出されたと假定されよ、我が大使は博聞多才當時既に第一流の政治家として特に帝室の重きを負ふて居た今の伊藤伯其人でありましたが、對手の名にし負ふ東洋の名物とも云ふ可き李中堂ですから、此方が強く出れば彼方は弱く受け流し、利口に當れば當る程不利口にあしらふと云ふ様な手加減で、若しも困難なる問題が起れば、權限外であるから御互に控目にせんと云ふ筆法となり、特に當時我が國は内政の改良に力を専にし外交上の事は勉めて温和を守り、早く言へば露西亞だとか、英吉利だとか、扱は獨逸杯云ふ諸大國の歡心を買ふ事に汲々として居たので、我が大使は談稱諸大國に關係するやうのことになれば則ち方向を轉じて他の話をするると云ふ鹽梅であつたと見える、と云ふのも我が大使の主要の目的と云ふのは日清兩國より朝鮮京城に駐在せしめたる兵營を引拂ひ兵隊を撤回する事であつたので、是は當時大

使が日清兩國の和親を保たんに撤兵の一事が最も肝要である、換言すれば兩國兵を朝鮮に派し置くは將來禍根を存して置くので、兩國の葛藤は常に絶間なからんと云ふ考で、尙其奥の手を言ふ時には我が國が當時兵を朝鮮に置いて居たのは、去る十五年即ち花房公使の時の變亂の結果として我が居留人民を保護すると云ふ名義を以て朝鮮政府と條約して兵隊を派遣するやうにありて居たのであるが、清國の方にては到底斯る條約上より得たる如き薄弱なる權利ではなく、歴史上より屬邦視して居たので隨て兵隊を派遣して朝鮮國其れ自身を保護すると云ふ言前があらたのである、うこで我が大使は何處までも朝鮮を獨立國となすと云ふ淡泊な點より解釋すれば公平とも云ふ可き考へがあらたので、倭其れをして獨立國たらしめんには清國との關係を絶たしめねばならぬ、處で清國より兵營まで置いて保護して居ると云ふのが第一不都合であるから之を止めさせて、せめては表面上の關係だけを絶たせ度ものである、併し清國をして兵營や兵隊を撤回せしめんには差詰ぬ我が國が條約に得たる既得の權を犠牲としなければならぬ、是は外交政略の何物たるを解するものは最も苦心すべき事であるが、時の我が政府の評議は假令へ此の既得の權を自棄、少なくとも中止しても清國が朝鮮に於ける表面上の關係を絶たしめざるべからずと決したるものか、大

使が李中堂との談判の主要なる點は此の撤兵一事にてありし、之れが爲めには健方屢、劇論を生じ或は談判の不調とまでに逼りたる事ありしと云ふのである、之を要するに天津條約の個條は三ヶ條であるが、其一條は撤兵の事及び其期日場所を約し、其二條は撤兵後兵士訓練の事及外國教官備入の事を朝鮮國王に勸むる事を約し、未條には撤兵後若し朝鮮國に重大なる紛難の起りたる時の事が約束してある、其時には日清兩國か、或は一國が派兵を要するあれば互ひに文書を以て其旨を通知すると云ふ事を約束したので、即ち我が國は、條約上既得の權を全然棄抛したと云ふではないが、一時之を中止したものである、扱此條約に因りて兩國同時に兵營を撤し兵隊を引拂ふた、是れが所謂天津條約の重要なる結果である、此の撤兵の一事は當時の政府も輿論も認めたので、大使自身も使命を全ふしたるを喜びしならん、然るよ此一事は果して對韓政略の當を得たものであるかないか、今日となりて見れば餘り出來過ぎた申出ではなかりし乎、私は時の政府が八方に氣を配り、一には露英獨杯の嫌疑を恐れ、二には清國との葛藤に慮り、唯に平和を期望したる消極的の政略が外交の上に顯はれたものと堅く信じて居ります、故に撤兵の一事は我が政府が大早計の一大失策と斷言致します、何となれば外交上に於て一旦中止したる既得の權利は容易に恢

復すると云ふ事が六つかしい、假令日清兩國の間に何と秘密の條約がありたとて、外の關係國が黙まつて見ては居りませぬ、表面故障を申立てぬ處が朝鮮政府を尻推して何とが言前を爲させまいとも限られぬ、若し此に重大なる紛難が起りて兩國の派兵を要すると云ふ場合なれば、そこで大變な悶着が起りて來るは知れ切りに居る、詰る處ろ天津條約は一時の平和を謀りて永久の大計を誤りたる苟且の意見より出たもので、到底東洋政略と相容れぬ、要するに朝鮮の形況は前既に縷々述べた通りでありますから、獨立杯云ふ事は此儘にては到底思ひも寄らぬ事であるから、朝鮮が獨りでに歩んで行けるまでは、我國は何處までも干渉の政略を取らなければならぬ。

處で此に御話致さねばならぬと云ふのは、朝鮮駐在の日清兩國の兵隊は去る明治十八年中天津條約の結果に因り儘かに本國にまで引拂ふた筈である、然るに清國に於ては依然として八百人餘の兵員を京城内に入り込ませて居る事實があるのです、其れは何と云ふに京城に在る清國の官衙は統理交渉衙門、即ち彼の袁世凱が駐劄して居る所、并びに理事府即ち我が領事館の如きものが之に附屬をして居る、而して別に巡查廳と云ふが京城の中央に構へてある、是は恰度我が警視廳の如き構で、火の見櫓杯が無造作ながら備はりて居る、

諸此等の官衙に在る大小の官吏を善く調べて見るに、統理衙門の官吏は悉く陸軍士官にして理事府のものも同じく將校、而して巡查廳の巡查は皆下士官と云ふ事が知れました此の巡查の下士官は日番定員八十人と云ふ事で、是は市内に雜居散住する清國各商店より輪番にて交勤すると云ふのです、諸其商人と見るは即ち悉く兵卒であるので、其總數凡そ八百人と云ふことです、天津條約も最早是では片輪とありて居る、即ち朝鮮に於ける我が國の勢力は政略上兵略上數歩を清國に譲りて居るものである、朝鮮の地位と云ふは東洋問題の中で一番危急な地位に立ちて居るが、此問題を決したものが善く東洋の覇權を握るは言ふ迄もなき事である、果して然らば政略上兵略上に於て一手も二手も他人に先んぜられ居て、尙ほ東洋の盟主とか覇權とか説くものあれば迂も亦た甚しと云ふ可きものではありませぬか、以上の事實は我が政府は知りて居たか居なかつたか、知らず居たならば、外交上の怠慢と云はなければならぬ、知りて居ながら不問に附して居たと云ふならば、其責一層重い、孰れにしても過去の事ハ強ても尤めず、唯現在及び將來に於ける對韓の政略を何と一定するか、少くとも現に片輪とありて居る天津條約の結末は何とする。

清國政府は此くの如く政略上兵略上に於て朝鮮國を保護して居るのみならず、商略上に於ても自國民を保護して居るのは誠に一驚を喫す可き事である、凡う京城内に在る清商店の重なるものは皆政府の保護に因りて成立ちて居るので、如何なる競争にも打勝つ事が出来るから我が國人杯が如何にアかいた處が所詮清國人を追斃すとが出来ないと云ふのは即ち本國政府の保護があるからです、清國人は朝鮮人に對して常に供給者の地位に立ち之に反して日本人は需用者の地位に居るので、即ち朝鮮人が需用品の重なるものは悉く供給を清商人に仰いで、居るので、日本人は之れが下受或は幾何かの口錢を取りて委託販賣をして居るのであります、總して日本人は穀物だの牛皮だの買取りて行くので、其朝鮮人に供給して居るは僅かの雜貨品に過ぎない、故に朝鮮人に取りては我が國人は大切な得意先であります、商權の大部分は既に業は清國人に占められて居るのが實際の有様です、勿論税關の表杯に因りて見ますと日本人が殆んど貿易の全權を占めて居りますが、併し是は當にあらぬ、何となれば需用者と供給者との地位が違ひ、且つ清國は接壤の地であるから陸地貿易も暗々盛に行はれ、又た行商と云ふのも勝手に行はれて居るのですから貿易の全權が日本人に歸して居ると云ふのはハンの表面上の虛形、帳簿上の空式と同様で、其實力實權は常に清國人の手裡に歸して居りて操縱自由自在と云ふ事實があるのです諸此の清政

府の保護と云ふは如何なる方法に因りて遣りて居ますか、儘かに分りませぬが、何に致せ資本の全額を貸し渡し年々賣上高の中より利息を納めると云ふ仕組らしく受取られます、尤も京城内に於ては清國の大商店と云ふ可きものは四軒あるので、他は皆請店と云ふ可きものです、固より兵商同一主義ですから公然兵營を築き兵隊を派遣するよりは簡易にして或は出入相償ふかも知れません、流石に李中堂の計番と見れば感服の外なき次第です、我が國たる者は之を黙つて視て居られませうか。

又一つ支那政府が朝鮮に施して居る事業は電信である、是れは兵路上商路上に取りて莫大なる關係あることと言ふまでもない事で、我が國の爲めには返すくも遺憾の次第である内亂か外憂の起りた場合、或は商業上の掛引に關して秘密の往復を爲さねばならぬ時、左なくとも政略上に於ける本國政府との掛合杯に就て秘密と云ふは到底期し難い、電信を取扱ふものは支那人であるし、電文は日本語を用ゆるの便宜を缺き、尤も日本への線路は上海線と釜山線との二線ありますけれども、孰れにしても取次人を豫しめ定めて置かねば暗號杯は打たれぬ不便がある、之に反して支那人は總ての出來事を迅速に知り得可き利器を有して居る、此一事にても我國は早既に全局の勝利を清國に占められて居るものと云ふて

宜し、何と殘念の至りではありませんか。

次に泰西諸國の勢力は如何にと調べて見るに、先づ地形上其他總ての點に於て直接の關係を有して居るのは露國である、故に政治上に就ては充分注意して居る形迹が見えてある、彼の慶興の陸地貿易は既に實行されて居るし、又た一時新聞紙上杯でやかましく露韓秘密條約も其信僞は未だ今日に至るまで明かあらねども、要するに其經營には頗る苦心したもので又た現に苦心しつつあるものと見えます、併しながら兵略上に就て、露國が朝鮮を侵略するの利害に於ては何とも想像し難い、寧ろ侵略は却て露國の不利であることは殆んど同國有力者間の定論となりて居ると云ふのです、唯機もあらば内政に干渉して大に威權を八道の中に揮はんとする野心と東南海岸に於て浦鹽に代ゆるの良港を得んとする企望は萬之れなしと云ふ可らず、少くとも此位の熱望は儘かにあるものと斷定さるゝ、露國に次で現に内部に勢力を有して居るのは米國人と獨乙人である、併し是は其本國の意嚮を代表したるものではなく、間接は露國勢力と系統を同じして居るものと見らるゝ、露國の外交術に巧みなる此邊には努め疎かにせじ、彼の一時聲名を博せし獨人モルレンドルフが形迹の如きを見ても其一斑を知らるゝではありませんか、目下米獨兩國人の重要な地位

に在るものを擧ぐれば。

内務府協辨(法律顧問)	米人	グレートハウス
全 (政治顧問)	同	リゼンドル
練武公院教官	同	リンデット
總稅務司代理	獨人	シヨツニツケ
仁川稅務司	米人	シヨンストン
釜山	同	ハント
元山	同	オイセン

之を一見するときには實際は兎も角も國政の重なるものは皆米獨兩國人に委ねてある、米國は勿論のこと、獨國と雖も第一地形上の關係が全く無いので、逆も朝鮮に野心あるべしとは思はれぬが、唯同人種關係より日清の如き異人種より寧ろ露國に親しむべき、自然の傾向がある、而して世界に於て特に東洋に於て露國と利害を異にするは英國である、東洋に於ける英露の衝突と云ふとは久しく論客の唱道する所であります、併し英國は先年巨文島を占領したと云ふ一件より外は、別に朝鮮の内部に手を出した事は聞かぬ、要するに

朝鮮の獨立を保護せんと思はれず、獨にあらず、米は勿論の事、唯露の大強國である、東洋の安固を謀らんには朝鮮の問題を決するより急るは莫し、朝鮮の問題を決せんには人種上地形上及び歴史上總ての點に於ける利害に就て我が國は率先して清國を提げ與に共に既に死したる國家を蘇生せしめて、以て其獨立を保護しおければあらぬ地位に立ちて居ると思はれます。

借我が國が朝鮮に施して居る事業は何かと云ふに、郵便である、此一事は幸に支那に先鞭を著けたので、目下朝鮮の郵便物は一切我が遞信省の郵便局に因りて取扱はれて居る、朝鮮人も支那人も將た西洋人も、皆我が政府の恩澤に浴して居るのである、併しながら勿論居留地のみに限られてあるから一層進んで彼の電信が清國政府に因りて布設せられたるが如く、朝鮮國の郵便は一切我が政府の特權としたらば遞信事務に於て清國との權衡が取れる譯である、其他道路橋梁或は鐵道、又は海運の全權、礦物採掘等到底朝鮮國自身が成し遂ぐ可き事ではあるから、此等の事業に就ては最も我が政府や民間實業家が注意すべき事ではありませぬか、若し又た一鞭を他人に着けられたならば悔ゆとも及ばぬ始末よなるは申すも愚な事である、凡そ我が國人は朝鮮の内部には何にも勢力がない、尤も十七年の

變亂前は随分日本の勢力が入込んで居たのであるが、天津條約以後は對韓の方針が一變したものと見え朝鮮の事は萬事知らぬ振りをして打過したと云ふ形迹があり、今日に至りたるものである、是は時の勢で止むを得ぬ事情がありたるものに相違ないが、既往の歴史は餘り深く穿鑿することを止めませう。

朝鮮の現制并に日本との關係、即ち此に掲げました講題に就ては略其要領丈けを御話し致しました、併しながら朝鮮問題、則ち東洋問題の中で最も危急ある、最も速かに決せねばならぬ朝鮮の事に就て、實地に看察したる所と之に關する私の意見とは中々少しの時間にては御話し盡せませぬ、唯其大要丈けは是迄申述べたる所にて大概御了會にありましたろうと思ひます、次でに朝鮮居留の我が官民のことに付き聊か御話を致して置き度い、從來我が居留民の韓人に對する状態は、嘉永安政の前後に於て西洋人が我が國人に對したるやうの趣があるので、之れが爲め我が國民の資格を落して居ることは尠少ではありませぬ、是れといふも畢竟居留民の七八分までは假令へば對州や五島邊、但しハ馬關廣島の漁民或は大工左官と云ふ種類の徒渡航して無智蒙昧ある韓人に對し種々の手段を用ゐて漸く一軒の店を構へ、茲に商人らしくなりたと云ふものが多い、其例一を擧ぐれば、韓人は金錢

の蓄へが少いので、借りて返さぬと云ふ横着な根性があるので、非常に金錢を欲しがり、貸しどへすれば幾何でも借ると云ふのです、ソコで意地悪き居留民は不動産や、貴金屬等確實ある抵當を取りて驚く可き高利の金を貸す、其中には利が十日一割など云ふがありて利が利に積み三ヶ月にて元金丈けの利息を擧ぐると云ひ、期限が來れば抵當を用捨も全く引揚ぐるソコで紛議が起る、紛議が起りても約束あれば致方が少いので、何時も債主の勝とあり、韓人は不平たらしく所持の地面杯を引渡すことよある、此高利貸の弊は領事館の詮議に因り、目今の處では餘程薄らきたと云ふ事ですが、韓人の金錢を借るは矢張り衰へあひ、而して京城にて地所の賃入は、今日でハ公然たるもので、韓城府の登記を経て契約すると云ふ手續にありて居るので、即ち土地所有權を公許して居る事實があります、右申したる外、「ニッケル」の時計に金「メッキ」をして賣附けたり、廢物になりて居る機械を譲渡したり、斯る例しは數ふるに違ない位で、韓人は漸く欺かれたるを覺るに及びて、一人傳へ、二人傳へ、誰云ふとなく日本人は油斷のあらぬ奴原であると云ふ感情を懷くやうになりたのである。

扱又當局者の交際法に於ても一言し置き度く存じます、全體個人間に於ても知らるゝ事

東洋人と西洋人とは全く氣稟風習を異にして居る、即ち國交際上に於ても西洋に自ら西洋の交際法があり、東洋に自ら亦た自ら東洋の交際法がある、然るに東洋も西洋も一所にする時は、大變を誤りが起きるであらうと思ふ、例へば踏舞や夜會杯は西洋流の交際法だが、詩酒唱酬は、古來東洋の交際法と成り來りて居る、故に朝鮮の公使を始め、書記官や交際官杯はどうしても東洋流の交際法に馴れたる人を選ばなければならぬ、又た例へば各國の公使館にては孰れも通辨として一人や、二人の朝鮮人を備ふて居る所は無いが、我が公使館では日本人が皆通辨を勤めて居る、是は便利でもあるが國交際上には甚だ不便を感もある、是等の所は當局者の一考を煩はしたいものと思ひます、而して特に私の當局に冀願致す所は全權公使派遣の事である、凡そ此邊の意見に就ては澤山ありますけれども餘り細く御話しするは本日講壇に登りた主意に背きますから此位にして置きませう。

是迄御話し致しました所の主意を一括して見れば、朝鮮の國と云ふは唯名ばかりで、若しも此國が亡ぶれば直接に東洋の安危に關し、特に我が國に取りては容易ならぬ關係を及ぼすのである、而して我が國は東洋の盟主とか、世界の中心とか理屈ばかり高尚に積んだ所で、何の役にも立たぬ、東洋の盟主とか世界の中心と云ふらば實際の仕事をして見な

ければならぬ、差當り東洋の一隅、而かも我が隣國に斯る危急を國があらぬが、我が國たるものはドコくまでも助けて之を眞の獨立國としなければならぬ、獨立とせんには從來此國と關係の最も深い支那と相提携せねばならぬと云ふに歸着するので、楮之を實行するにはどうしても、一度び實制の大改革を斷行させなければならぬと云ふので、我が國は從來の方針を一變して出來可き丈け干渉の政略を執らなければならぬと云ふ二つの點にあるので、而して斯くまで朝鮮に手を附けねばならぬと云ふは、惟り、我が國の自衛上より論ずるばかりではありませぬ。

## 朝鮮紀行

一七八

左の一篇は、某高等學校卒業生にして、最も有爲の望みを屬せられたる志士某君か、卒業の後、殊に心力を東邦諸國探檢の事に用ひ、首として支那及朝鮮の語學を修め、明治十九年、先づ支那に遊び、二十一年歸朝し、廿二年轉じて、朝鮮に遊びたる時、其紀行の一部分なり。其記する所は平易尋常の事に過ぎずと雖も、亦以て朝鮮内地東部各處の事情を推知するの一助に供ふるに足るものあり、彼漫然旅行せる日記の類と同日の比に非ず、又徒らに大言壯語以て快を誇るの文詩翻譯的記行の論に非らざると、言を俟たず。故に、之を収録し、以て参考の一端に資すと云ふ。

### ○朝鮮紀行

朝鮮は、東洋の最要地にして、其興亡盛衰は、大に東洋の安危に關係すると、言ふを俟たず。古へより、三韓、三國、高麗、朝鮮と、數回革命ありと雖も、我帝國及支那とは、其間常に密着の干係を有し來れり、鎖國時代に於ては、相互に其國情を詳かにするの必要も

多からざりしか、近時に至りては則ち然らず、朝鮮已に歐米と通商を始め、就中、北俄西清、益す大に此國に注目し、威を以て内政に干渉し、利を以て民心を收攬せんとを競争す。此に於てか。各邦識者は、朝鮮を評して東洋の「バルカン」半島とあす、夫れ「バルカン」半島か、歐洲諸國に如何なる影響を及ぼせるかを考察して、朝鮮も推及すれば、轉々慨然に堪にざるものあり、我國、朝鮮と久しく交誼を通したりと雖も、幕府の時は眞に其儀式上に止まるに過ぎず、而して新たに親厚の盟約を結へるは、蓋し明治九年、修好條約より始まれりと謂ふべきあり、而して朝鮮は此時までは、單に隣國なる支那と交通せしのみにして、朝鮮國勢の消長は、我東洋に於て著大の關係を有せざりしかとも、爾後數年を出てす朝鮮の形勢駁々として變移し我國及び朝鮮の國交上、貿易上、實に等閑に附すべからざるととあれり、然り而して、我國人は、二三十年來歐米の文物に眩酔し近きを捨て、遠きを採り、歐米諸邦のことと云へは今日我國人の皆明知する所景慕する所なれども、其對岸ある朝鮮の事情に至りては之を詳にするもの尙ほ少し、否、措て問はざるもの多し、一旦事あるに當ては、我國と密接の利害關係を起し來ると必せり、況や東洋のバルカン半島、將來、諸種の關係を及ぼし來るべきと火を觀るより明なり、是に於てか余一遊の念あり、夙夜汲々



として其語學を修め、今年に至りて始めて對談支障なきに至れり、即ち素志を達せん爲め、明治廿二年三月廿二日、程を東京に起し、横濱に至り、汽船東京丸に乗り、神戸下の關を経て、廿五日午后、長崎に着し、廿七日高千穂丸に乗替へ、廿八日午后二時、釜山港に着す、汽船問屋を大池と云ふ、之に宿し内地旅行の準備を問ふ、主人曰、本港より京城に至る、里程凡百十餘里、飛脚は八日乃至十日にして達すへきも、外人旅行は通常十二三日を常例とす、之に雨天滞在等を見積もれば大抵十五六日を費やす、故に此十五六日間の食品、衣類、及び旅費等の準備は勿論、從僕朝鮮人一名、馱馬乗馬の雇入れ方、旅行免狀下附の請求、等を爲さるへからざるを以て、發程迄は凡そ二三日を要すへしと、余曰く食品衣類の用意せざるへからざるは、嘗て聞き及たることなれども、是逆も一疋の馱馬を要すへき重荷はあるまじき馱馬を雇ふは何の爲めと、曰く、朝鮮にては紙幣の發行無く、爲替の法をし旅資悉く韓錢を持參せざるへからず馬夫二人、及び從僕一人の給料旅籠料雜費の類を、一日凡そ一貫文、(一圓六十錢許)と假定すれば、十六日よして十六貫文(二十五圓六十錢)を要す、此十六貫文と衣類食品を合すれば、是非一頭の馱馬を雇はざるへからずと、余は之れを聞て誠に不便なること、思ひしも、朝鮮事情に迂るるを以て、主人の言に従ひ諸

般の準備を主人に命じ置き、直ちに領事館に至りて免狀下附の儀を請求せしに、領事館曰く釜山港監理官は東萊府に在り、居留地を距る三里、今日は已に時間もあきことなれば、明日該府に照會し置くへし、明後日來りて受取れと、余は一日も早く發足せんと思へども斯の如く準備に日子を要することあれば、來る四月一日を以て發途に決せり、

抑、日本朝鮮は、僅に一葦を以て相隔つと雖ども、外國と云へば、其旅行も頗る仰山あるか如し、然れども日韓双方の交通往來は誠に容易至簡あるとにて、若し我下の關より發航すれば、僅に十三時、長崎よりするも十六時間に過ぎずして達するを得大島鹿兒島等に比すれば、遙に便利あるを覺ゆるなり、又船舶交通も、現今大に頻繁を加へ、下の關よりは毎月三四回、長崎よりは五六回、時には博多よりし對馬よりし釜山に在ては概ね隔日位には日本の通信を見るとを得へし、釜山港は慶尙道の東南角にあり、我對州を距る僅かに五十海里、天晴氣朗あれば、立て互に相望むを得るあり、灣口に絶影島(俗に牧ノ島と云ふ以前牧場あり)を以てあり、周圍七里南北に長く、東西に短し、島の兩端は、海水流通し、船舶兩口より入津すれども、西方は島と居留地の間に狹水道あり、海底淺きを以て吃水深き船舶は航通するを得ず、是を以て汽船軍艦の大なるものは、悉く

東方より入り、釜山鎮城に向て北航し、灣の中央より西に轉じ、居留地を距る大抵十丁許の處に投錨す、灣の廣さは方三乃至四海里許、山岳岸上に環繞し能く四方の風波を防ぐ、屈指の良港と謂ふべきあり、居留地は、北に烽臺山を負ひ、南絶影島に對す、廣袤十萬坪、中央に龍頭山あり、高々凡百五十尺、上は金刀比羅辨天の二社あり、東南隅に龍尾山あり、高さ七十尺許、加藤肥州の社あり、四山襟脈を顯はし、其色皆赭きも、此二丘岡は獨り老松蒼蔚、眞に別世界の觀あり、二丘の間を市街とす、龍頭山を抱けり、戸數

人口——三港中我國人の多き、本港を以て第一とす、日常需用の物品何も

不自由を感するなく、學校、病院、警察署は素より、料理店諸問屋遊廓に至る迄、悉く備はりて、我國と毫も差違あるとなし、聞く、領事館の事務は郡役所に彷彿し、居留人民も亦自ら永住の目的立るもの多しと、嗚呼、我國人の外國貿易を爲せしは、何れの地を以て始めとす、此釜山港を置て、他に又之れあるを聞かざるあり、其淵源は、今實に之を知るに由なしと雖、書契の考ふるに足るものは、嘉吉三年を以て始めと爲す、即ち足利時代にして、爾來多少の斷絶ありしにもせよ、今年に至る迄四百四十餘年の久しきに亘り他の外國貿易地と自ら其趣を異にし、現に植民地の觀を呈するもの、蓋し其因なきにあらざるべし、

きにあらざるべし、

慶尙、全羅の沃土を控へ、東南西に豊水を有したる釜山港は、我國を距る最も近く、露西亞領に、支那境に、交通自在の土地なるを、我帝國臣民の奮て朝鮮貿易に従事し、前途國益を増進するの多望は、決して遠き南洋諸島等の比にはあらざるべし、其遺利多きと沃土の廣きは、日を追て漸次記する所あるべし、

四月一日晴、準備全く整ひ、午前八時、釜山港を發す、一行は東京より伴ひ來る所の從者一人、韓僕一名、及び馬夫二名、上下合せて五人とす、釜山灣の西北岸に沿ひ、烽臺山の東南麓を東北進し、一禿丘を越ゆ、海岸に小平地あり、方凡そ五丁、之を支那の居留地とす、當時一の理事府、二三の商店あるのみ、別に記すべき事なし、東北隣を草梁項とす、人家百餘戸、住民悉く漁業と商業とを以て生活せり、行くと廿七丁許、百四五十戸の村落あり、舊館と云ふ、監理分署、警察署等あり、往時は此に居留地を設けたりしを以て、今に此名を存せりと、其西側丘上に石墳あり、碑石を建つ、之を對州人士津江氏の墓とす、往時、津江氏の藩侯の命を受け、此地に來り、貿易地を今の居留地に移さんとし、熱心よ計畫盡力して、遂に其意を果したる後、不幸にして此土に死せり、明治十三年に至り、

貿易漸く盛況を來し、人家稠密するにも拘はらず、租界の狭きを覺へず、船舶の出入波土場の位置等に至る迄不便なきは、實に津江氏の擇地其宜しきを得たるものとし、居留民協議義讓して、此一大碑石を建立し、以て同氏の偉蹟を表せり、其東北六七丁を釜山鎮とす、人家四百餘戸、商漁二業を以て生計を營む、東偏に石造の城郭あり、高二間半、周圍十餘丁、四門を備ふ、西門上に樓櫓を築き、額に金鑿關と大書す、郭内東部に小丘あり、高さ十間、老樹叢立、碑閣隱見す、文祿の役、節に死する者の碑ありと云ふ、其西側に官衙あり、水軍僉節制使、之に居る、城外北方は一面水田を敷き、南方海灣に濱す、東は高さ六百尺の山脉を控へ、西又小西の城址に對す、城址は、釜山港北なる烽臺山の流脉にして、高三百尺許、松樹疎立し、風趣稍佳あり、行長の釜山に達するや、先づ本城を陥れ、之を根據地と爲し、四方に小砦を築て、守備を嚴にす、遺跡歴然として存し、築城の有様、一目して日本人の手に成りしを知るあり、鎮城より海岸に沿ひ、東行すると凡そ半里許に牛岩浦あり、人家僅に十餘戸、彼我漂流民を受授せし所なり、因に記す、往昔、留居官民一切館外に出づるを得ざりしも、此漂流民受授の時に限り、對州使臣は、釜山城下を過ぐるを得しものと知るべし。

釜山鎮を發し、北に向ひ馬飛峴を踰へ行くに凡二里、南川を渡る、巾僅に十間、稍堅牢なる石橋を架す、洗兵橋と云ふ左右に堤防あり、上は竹藪とす、其北四丁許に東萊府あり、南門は二重に築き、外郭は瓦製とす、穹窿にして高さ三間上に樓を設く、洗兵門と扁す、官衙の前を過ぎり、西門外李喜善の家に投す、東萊府は府使、兼釜山監理の居城なり、午餐を畢り、韓僕を伴ひ、府門に至りて刺を投す、監理直ちに余を應接所に引き、對面す、先づ寒暄を伸へ、旅行免狀下附の謝意を陳す、監理は、京城の人にして李容植と云ふ、年齢凡る三十四五、傲然尊大を構へ、余か旅行の主意を問ふ、余答へて曰、貴邦と我國との商業をして、確實旺盛ならしめんため、貴邦内地の状況を觀察し、且つは余か學ひ得たる語學を研究せんとするにありと、監理曰、學語已に熟せり、尙ほ研究の必要あからん、又兩國の貿易は今日に始まりたるにあらず、由來已に遠し、故に、商品の好惡、人々の嗜好に至るまで、大抵辨識しあるに、何を苦て、千里異域に艱苦を嘗むるの必要ありやと、余曰商品の好惡、土地嗜好は、日一日に新にして、今日是とする所、豈明日非とする所なきを得んや、況や、兩國貿易は、創業にあらず、我商民も、數百年來の慣習に浸漸し、大に心に安んずるものあり、其心に安んずるは商機の敏活を失ひ、商業の萎靡を來たす、一大原因た

ると、古來各國の歴史に徴して明かなり、是れ今日、余が貴邦内地の状況を視察し、兩國の福利を謀らんとする微衷ありと、監理更に論究するとなし、語を他に轉すと雖も、其容貌語氣は、頗る余の旅行を疑ふもの、如し、何となれば、余は釜山在留の商民にあらず、突然來りて旅行を企圖するのみか、我國民の内地を旅行せし前例は、官吏の遊歴にあらずれば、商民の借金催促、米穀の買出し等に外ならざるに、余は其官吏にあらず、又商業上の必要を帯ひたるものにあらず、唯漠然と商業視察を以て名とするか故あり、茲に監理と相對して談話すると凡一時間、余は面晤を得るの榮を謝じ去らんとす、監理曰、已に薄酒を命したり、共に酌て他日再會の記念とせんと、余一たひは之を辭せしも、厚意棄て難く、再び席に就けり、少時酒出つ、美羹佳餚ありと雖、魚鱒、生栗、熟牛の數皿、大概口に通せざるを、酒稍酸味を帯ふると雖、亦飲み難きにあらず、余以爲く食物の適せずと云ふものは我國人の常套ならんと、密に前途を樂み、杯酒數巡、厚く好意を謝し、再會を期して旅寓に抵り、從僕馬夫を促かし程を起す、時に午后三時なり、北に向ひ田圃の傍を行き、半里許にして金井里に着し、温泉宿李別將（別將とは官名にして我下士官に相當す、當時非役中、温泉取締兼主人）の家に宿す、日尚ほ高しと雖、發程當日と云ひ、前途

沐浴の不便を聞き大に、一行此に浴し、塵垢を洗ひ去て行かんとを期すればなり、金井里は、戸數三四十、前は數頃の田畠を隔て東萊城に對し、西方金井山を負ふ、山の高さ凡九百尺、全林岩石を顯はし、一樹の之を掩ふものあり、上に城砦あり、金井山城と云ふ、西方洛東江畔に起りて山頂に達す、周回一里餘、別將之を守る、守城將は東萊府使兼務すと云ふ、

温泉は、平地に湧出す、熱度頗る酷たしきため、花崗石を以て造りたる桶に汲み、稍冷ゆるを待て浴するを法とす、明治十五年以來、我國人來浴するを得、家屋を中分して二室となし、彼我の浴場を異にす、而して、我邦人の入浴處は、更に二室に分劃し、男女の浴場を殊別せるも、朝鮮人の浴する處は單に一室あるのみならず、桶亦一個あるか爲め、男女官民、各、其時を得されは、入浴する能はず、不便の極と謂ふべきあり、長袖を着け、長管を用ひ、尊大に構へ、悠然と語るの氣風は、延て浴場に迄波及せり、此等緩慢の情態は、我邦人の到底忍ぶ能はざる處あれども、朝鮮人は沐浴を爲さず、夏季に於て毎週數回冷浴をなすの外は、拭て之を濟ますの風なるを以て、温泉若くは藥泉等に浴するは、病人にあらずれば近傍村民に過ぎざる程のことなるか故に彼等は不便を感せずものか兎に角